

平成18年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年9月15日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 平成18年第2定付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について(総務文教常任委員会報告)
日程第4 意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」現行維持に関する意見書
意見書案第2号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書
意見書案第3号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書
意見書案第4号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書
意見書案第5号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書
意見書案第6号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書
日程第5 報告第3号 例月現金出納検査報告について
日程第6 委員の派遣について
日程第7 委員の派遣報告
日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

- 意見書案第2号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書
意見書案第3号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書
意見書案第4号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書
意見書案第5号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書
意見書案第6号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書
日程第5 報告第3号 例月現金出納検査報告について
日程第6 委員の派遣について
日程第7 委員の派遣報告
日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 出席議員(35名)

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 平成18年第2定付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について(総務文教常任委員会報告)
日程第4 意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」現行維持に関する意見書

14番	渡	辺	宏	治	議員	福祉事務所長	中	西	薰	君
15番	田	中	好	望	議員	上下水道室長	関	下	富士	夫君
16番	野	本	征	清	議員	教 育 長	藤	原		忠君
17番	佐	藤		勝	議員	教 育 部 長	今			裕君
18番	谷	内		司	議員	市立総合病院長	佐	藤	健	一君
20番	熊	谷	吉	正	議員	市立総合病院長				
21番	渡	辺	吉	正	議員	市立大局学長	中	尾	裕	二君
22番	栗	栖	賢	一	議員	市立大局学長				
23番	東		千	春	議員	監 査 委 員	森	山	良	悦君
24番	宗	片	浩	子	議員					
25番	野	々村		勝	議員					
26番	中	野	秀	敏	議員					
28番	村	端	利	克	議員					
29番	川	村	正	彦	議員					
30番	福	光	哲	夫	議員					
31番	斉	藤		晃	議員					
32番	武	田	利	昭	議員					
34番	三	宅	幹	夫	議員					
35番	小	野寺	一	知	議員					
36番	大	久保	光	義	議員					

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	伊	藤	矩	康
書 記	間	所		勝
書 記	久	保		敏
書 記	佐	藤	葉	子
書 記	開	発	恵	美

1. 説明員

市 長	島	多	慶	志	君
助 役	今	尚		文	君
助 役	小	室	勝	治	君
総務部長	石	王	和	行	君
生活福祉部長	山	内		豊	君
経済部長	手	間		剛	君
建設水道部長	松	尾		薫	君

○副議長（堀江英一議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（堀江英一議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 木戸口 真 議員

21番 渡 辺 正 尚 議員

を指名いたします。

○副議長（堀江英一議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

行財政改革について外1件を、中野秀敏議員。

○26番（中野秀敏議員） おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきますと思います。大項目で2点を質問したいと思っております。

初めに、行財政改革についてであります。時代は人口減少時代に突入し、高齢化社会と移り変わる中で、どこの自治体においても財政基盤の弱体化が危惧されております。その中で、高度多様化する住民ニーズに対応できる能力を備えた効率的な体制整備、確立をすることが求められております。市長の執行方針では、行政みずからが担う役割を明確化していくことが求められていることから、新しい視点に立ち、不断に行財政改革に取り組み、従来の体制を刷新していくことが必要であると述べられております。また、先般の行政報告において新行財政改革推進計画を12月を目途に作成することとしております。健全な行財政運営なくして新市の総合計画の実効性はないと私自身も思っているところでございます。そこで、1点目、今回策定の新行財政改革推進計画においてどのような数値目標を定めるのかお伺いをしたいと思います。

2点目、市長は、このほど将来を見据えた財政

健全化を図ることがねらいとし、職員組合へ3年間の期限つき7%削減案を提示したことがマスコミ報道されております。行財政改革における人件費の削減は重要課題であります、削減案の根拠についてお伺いをいたします。

3点目に、行財政改革の中で旧風連町行財政改革検討委員会における答申、また合併協の中での事業団への運営に移行することになっている風連特別養護老人ホームの民間委託への取り組み状況についてをお伺いをいたします。

4点目に、行財政改革において市民の理解、また痛みも伴うものであります、新行財政改革における補助金、また負担金の削減の見直しをどのように図るのかお伺いをいたします。

次に、大きな項目での2番目、地域自治区についてお伺いをいたします。合併協議では、旧風連地域に市町村の合併特例に関する法律により合併特例区を設けることとし、旧名寄区域には合併後地域自治法による地域自治区を設置することとしております。地域にできることは地域の視点に立ち、地域と行政との新しい役割分担を担う上で旧名寄地域での地域自治区の今後の取り組み日程をお伺いをいたしたいと思っております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま中野議員の方から大きな項目で2点にわたっての御質問をいただきました。最初に、1点目の行財政改革についてお答えをさせていただきます。小項目の数値目標の設定についてでございます。

本市の行財政改革は、今まで国からの指導によることなく主体的かつ積極的に取り組んでまいりました。しかし、平成17年3月末に総務省から各地方自治体においてより積極的な行財政改革をさらに推進するための助言として、具体的な取り組みを示しました集中改革プランを策定し、公表することなどを内容とする地方公共団体における

行政改革の推進のための新たな指針が示されたところであります。この集中改革プランは、一つには事務事業の再編整理、廃止統合であります。二つ目は、民間委託等への推進であります。三つ目は、定員管理の適正化であります。四つ目は、手当の総点検を初めとする給与の適正化であります。五つ目といたしまして第三セクターの見直し、六つ目といたしまして経費節減等の財政効果などについて改革の具体的内容を明記し、可能な限り目標の数値化やわかりやすい指標を用いて、どのような取り組みをいつまでにどのように実施するかを具体的に記載していくものであります。今回策定いたします新名寄市行財政改革推進計画では、集中改革プランも含めて策定することといたしており、個別課題等については実施年次を明記するとともに、必要な数値についても設定をしまいたいと考えております。

次に、給与削減の根拠についてでございます。今回の職員給与削減の提案につきましては、平成17年度の決算見込みにおいて実質単年度収支が2億5,700万円の赤字となり、これまで行っておりました基金への積み戻しができず、今後基金に頼る財政運営ができないこと、また病院会計で平成16年度以降毎年約4億円の赤字が発生していること、さらに合併により地方交付税の算定がえの措置はありますけれども、19年度から実施予定の新型交付税を初めとする第2期三位一体改革により交付税の制度自体の先行きが不透明なことによる財政硬直化を回避するために、これら要因のおおむね2分の1程度を職員給与の削減により協力をお願いしようとするものでございまして、現在鋭意交渉を進めております。今後作成してまいります行財政改革推進計画の中では、健全な財政運営のために定員管理として退職者の補充数等中長期的な視点に立った数値目標を持って財政の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の風連特別養護老人ホームの民間委託の取り組み状況についてであります。しらか

ばハイツは、旧風連町の施設として昭和63年4月1日、定員50床で開設し、平成4年4月1日、30床を増床し、合計80床とほかにショートステイ10床で現在に至っております。旧風連町におきましては、厳しい財政状況から平成14年12月の風連町行財政改革検討委員会答申で行政の守備範囲の見直しを図ることとし、その第1番目の項目として特別養護老人ホームの民営化を早急に進めるべきであるとされたところであります。また、平成15年11月の庁内プロジェクトチームによる行財政改革検討会議報告においても特別養護老人ホームの移管、委託が特記事項として掲げられ、さらに翌平成16年度に合併の判断材料として風連町民に示された風連町単独の場合の財政推計では、経常経費の見直し項目で重点的に取り組む課題として掲げられた経緯がございます。議員も合併協議会の委員として御協議をいただいたところでありますが、この基本項目検討小委員会では直営、または事業団委託に伴う運営形態の違いが直接入所者が受ける介護サービスの内容に大きな差は出るものではない、職員については合併時に新市に引き継がれるものであるけれども、合併協定の中ではしらかばハイツの経営は社会福祉事業団等に移行する等方向を明確にした上で関係する職員や団体と必要な協議、調整を行うこととされたところであります。このような経緯を踏まえて、新市としても行政組織、体制のスリム化を初めとしてさらなる行財政改革の必要が叫ばれており、新市発足と同時に風連庁舎に地域課題特命担当参事を配置し、具体的に移行のための検討、調整を行っております。現在の状況は、課題の洗い出しや内部協議のスケジュール、その他必要な資料の作成を精力的に行っているところであります。

次に、4点目の補助金、負担金等の見直しについてでございます。補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益活動を行う団体、市民活動を活性化するなど、市・町の

施策を展開する上で長い間重要な役割を担ってきておりました。補助金見直しに当たりましては、単純に縮減や廃止を目的とするのではなく、市民の意識高揚と参画の中で公平性、透明性、公益性が確保され、市民の利益に役立つ活動を支援する仕組みが必要であります。しかし、長期継続の補助金の中には一般論として時の経過とともに補助金の目的が希薄になったり、効果が疑問視されるものも出てくるものと言われております。これまでも旧市町においては一定の基準を設け、見直しを図ってきております。新市で策定をいたします新行財政改革推進計画の改革の柱の大きな一つに健全な財政運営がありまして、その中で補助金、負担金の見直しをしていくことになっておりまして、一定のガイドラインを策定し、計画の中で見直しを図ってまいりたいと考えているところであります。

また、負担金の見直しについては、名寄市が加入しております各種協議会や団体などについて具体的に必要性を検討し、脱会も視野に入れた加入の意義を検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな項目の2点目の地域自治区についてであります。今後の取り組みと日程についてお答えをさせていただきます。合併協議では、旧風連町区域に市町村の合併の特例に関する法律による合併特例区を設置することとし、旧名寄市区域には合併後地方自治法による地域自治区を設置するといたしております。現在は、旧風連町区域には合併特例区が設置されておりますが、旧名寄市区域では合併後に小学校区単位を基本とした地域自治区を設置することとなっております。この構想を進めるに当たり現在内部で検討している状況であります。現在も地域では数多くの組織がさまざまな活動を行っておりますが、地域の担い手として大きな役割を果たしているのは旧名寄市区域にこまなく組織されている町内会であります。地域自治区の構想は、町内会が現在果たしている役割と重複する部分もあることから、その必要性

が理解されにくい部分もあるところであります。このようなことを踏まえまして、本年度は町内会を初め地域のために活動する組織と話し合いを行うことを中心として、重複のない地域自治組織の設置に理解を得たいと考えております。そして、19年度以降は、地域コミュニティーの基本単位となる区割りの設定や地域自治区を主導する地域協議会の設置など、設置準備の話し合いを進めていくとともに事業の具体的な検討を行うなどいたしまして、平成20年度中に制度化、これは条例化を目指して進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、2番目で質問をいたしました地域自治区の部分について再質問をさせていただきたいと思っております。答弁にありますように非常にそれぞれ町内会活動を活発にやっているということで、中には地域自治区を設置することが屋上屋になるのではないかということで、本当に今までの地域のコミュニティーがかえって地域自治区によってコミュニティーがなくなってしまうというような状況が起きるといようなことも考えられないわけではないわけでございますけれども、事情は私そんなに詳しい方ではございませんけれども、自治法の地域自治区の部分では202条の4項の中で、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意思を反映させつつ、これを処理するために条例でその地域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができるというふうになっているわけでございますけれども、この自治法にあるように市町村長の権限をどの部分を分掌させるのかということをはっきりとさせていくことが本当にその地域でこういった活動ができるのだというメリットがあるという部分に、それをはっきりさせることが重要だというふうに私自身考え

るところでございませうけれども、どのような権限を分掌させていくのかという部分について再度御質問をさせていただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

今中野議員がおっしゃるように、この地域自治組織、地域自治区の設置に当たりましては、先ほども申し上げたようにこれまでの単位町内会でしっかりと冠婚葬祭を初め自治活動が実施をされておまして、さらに町内会連合会という組織がありまして、一定程度の高い評価の中でそれぞれ日常活動を取り組んでいただいております、一昨年これらについて地域懇談会においても合併に伴いまして地域自治組織を設置をするということで、そのことを懇談会、または町内会連合会の役員会、町内会長さん方にもお話をさせていただいているところでありますけれども、なかなかすんなりと、屋上屋になる組織なのか、行政の下請になるような組織なのかというふうなことの御意見等もありまして、かなり理解をしていただくには難しい部分もありますけれども、先ほども答弁させていただいたようにことし、来年にかけてそういうふうな組織、または取り組みの状況についてしっかりと検討の協議に入っていきたいということでありまして、余り大上段に構えて、今自治法の中にある事務分掌等々ありますけれども、一定の条例を整理する中でそれぞれ検討の中で取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても今考えている地域自治区というのは、市民がまちづくりに参加をしているという実感ができるそんな組織を実は考えておまして、その小学校区単位で取り組める事業について、その地域の皆さんがみずから考えていただいて、みずから行動していただける、そんなことで、行政の押しつけにならないような地域の自主性、主体性を重んじたそんな組織の中で行政と住民が協働でまちづくりを進めるような、そ

んな仕組みを実は考えていきたいというふうに思っております。ですから、小学校区単位に、7小学校区になるというふうに予定をしておりますけれども、七つそれぞれで同じことを実施をするというのではなくて、その一つの自治区の中でそれぞれ特色ある自治活動なりを実施をしていただけるようなことの協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） すぐにはどういった権限をとる部分は非常に難しいものがあるなというふうに考えるところでございませうけれども、平成20年度中に条例化を目指したいということでございますけれども、先日の総務文教常任委員会の中でも自治基本条例についても20年度という状況になっておりますけれども、その辺の自治基本条例と地域自治区といった部分での整合性という部分については、やはり自治基本条例があって、一定の市民の義務、権利といったものをうたいながら、地域自治区というような形をつくり上げていくという形が望ましいのではないかなというふうに思うところでございませうけれども、その自治基本条例と地域自治区の整合性についてはどのように考えられておられるのかお伺いをしたいと思います。

あわせて旧名寄市、2万7,000余りの非常に旧風連町から比べると多い人口なわけでございますけれども、町内会の未加入者について現在どれぐらいおられるのか、つかんでおられればお伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 自治基本条例と自治区の整合性についての御質問でありますけれども、自治基本条例につきましては主権が市民であること、さらにまた行政の参加の仕組みなどを定めるものでありまして、つまり市民が主権であることを明確に定めるものと認識をしておまして、自

治体の憲法と言われるものというふうに認識をしております。その条例に住民の権利や行政、議会の役割を明確にしまして、まちづくりへの市民参加の方法等基本的なルールを定める総合的な条例というふうに認識をしております。市長、町長が交代をしても、この理念や基本的条例は継続されていくというふうな条例ということで認識をしております。また一方、地域自治区は、地方分権下のもとで自治体は自己決定、自己責任の自立が求められているところでありまして、市民と行政の連携した、協働したまちづくりが望まれておりまして、先ほどお話ししたようにそれらの仕組みが一つの地域自治区ととらえているところであります。いずれにいたしましても、地域を一番知っている地域の方々がみずからの課題、みずからが担える地域自治組織を支える仕組みづくりを、市民がまちづくりにまた参加している実感をできる仕組みを組織として今考えているのが地域自治区であります。いずれにいたしましても、市民が主役の参加と協働のまちづくりでありまして、どちらも切り離すことのできない関係にあるというふうに思っております。この二つについては今年度、来年度においてしっかりとした取り組みをしていかなければならないと、このように考えているところであります。

それと、町内会、旧名寄地域の未加入の状況ということでお答えをさせていただきます。資料は、ちょっと古くて申しわけございません、平成16年度の数字で申し上げたいと思います。旧名寄市における世帯は1万1,386世帯でありまして、そのうち1,582世帯、13.9%が町内会で未加入ということになってございまして、そのほとんどがマンションに住まわれている世帯と推測しているところであります。町内会は任意の団体でございまして、加入が強制されるものではございません。しかし、町内会活動は、住みよい地域づくりのためにさまざまところで多くの活動を行っております。言いかえますと、未加入者もこうし

た町内会の活動の恩恵を受けていることになってまいります。こうしたことから、広報なよろ等で快適な市民生活を送ってもらうために町内会に加入することを勧めております。また、町内会連合会でも町内会活動の充実発展を図るため加入を勧めるパンフレットを作成し、加入を促進しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 今町内会の未加入の状況について報告があったわけですがけれども、非常に多いなというふうな感じを受けたところでございますけれども、今田舎でも都会と変わらないような事故、子供たちが非常に悲しい目に遭うような事故も起きているわけでございますけれども、まさに地域自治、そういったものを通じながら、一昨日も一般質問にありましたけれども、安全、安心なまちづくりをするということがやっぱり理事者側の使命でもあるというふうに考えているところでございまして、今後についてはこの未加入の取り組みをさらに徹底した中で、本当にすばらしい地域自治区をそれぞれの校区の中でつくり上げていただきたいというふうに望むところでございます。地域自治区の方は以上で終わらせていただきまして、行財政改革の方について何点かお伺いをいたしたいと思えます。

初めに、数値目標の設定でありますけれども、定数管理の適正化については、集中改革プランでは平成22年4月1日の削減率を4.6%以上を視野に入れて行いなさいというようなことが言われているのですけれども、本市の合併推計では退職者1けたの場合は7割補充、2けたにおいては6割補充と。そして、合併後10年間で79人の削減予定というようなことで合併推計の中では言われていたところでございますけれども、それと4.7%という改革プランとの整合性についてお伺いをいたしたいと思えます。

また、目標数値ということでございまして、経

常収支比率、あるいは人件費比率の数値目標を設定する考えがあるのかなのか、まずその2点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 集中改革プランで示されました削減率4.6%につきましては、地方公共団体の過去5年間、これは平成11年から平成16年の総定員純減数の状況であります。名寄市がつくります新行財政改革推進計画における定員管理の適正化につきましては、事務事業の整理ですとか組織の合理化、さらには積極的な民間委託等の推進などさまざまな手法を活用することとしておりまして、また職員の定員の部分につきましては、今後退職されますいわゆる団塊の世代の大量退職によります組織機構のあり方など、十分検討しながら定員管理計画を作成する予定になっておりまして、また過去の純減数4.6%や合併協議におきます1けた退職、2けた退職の数値でありますけれども、これは新市建設計画におきます財政シミュレーションの一つということで、これも一つの考えの中で今後定員適正化の部分についてはしっかりと協議をしながら取り組んでいきたいと、このように思っているところでございます。

次に、経常収支比率、人件費比率の数値目標を設定する考えはあるのかということでもありますけれども、今回の行財政改革の大きな柱というのは、地方分権下における自主自立の行政運営と健全な財政の確立というのが大きな2本の柱になってくるということでございまして、この財政の健全化の中にひとつ経常収支比率、人件費比率など総体的な経常経費の収支比率について目標年次や数値について設定していこうと、このように考えておりまして、これについては新市の総合計画の中でも財政の部分での整合性を図りながら、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えておりまして、今後過大な借金を後世代に残さないためにもしっかりとした目標数値を定めていきたいと、このように考えております。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 数値目標の部分についてもうちちょっとお伺いをしたいのですけれども、答弁の中で第三セクターの見直しという部分も入っているわけでございますけれども、名寄振興公社、また望湖台振興公社、株式会社ふうれん、公営企業を抜かして第三セクターが三つあるわけでございますけれども、見直しの部分についての基本的な考え方についてお伺いをしたいと思います。

また、行財政改革の実施状況というのは、きめ細かに市民にやはり情報提供をしながら公表すべきというふうに考えるところでございますけれども、その市民への公表の仕方についてどのようにお考えかについてお伺いをしたい。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 第三セクターの関係でございますけれども、これも総務省が示しました集中改革プランの中の一つでございまして、その中では第三セクターにつきましては統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直しを推進すべしと、このようなことで集中改革プランの中では示されているところであります。具体的にということでの御質問でございますけれども、それぞれ名寄市は第三セクターを持っておりますけれども、これらに対する出資の目的、また現在の業務内容、さらに市が関与している必要性について検証を行ってまいりたいというふうに考えておりまして、特に経営状況が深刻になってくる状況なり、それらの判断が出た場合には統廃合も含めた整理合理化も視野に入れて考えていく必要があるのかなと、このように思っているところでございます。

次に、行財政改革の定期的な市民に対する公表についての御質問でございますけれども、計画ができて上がりますのがおおむね12月ということで今考えているところでありますけれども、できた新計画についてもホームページとか広報紙を通じましてまず公表をしていきたいというふうに思っておりますし、また18年度から23年度までの

実施計画期間でありますけれども、それぞれの年度における推進事項の実施状況につきましても同じような形でホームページですとか広報等に掲載をさせていただいて、市民の皆さんに定期的な公表をしていきたい、このように思っております。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 2点目の職員給与7%の削減案の根拠についてということで御答弁をいただいたところでございますけれども、17年度の単年度収支の赤字、また病院会計というようなことでございますけれども、これは現在も鋭意交渉をしているという状況でございますので、交渉を見守りたいといいますか、どのようになるかというか、成立することを願いながら、私自身としては見守っていきたく思うところでございますけれども、ほぼ10億円余りのこの答弁によりますと金額になるわけですけれども、職員給与のほかに財源が足りないというような状況の中を平成19年度予算に向けてはこの赤字削減についてどのように取り組む考えかをちょっとお聞かせをいただきたい。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、それらの要因に伴う財政の健全化に向けて、職員の方にはおおむね2分の1程度の御協力を今お願いをしているところであります。残り2分の1をどうするのかというふうな御質問かというふうに受けとめさせていただきました。それにつきましては、全体の事業費の調整の中で見直しを図っていく部分も出てきますでしょうし、また市民の皆さんの受益と負担のあり方についても、これまでも旧名寄市においては一定のガイドラインを定める中で御協力をいただいている部分がございますけれども、そのようなことで職員の半分と、残りは事業費調整なり、それら事業費負担、補助金の見直し等も含めまして全体調整の中で一定の新年度予算に向けての取り組みをしていかなければならないのかな

と、このように考えているところでございます。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 次に、3点目の特養についてお伺いをしたいと思います。

特養については、本当に非常に多くの職員を抱えた職場ということで、今後の協議もなかなか大変な部分もあると思うのですが、現状に当たって、移管するに当たっての当面の課題についてをお知らせをいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 現在の取り組み状況につきましては、今お話をさせていただいたところでございまして、課題の一番大きな部分につきましては、何といたってもそこで働いている職員の処遇といいたいまいしょうか、それが一番だろうというふうに思っております。現在生活相談員、介護員などを含めまして、32人の正職員と同数の臨時職員が勤務をしているという状況にございます。これら身分の変更ですとか給与体系の変更に伴う部分では、事前協議を行うための資料を現在収集をしているところでございまして、現時点では必要と思われる協議が始まっておりませんので、これから移行スケジュール等を明らかにしながら、その課題の解決に向けての取り組みを鋭意進めていきたい。今スタートしたというばかりでございますので、課題は職員の身分の部分だと思います。さらにまた、施設に入所している部分でのサービスを低下させない、そんなことも大きな課題の一つかなというふうに思っております。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 職員の身分のことについてが大きな課題ということでございますけれども、この部分については合併によっていろんな部分でそういった移管する部分ですとか、統合をする部分ということできのうの一般質問の中にもいろいろな問題点が出ているわけございまして、事前のその職員との協議についてはやはり担当課長もしくは部長に任せるばかりでなくて、これは

やっぱりしっかりと理事者が職員と向かい合いながら十分な協議が必要だというふうに考えるところでございますけれども、その部分についての御答弁を伺いたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 特養の移管につきましては、8月10日に1回きちっと打ち合わせをスタートさせただけでございます。状況は今総務部長の方から話があったところでありまして。その中でも、担当課長あるいは施設長の方々がそれぞれ職員の皆さんに説明するというだけでなく、私ども理事者がきちんと最初の説明と中間と最後という締めくくりはつけなければならないというふうに考えておりまして、その時期はもう少したってからきちんと説明したいというふうに思っているところでございます。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 非常に前向きな答弁をいただきましたので、後からいろいろな問題が起きるといふようなことのないようにしっかりと職員側との協議をお願いをしたいと思います。

次に、補助金、負担金の部分についてお伺いをしたいと思うのですが、当然行財政改革というふうになりますと各種団体、あるいは負担金の削減というものをしなければならぬというふうに思うところでございますけれども、各種団体の補助金という部分では旧風連町でも削減をしながら行った経緯があるわけですが、急に予算編成時期に何%削減するというふうに言われても、なかなか各種団体、補助金を当てにしながら運営をしているという状況の中で、削減に当たっては早い時期から、また段階的に削減をするというふうなことで、一気に大きな数字を削減するのではなくて、3年もしくは5年というふうな形の中で段階を持った削減をするというふうなことで協議を進めるということが望ましいというふうに考えるところでございますけれども、その部分についての御答弁をいただきたいと思います。

また、負担金の部分については、いろいろと精査をしながら、脱退すべきものは脱退をしていきたいというような答弁でございますけれども、この道北地域においても各種協議会はございまして、負担金も数多く多額な金額を納めているというふうな部分もあるわけなのですけれども、やはりこの道北沿線の協議会のものについては余りけちらず、やはり道北地区の中核都市名寄としての腹を見せながら、そういった部分についてはしっかりと出すものは出すというふうな腹を持って取り組んでいただきたいと思うところでございますけれども、その部分についての御答弁をいただきたい。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今中野議員御質問のとおりだというふうに私も認識しておりますけれども、これまで旧名寄市の部分でございますけれども、かつては一律10%削減というふうなことで補助金の見直しをしたこともございます。その後一律というのは不適切な部分もあるということで、見直しの基準の設定をさせていただきました。何項目かにわたっての見直し基準の設定をさせていただきました。さらにまた、事務事業評価が導入されたことによる事務事業評価に伴うその中に補助金の見直しも組み入れていったという部分がございます。さらにまた外部評価を導入する中で見直しを図っていくということも現実実施をしております。さらにまた、総合計画のローリングの中で、一定程度そのこともローリングの中に入れて見直しを図って、さらに予算査定の中で最終的に見直しをしていくというふうないろいろな手法でこれまで、旧風連町でも旧名寄市でも大体同じような見直しを図ってきているというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても補助金を出している効果というのを十分精査する中でしっかりと見直しを図っていく、また補助金を出している団体の皆さんともしっかりと協議をする中で見直しを図っていかねばならないということで考えておりまして、補助金そ

のものは非常に行政でやる部分を補助団体がやっていただけるというメリットもあるわけですから、それらを十分勘案しながら、段階的にといいたしうか、一律一気にということではなしに、それぞれの一つの先ほども話をさせていただきましたガイドラインを決めまして、それに沿った形で見直しを図っていくことが必要かなと、このように思っております。

それと、負担金の部分の協議会、地域協議会、大きな部分では上川総合開発期成会と上川北部市町村の大きな部分で協議会に加入をして、広域的な行政を進める上では非常に大事な協議会等々がたくさんありまして、それらに加入をしているわけでありまして、それらについてはしっかりと加入すべきものは加入して、その中で中核都市としてのリーダーシップもしっかりと発揮をしていくということは当然やっていかなければならないということでありまして、それらについてはしっかりと対応していきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 行革という部分では、新市の総合計画もこれから策定をしていくわけですが、行革の推進計画につきましては12月を目途に策定をするというような形で行政報告を受けているところでございますけれども、総合計画は当然財政がついて回って、そこでどんな計画を立て、どの程度の財源の中でやれるのかという部分が議論にもなると思うのですが、そういった部分を考えますと行財政改革の策定が12月という部分では非常に期間的にもないのですが、総計と同時進行という部分ではちょっと総計を議論する上においては行革の部分は一歩進んだ形の中で公表というか、策定をしていくべきだというふうに考えるところでございますけれども、その部分についての御答弁をいただきたい。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かに今議員おっしゃるとおり、決して総合計画に合わせるというこ

とではなしに、一歩進んでこの計画をつくるべきではなかったのかという御質問でございますけれども、私もそれについては御指摘のとおりだなというふうに思っております、もう少し早い取り組みが必要だったというふうには感じているところであります。しかし、旧風連町においては平成15年度から21年度までの計画を持っておりまして、名寄市においては15年度から19年度までのそれぞれの行財政計画を策定をしております、今回策定いたします計画につきましてはそれら積み残し分をしっかりと新計画に盛り込んだ中で、さらにまた新たなものを付加していくという計画づくりを今考えているところでございます。総合計画に先んじてそれがあれば、なお総合計画なりの整合性がとれたということはありませんけれども、いずれにいたしましても六つの専門部会が設置をされておりまして、それらの専門部会の中では所管をする担当の方から今進んでいる行革、これから取り組まなければならない行革の部分についてはしっかりと課題の整理をさせていただいて、そこで反映をするようなことで総合計画の中にもしっかりと整合性のとれる財政計画とあわせて取り組んでいきたいということで考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○副議長（堀江英一議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） 質問の最後になりますけれども、健全な財政運営というのが島市政に課せられた非常に大きな課題だというふうに私は考えるところでございますけれども、一昨日の新聞報道の中には実質公債比率の状況が19%というような報道もされております。3万2,000の市民にとりましては、今後の総合計画策定の中で合併をしたのだから特例債もあるだろう、あるいは合併の振興基金もあるだろうというふうな、公共施設等では76億円、また合併振興基金では11億7,000万円といったそういった金額公表されているわけございまして、市民にとっては特

例債もあるのだから、いろんなことできるだろうという思いもあるわけですが、現状の会計を見ますと今年度においても8億3,400万円の基金の取り崩し、これがどの程度積み戻しができるかという部分もあるわけですが、建設計画の中では22億円を投資的事業として金額を計上しながら、財政推計をしているわけですが、現在の状況を見ると今後非常に厳しい状況でないかなというふうに、この22億円という部分が相当行財政改革を行いながらでないとこれだけの金額を生み出すということは大変なことだと思っております。そこはしっかりと島市長の思いを市民の中に伝えていかなければならぬという部分だと思っております。けれども、行財政改革への健全な財政運営の取り組みについて今後どのように考え、また実行していくかという部分で最後に島市長の答弁をいただいて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 総合計画の策定、そして並行して行財政改革の策定作業を進めているわけですが、最近夕張市の財政再建計画策定をめぐって、地方自治体の体力も含めていろいろな報道に接しております。先日も公債比率等の上川支庁管内の自治体の数値が報道されておりました。御案内のことかと存じますが、税金等を含めて交付税も削減が続いておまして、分母が小さくなっております。しかし、過去に事業を起こした起債の償還というのは動かないわけですから、この分母が小さくなることによって比率が高まるという現象が続いているわけですが、そういう環境下であって、いかに住民の要望を総合計画の中にしっかりと取り込んでいくかということにつきましては相当の決断が要るわけですが、このことにつきましては総合計画の策定審議会の皆さんにも財政状況等、あるいは行財政改革の進め方等も並行して情報開示をする中で

理解をいただく中での計画をまとめていきたいと、こんなふうに考えております。とりわけ職員団体に今示しております給与の問題、あるいは職員の定員管理の問題、このことは大きな行財政改革の柱になるというふうに考えております。このことがきちと整理をつけることによって、また総合計画の事業のまちづくりの大きな財源充当と、こういうふうにつながってくるわけですが、苦しい、厳しい決断をしながら、取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○副議長（堀江英一議員） 以上で中野秀敏議員の質問を終わります。

続いて、市の財政事情について外3件を、佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） 議長の御指名がありましたので、通告順に従い順次御質問を申し上げます。

1点目は、名寄市の財政事情にかかわってであります。平成18年3月27日、風連町と名寄市が合併し、新しい名寄市が誕生しました。このため17年度は旧風連町、旧名寄市ともことし3月26日までの打ち切り決算、同27日から31日までの決算となりますが、まず17年度の決算概要についてお知らせをください。

次に、総務省は、8月末、平成19年度総務省所管予算概算要求の概要をまとめました。今回の概算要求は、国の概算要求基準である経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、構造改革と経済財政の中期展望2005年度改定などを前提とした仮置き計数ではありますが、それによりますと名寄市の財政運営に大きな影響を与える地方交付税は、景気回復で地方税金も増加が見込めるとして平成18年度に比べ出口ベースで2.5%、3,972億円減の1兆5,101億円となっておりますが、19年度地方財政計画総額は前年度と同じ8兆2,000億円となっております。あくまでも総務省としての概算要求であり、確定したものではありませんが、市として同省の要求に対

する見解及び同方針で試算した場合名寄市の交付税の状況についてお知らせください。

さらに、平成16年度から本格的にスタートした三位一体改革について報道機関が平成の大合併が一段落したことし5月から6月にかけて行った調査によりますと、全国の市町村の91%が自治体の存続に不安を感じていることが明らかになりました。三位一体改革は、言うまでもなく国と地方公共団体に関する行財政システムに関する三つの改革、すなわち国庫補助負担金の廃止、縮減、税財源の移譲、そして地方交付税の一体的な見直しであります。平成の大合併では全国にあった3,200の自治体が1,820まで縮小しました。調査の対象には当然ながら新しく誕生した自治体首長も少なくないはずですが、その9割を超える首長が将来不安を抱えているのは驚きであります。その不安を感じる理由は、地方交付税減で財政運営が厳しくなる、高齢化が進み、財政を圧迫、少子高齢化や若者流出で人口減少が進むの順でありましたが、市長はこの三位一体改革についてどう評価し、名寄市の将来を展望したときにどういう思いをはせているのかお知らせをいただきたいと思えます。

最後に、市立総合病院の経営安定対策についてお伺いします。市立総合病院については、平成16年度に循環器呼吸器内科医師の不足などにより4億71万円の赤字、17年度においても見込みで3億8,994万4,000円の赤字と2年連続の赤字経営となりました。しかしながら、昨日の答弁でも4月から4カ月間で患者数、金額とも当初予定で上回っているとされました。今後においても経営安定に向けて関係者が一丸となって取り組まれることを期待するとともに、経営安定対策を含め、さらなる今後の見通しについてお知らせをいただきたいと思えます。また、現段階における精神科の固定医師についての見通しもあわせてお知らせください。

2点目は、消費者を守る取り組みについてお伺

いします。近年訪問販売、催眠商法、架空請求、おれおれ詐欺と悪徳商法がはびこり、消費者、特に年金生活の高齢者が被害に遭う事件が全道、全国的に多発傾向にあります。これは、名寄市とて例外ではありません。まず、17年度における被害苦情相談件数及び対策についての考え方をお示しくください。

消費者とは決して限られた人ではありません。事業主以外はすべて消費者であり、事業主とて他業種においては消費者であります。つまり全名寄市民が消費者であり、悪徳商法の被害に遭わないためにも全市民的な取り組みが必要と考えます。近隣の町では、最近高額布団を六十数組買わされたという被害がありました。発見したのはこの家を訪問していたホームヘルパーで、居間の隣の部屋に数枚の真新しい布団を見つけ、家族に問うたところ2階にさらに数十枚の布団を見つけたそうです。この布団は1組数十万円というもので、その後役場職員が業者と折衝しましたが、残念ながらクーリングオフ期間が経過したこともあって、一部代金は返還されましたが、大きな被害を受ける結果となります。私は、行政と消費者センター、市民相談、消費者団体の連携が十二分とは言えないまでも一定図られていると認識しておりますが、さらに多くの民間団体にも連携の輪を広げ、名寄市から悪徳商法を廃絶し、市民生活を守る取り組みが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

また、士別市では、例えば催眠商法業者が市内で営業を開始した際、市民への情報提供として防災無線、新聞記事、広報掲載などに加え、エンドレステープで催眠商法、点検商法の手口やクーリングオフの啓発を広報車2台で6日間実施したり、ごみ収集車にスピーカーなどを取り付け、ごみ収集の際には同様のテープを流して被害の未然防止に努めています。名寄市でも名寄地区は住宅街がある全路線をごみ収集車が走っていますし、風連地区でもステーションのある主要道路を走っておりますので、同様の実施を検討すべきと考えます

が、所見をお伺いします。

3点目は、夏のイベントの評価についてであります。市長は、行政報告の中でことしで27回目を迎えたなよろのおどりについて34団体1,762人の参加があり、各団体あんどんも加わって、盛り上がり彩りを添えましたと述べました。また、28回目を迎えた産業まつりについても盛り上がりを見せましたと報告しました。しかし、一方ではなよろのおどりについて踊る市民も減り、観客も少ない、参加者が高齢化しており、町内会として参加が難しくなった、休憩時間がない踊りは疲れるだけなどと否定的な声が多いのも事実です。その意味から、今後のあり方についてアンケート調査をもとに実行委員会で協議するとしていますが、改めて評価についてお伺いします。また、産業まつりについても名寄の産業を広く市民に紹介し、地場製品のよさ、地産地消の普及、農業農村の理解を深めるという目的上大きな意味のあるイベントで、市民も楽しく参加していることは高く評価されますが、一方では去年は車で混雑し、ことしは帰りの道がわかりづらかった、下川町のうどん祭り、士別市の技能士の集い産業フェアと同日開催で、調整してほしいという声も聞かれました。改めて評価についてお伺いします。

私は、特に産業まつりについては多くの市民の皆さんが楽しみにしているイベントであり、多くの来場者があることから、無料バスなど行きやすい対応もとられています。気軽に足を運べるという意味合いからすれば大学公園の有効活用を検討してはどうかと考えます。街区公園では約2ヘクタールを有していますし、休日実施となれば名寄大学、東中学校、海洋センタープールの各公共施設駐車場を有効活用すれば一定の駐車場も確保できます。お考えをお伺いします。

最後に、社会教育施設の将来像についてお伺いします。文化センターの大ホールの建設は、第3次名寄市総合計画の中で建設構想が浮上した課題であり、市民の中では約20年間の悲願と言って

も過言ではありません。その意味では、平成17年度から21年度までの名寄市過疎地域自立促進計画に盛り込まれ、19年度、1,000万円、20年度、6,000万円、そして21年度、30億円の事業費が計上されたことを歓迎している市民も少なくないとは思いますが、過去教育委員会内部でも積極的に検討を進めてきた課題であり、今回の計画を盛り込むに当たっての検討経過をお示しをいただきたいと思います。また、木原天文台については、昨年12月旧名寄市議会で各派から新設すべきという意見が示されましたが、本計画では19年度に増設、整備事業として1,570万円の計上にとどまっていますが、教育委員会内部の検討経過をお伺いします。

加えて文化大ホールについては、私は合併特例債は活用できても、将来の財政事情、多額になることが予想される年間維持費を考えると、建設ありきではなく、美深町のCOM100、士別市朝日町のサンライズホール、さらには旭川市や札幌市の文化施設で実施されるイベントに無料バスで鑑賞できる試みも検討すべきと考えますが、教育長の所見をお伺いし、この場からの質問といたします。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま佐藤議員の方から大きい項目で4点にわたっての御質問をいただきました。1点目の市の財政事情についての1点目、2点目、3点目につきましては私の方から、4点目につきましては市立病院事務部長から、さらに大きい項目の消費者を守る取り組みについては生活福祉部長から、3点目の夏のイベントの評価については経済部長から、4点目の社会教育施設の将来像については教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目の市の財政事情についての17年度決算見込みについてお答えをさせていただきます。本年3月27日の合併に伴い、旧市町における打ち切り決算の状況については、4月10日の

第1回臨時会でも説明させていただいておりますが、一般会計及び特別会計では国、道支出金及び市債が年度末の出納整理期間に収納される金額が大きいことから、介護保険特別会計の保険事業勘定を除いて赤字決算となったところでございます。旧名寄市の一般会計では28億555万367円、特別会計では7億9,750万4,431円、旧風連町の一般会計は4億6,823万912円、特別会計では2億4,701万2,447円の赤字になり、介護特別会計の保険勘定はそれぞれ310万7,882円、1,741万4,732円の黒字となりました。これら旧市町の一般会計の赤字の処理は、平成17年度新名寄市の一般会計暫定予算の諸支出金の旧市町借入金返済金で補てんし、各特別会計の赤字処理は一般会計を経て同様に補てんし、介護特別会計の保険事業勘定の黒字は平成17年度新名寄市の同会計暫定予算の諸収入の旧市町剰余金で受け入れいたしました。また、平成17年度新名寄市の一般会計は、歳入66億328万691円に対し歳出64億1,425万1,976円で、収支は1億8,902万8,715円の黒字となりました。しかし、翌年度繰越明許一般財源、旧市町の前年度収支及び財政調整基金の影響を除いた実質単年度収支では2億5,721万1,000円の赤字となりました。特別会計は、国保保険勘定で7,045万4,956円、国保直診勘定では172万3,156円、介護保険勘定で1億3,047万1,441円の黒字となりましたが、これ以外の特別会計は一般会計との繰り出し、繰り入れによる調整で収支が一致したところでございます。

次に、2点目の平成19年度総務省所管予算概算要求に対する見解についてお答えをさせていただきます。平成19年度地方財政収支の8月仮試算概算要求時につきましては、年末の地方財政対策の公表を前に地方財政計画の規模及び地方交付税の出口ベースの数値が公表され、地方自治体の翌年度予算編成の一定の目安になっていると考えております。その内容は、地財計画規模では前年

度と同額の83兆2,000億円、地方交付税の出口ベースでは前年度比2.5%減の15兆5,101億円で、景気回復に伴い地方税等が伸びることにより地方交付税、臨時財政対策債が減額される試算になっております。地方一般財源総額は、前年度と同額の58兆7,000億円見込んでおりますので、18年度で検証しますと国が説明をする安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額は確保されることとなります。

本市の地方交付税の伸び等は、全国の伸びと連動していないこともありまして、地方交付税の翌年度の見通し等は歳入歳出一体改革の決定、各種交付金の伸び等の詳細な見込みが地財対策時に公表されるために、その時点にならなければわからないのが現状であります。地方交付税の予算見積みもにつきましては、収入額は予算要求額及び決算見込みを把握いたしまして、需要額は密度補正、交付税算入される事業費補正のデータを調査して、国の制度改正の影響も加味して予算要求時、これは12月1日、また地財対策の公表時、12月20日、財政課長内簡時、1月20日、さらに単位費用公表時が2月7日とそれぞれ4回試算をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、3点目の三位一体改革の評価についてでございます。三位一体改革の成果は、国庫補助負担金改革4.7兆円、税源移譲は所得税から住民税への3兆円、地方交付税改革は臨時財政対策債を含めて5.1兆円の減額と閣議に17年12月27日に口頭報告されているところであります。三位一体改革の評価につきましては、地方交付税が予想以上に削減され、自治体の財政運営はかえって厳しくなり、大都市の大幅な税収の伸びが地域間格差を拡大させ、財政力の二極化が進みました。補助金削減の財源対策が一般財源化で地方交付税にしわ寄せされ、地方財政の硬直化が一層進みました。一方、国、地方が抱える巨額の長期債務の解消、財政健全化は喫緊の課題であり、少子高齢化が急速に進む中で年金、医療など持続可能な各

種福祉政策をどのように担保できるか、現世代と後世代の世代間の公平性のバランスを保ちながら、制度設計を示して国民の不安を払拭しなければなりません。平成19年度から三位一体改革は第2期に入りますが、国は微妙に歳出歳入一体改革と表現し、地方分権に寄与する部分が抜けているように感じております。地方六団体が新地方分権構想検討委員会を立ち上げましたので、国の関与を少なくする地方共有税、財源不足解消のため法定率の引き下げ等、地方分権が促進されるよう連携してまいりたいと考えております。厳しい財政状況の中で、名寄と風連は合併を選択いたしました。合併支援と人も含めた地域資源を最大限に活用し、地域における支え合いと行政の役割をともに決定し、住民と協働で新名寄市のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の1の（4）、市立総合病院の経営安定対策についてお答えを申し上げます。

平成16、17年度は、循環器内科と精神科の両診療科医師がそれぞれ年度途中から不在、あるいは減員になるという要因により赤字経営となったところですが。このようなことから、18年度の病院運営方針では例年にも増して経費の縮小と収入の増大を柱とする経営改善を重要課題の一つとしております。特に収入につきましては、平成17年度に比べ2億円の増加を図ろうとするものであります。4月から7月までの4カ月を経過したわけですが、この間の運営状況につきましては4カ月間で前年実績に比べて約1億2,200万円、また今年度の予定額と比べまして約2,700万円上回っており、ほぼ順調に推移している状況にあると言えます。まだ4カ月が過ぎたばかりですが、現在の数値で推移していくよう努力してまいります。

精神科の固定医師につきましては、昨年より北

海道及び各関係機関と連携を図り、道内3医育大学に対して派遣の要請をしまいましたが、大学自体が医師不足の状況にあり、現在のところ確固たるめどは立っておりません。去る8月21日に旭川市におきまして道の保健福祉課、上川保健福祉事務所、旭川市保健所、名寄保健所及び当院による上川北部圏域における精神医療確保に関する検討会議が開催され、今後の方向と医師確保に向けた具体策について協議をしたところであります。医師確保に対する結論は出ませんでした。旭川一稚内間の道北における精神科医療の確保は重要課題と考え、今後も関係機関と連携を図りながら、医師確保に努めていくこととし、引き続き道内3医育大学などへ派遣の要請をしていくことを確認したところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、消費者を守る取り組みについてお答えをいたします。

初めに、悪徳商法の被害状況及び対策についてと行政、民間団体との連携強化についてあわせてお答えをいたします。近年消費者取引に関するルールを悪用する形で、架空請求、不当請求、振り込め詐欺、催眠商法等さまざまな消費者トラブルが発生しており、消費者を取り巻く環境は複雑化、多様化し、手口も巧妙になり、トラブルも急増しております。高齢者、弱者ばかりでなく、若年層にも波及してきているのが実態と認識しているところでございます。名寄市における平成17年度の消費者相談件数は392件と前年度633件より減少傾向となりました。相談内容はさまざま、消費者センターでは適切に、また的確に対応しているところですが、内容によっては消費者センターでの対応が難しい事案も見受けられることから、弁護士への依頼を進める対応をとるなど、市民のニーズにこたえ得る体制を目指しております。また、今後も悪徳業者による手口がますます巧妙になると判断されるため、被害の未然防止と救済に

対応するため各関係機関や消費者団体等との連携を密にするとともに、消費者の必要とする情報の提供や啓発活動の充実に努めてまいります。

次に、ごみ収集車を活用した啓発活動の充実にについてお答えをいたします。市のごみ収集車の実態でございますけれども、名寄地区では3地区に分けておりまして、A地区が3台で週4日、B地区が3台で週4日、農村部が1台で週3日、風連地区では2台で週2日、合計9台が土曜、日曜を除く週2回から4回巡回しております。また、9台のうち4台を市から貸与していますが、残り5台は委託先業者の所有となります。また、過去のごみ収集車での広報活動は、昭和47年ころまではチャイムを鳴らし、収集車が来たことをお知らせしておりましたけれども、住民からの苦情、うるさい、それからごみの後出し、それから運転手の耳鳴り等の理由から中止した経緯がございます。今回御提言いただいた収集車を利用しての広報は、新聞、広報紙等の目からの情報とあわせ、耳からの情報提供という意味でも有効な手段と考えております。過去の経緯を踏まえながら、市の行事予定、選挙等のお知らせ等広範囲に利用されることから、放送設備の設置など検討していきたいと思っておりますし、委託業者とも協議していきたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 夏のイベントの評価について私の方からお答えを申し上げたいと存じます。

1点目、なよろのおどりや産業まつりの評価についてでございます。なよろのおどりは、昭和53年にピヤシリまつりの千人踊りとしてスタートし、名寄の夏を飾るイベントとして定着してまいりました。参加人数も回を追うごとにふえてまいりましたが、平成元年の第10回をピークに減少が続いております。今回の第27回なよろのおどりは、新名寄市誕生を祝って開催されたところで、

実行委員、商店街、ボランティアの皆さんの御協力により盛り上げていただいたところで、夏の一夜を楽しむ大きなイベントとして評価しているところでございます。しかし、議員御指摘のように少子高齢化、時代の移り変わりの中で、このままでよいのかというような問われ方もしているのも事実でございます。実行委員会では今月6日に検討委員会を開催いたしました。そこでは、一つ目には27回のおどりの総括、二つ目には今後の方向性、三つ目には夏のイベント全体での役割、四つ目にはほかのイベントとの整合性などを議論いたしましたということで承っております。今後旧名寄市の全町内会とこれまで参加された団体職場に対してのアンケート調査を実施するというふうに伺っております。その結果を踏まえ、方向性を見出そうとしているところであります。

次に、第28回となりました産業まつりは、会場をなよろ健康の森へ移して3回目となります。ことしは、合併してモチ米作付日本一にちなみ、巨大石うすによるもちつきのイベントなどに約9,000人の来場者と2,000台に及ぶ車両の往来がございました。田園地帯にあるなよろ健康の森特設会場での開催は、農業まつりの色彩を醸し出す地産地消や長時間滞在型のイベントとして定着してきたと考えております。交通アクセスや駐車場確保の問題は、渋滞解消と交通安全の関係から名寄市日進町内会を初め、関係者及び来場者の理解と協力をいただいていると考えております。

また、近隣市町村との同種イベントの同日開催につきましては、一定程度道北観光連盟等でも把握できますが、なかなか難しい面が多いところでございます。私たち担当といたしましても近隣市町村のイベントは気になるところで、勉強させていただきたい気持ちは十分にありますが、この冬2月のイベントにつきましてもそれぞれ時期をずらして実施しようということで協議は持ち上がりましたが、残念ながら不調に終わっております。地域において定めた時期が譲れない状況も

あるようですので、御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の大学公園の有効活用の可能性についてのお尋ねでございます。大学公園での産業まつり開催をとの提案でございますが、産業まつりは物産販売展示などのほかにトラクター展示、牧草ロール転がし、トラクター馬車あるいはミニ動物園など農業青年が考え出した多くの催しがございます。そのことがイベントを盛り立てる大きな力になっておりますし、発想を育てていく支援も大切なことであろうというふうに思っているところでございます。大学公園の使用につきましては、健康の森会場に比べて狭隘であることなどから、期待に沿えないものと判断をいたしてございます。面積的な要因や駐車場などを考慮した中でほかのイベント、既に夏場においては地域でのイベント、冬にはスノーランタンフェスティバルなどの実績等があるようでございます。それらの対応が可能と思われるので、今後大学公園を活用したイベントについて機会をとらえて市民の皆さんに理解を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（堀江英一議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 大きな項目4の社会教育施設の将来像についてお答えいたします。

初めに、教育委員会内部での文化大ホール、木原天文台建設の検討経過はについてお答えいたします。文化センター大ホールにつきましては、昭和58年8月に名寄市民文化センターがオープンしてから建設が待たれる事業であり、教育委員会はもとより社会教育委員や公民館運営審議会などに御意見をいただいたり、青年会議所や文化協会では早期実現を願って基金造成事業などの活動を行ってきたところでございます。第3次名寄市総合計画でも3大事業の一つに挙げられ、第4次総合計画でも引き継がれてまいりました。名寄市過疎地域自立促進計画には旧名寄市の後期事業とし

て、また新市建設計画にも盛り込まれ、引き続き登載されているものでございます。文化センター大ホールの建設構想が打ち出されてから23年、教育委員会担当部局でも長きにわたって建設について意見を交わし、また多くの市民の皆様の御意見もいただいていたところでございます。時間の経過や社会の変化により、文化センター大ホール建設の論議も変化してきているかと思われまので、新しい総合計画策定審議会の専門部会に諮り、委員の御意見を賜りながら、文化大ホール建設の時期などについて検討し、判断してまいりたい、そのように考えております。

次に、木原天文台についてでございます。木原天文台は、国内でも有数の恵まれた自然条件の中で活動し、多くの情報を世界に向けて発信しておりますが、施設の老朽化と狭隘の中での活動には限界もあることから、天文台の改築は市民の大きな願いとなり、また昨年12月、北海道大学との相互協力協定が交わされ、大学院との研究や学習の交流が図られたこともあり、その機運の盛り上がりも広がりを見せているところは御案内のとおりでございます。道立公園敷地内に天文台スペースとして用地は確保したものの、天文台の国、道への誘致に向けた働きかけは昨今の国、道の財政状況を勘案しますと大変難しく、建設は困難との状況で現在に至っております。現在他県で建設されている天文台では、規模も大きく、約17億円とも言われておりまして、このことから施設整備の規模縮小を考えても建設費は約10億円とも推測され、名寄市単独での建設は厳しい状況と判断しておりますが、何とか新総合計画において位置づけをしたい、そのように考えております。

平成19年度の整備計画は、施設の老朽化による外壁補修と利用者の増加に伴う収容スペースの確保であり、プレハブで補完的に整備しようとするもので、恒久的なものとは考えておりませんが、新市総合計画での天文台建設の位置づけによりましては検討し直す必要もあると考えておりますの

で、御理解を賜りたいと思います。

次に、広域連携の必要性についてでございます。社会教育施設の広域連携につきましては、大変必要なことと認識しております。圏域の社会教育主事会では北の花だよりとして社会教育施設の行事案内を各市町村の広報に年3回掲載しておりますし、名寄市独自事業としては芸術文化鑑賞バスツアーを実施しております。この事業は、名寄市近郊のみならず旭川、札幌などで行われているすぐれた美術展や演劇を鑑賞するツアーで、参加料は入館料や昼食、保険などの実費で行われ、定員を上回る応募があるなど大変好評なものとなっております。今後もいろいろな情報を積極的に収集し、広域連携の拡大を図り、多くの市民の方々にすぐれた芸術文化に触れていただく機会をつくっていききたい、そのように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問の方をしていききたいと思います。

いずれにしても、財政事情を考えたとき、これからも含めて厳しい状況になるのは明らかでありますけれども、そこで一つお聞きしたいのですけれども、風連町と名寄市の合併に伴う新市建設計画の中で自立する住民自治、地域自治の確立という項目の中で財政対策で自主財源の確保という言葉が入っておりますけれども、これはどういうふうにイメージされているのかをまずお答えをいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 自主財源の確保についての御質問でありますけれども、大変自主財源の確保につきましては少子高齢化の中で市税の伸びを大きく見込めるというよりもむしろ見込めないような状況にあるのかなというふうに考えております。また、使用料等についての見直しにつき

ましてもこれまで一定の受益と負担の中で、大きな部分ではごみの有料化等に取り組んできておりまして、そんな形の中では量的な確保は難しい状況にあるのかなというふうに考えておりますし、また市税につきましては税源移譲の関係で所得税から住民税へのフラット化に伴います、総体では変わらないわけでありませうけれども、住民にとってみれば非常に大きな重税感を感じるような19年度以降の市税の状況になるのかなというふうに考えていまして、いずれにいたしましても行政のシステムの効率化、さらには税の仕組み等しっかりと住民の皆さんにもPRをしていかなければならないなというふうに考えておりまして、現在税制改正に伴う部分での内容等については税務担当の方でも住民の皆さんに内容等についての広報をしていくと、そんなような予定になっているところでありまして、大変自主財源の確保は厳しいものがあるのかなと、このように思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 一方、名寄市過疎地域自立促進市町村計画の行財政の状況の中では、合併効果を最大限発揮し得る行財政の運営という文字があります。これについては、どういうイメージをお持ちになっておりますか。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 合併をした理由の中に大変厳しい財政状況があるということでございますけれども、合併したことによりまして合併算定がえによる交付税の一定期間の財政の措置があります。しかし、これとて10年間、さらには5年間ということで、15年間の一定程度の財源が一定額確保されるというふうなことでございまして、それ以降につきましては交付税の新型交付税に移行していくという状況で、これまた大変厳しい状況にありますけれども、その間における財政支援、合併特例債等、また過疎債、有利な過疎債等を有効に活用する中で、その期間の中で一定程度新名寄市の方向といたしましうか、行財政の部

分についてはしっかりとした行財政、さらには市民の皆さんと協働による部分での構築をどうしていくかということで、その一定期間猶予を与えられているのが現在の合併に伴う部分での財政運営かなというふうに思っております、また合併に伴いまして一定期間は職員数が管理部門等では一時期整理ができないと言ったら語弊がありますけれども、一定期間の中ではこれから職員数の適正化を初めとする部分ではスリム化がしていけるかなというふうに思っておりますし、また両市町でこれまで取り組んでいた各種事業、それぞれ重複する事業もあると思います。それらの重複事業の部分をどのように整理をしていくか、そんなことを見直しをしっかりとしていかなければならないなというふうに思っておりますけれども、さらにまた特例債等を活用する中で公共施設の建てかえですとか新設など、社会資本の整備のおくれている部分についても取り組みをしていかなければならないと思いますし、地域活性化につながる事業の実施に向けて事業の厳選をしていく、そんなことが必要になってくるということでイメージとしては描いております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁いただいたように自主財源の確保というのは、税収の収入もそうでありますけれども、非常に厳しい。もう既に17年度、皆さんおわかりだと思いますけれども、17年度の市税の収納率を見ますと、市道民税が99.104%、これは全道1位、固定資産税は98.362%と全道2位、軽自動車税は98.421%と全道5位、総合では全道2位の高い収納率、職員の皆さんの頑張りが非常に出ていますけれども、そういう意味では実際、フラット化はあります。フラット化によってどうしても3段階にいくときも含めて収納率を高めていく努力も必要でありますけれども、ある意味で自主財源というのは非常に厳しいものが出てくるのではないかと思います。

一方、例えば事務事業の見直しをして経費節減を図る、これは当然むだを省く財政の効率化を図るという意味では当然恒常的にやっていかなければならないことだとは思いますが、余りこれをやると底が見えない、今の国の第2次の三位一体改革や何かも含めて先行きが見えない中では余りここに重きを置く、経常経費の節減に重きを置くのではなくて、やはりここは厳しい言い方、総合計画を策定している今の段階、また景気浮揚対策、いろいろな部分を考えればなかなか言い切れないのかもしれませんが、やっぱり事業を厳選していくというふうにシフトを、重きを変えていくということが姿勢的には必要だとは思いますが、その点についての御見解をお伺いしておきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 行財政改革の中での職員の適正管理ということで、職員のスリム化ということでの項目も挙げておりますけれども、職員を余り多く削減をするということになると、むしろ住民サービスの低下につながるだとか、そういう部分も危惧されるところでありますから、行政のサービスの部分と職員数という部分はしっかりと考えた中での定員適正化計画をつくらなければいけないというふうに思っておりますし、また民間委託の部分についても項目の一つでこれは民間にできることは民間に任せるというふうな形の中でこれまでも進めてきておりますけれども、この辺についても民間委託に伴う経費の節減、削減等をする、施設の維持管理等についての部分だとかサービスの部分についても危惧される部分があるのかなというふうに思っておりますが、今佐藤議員がおっしゃったように、これからの時代厳しい財政状況の中で事業をどう厳選するのかと、それと行政がどこまで行うのがサービスなのか。すべて行政がサービスをする時代は終わりました。行政と住民の皆さんがどこまでサービスといいましょうか、住民がどこまで、行政はどこまでとい

うふうな形のこれからの行政運営が求められているということでございまして、まさしく協働によるまちづくりという部分がこれからの大きな部分でないかというふうに思っておりますし、そういう部分では地域自治、地域分権といいたし、自治をどう高めていくかということも非常に大事なことだろうと思っておりますし、職員の意識改革とあわせて住民の意識改革もする必要のある時代に入ったと、このように考えております。

いずれにしても、地域は地域で抱えている課題は地域で解決ができないか、または行政がどこまでそこを支援ができるか、協働によるまちづくりがどうできるかということをしつかりと考えるなければならない部分でありますし、またそれには情報を共有することが最も大事でありますし、市民参加をする協働のまちづくりと、こんなことでこれからの行財政運営は基本になってくるのかなと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 市長も市長就任時期からこの財政については身の丈に合った運営というのをよく口にしております。まさに今その身の丈が国の制度の改正でどんどん、どんどん小さくなるという言い方はあれかもしれませんが、低くなっているんで、余り合併特例債や何かがあるからということで背伸びをせずに、しっかりと身の丈に合った財政運営を求めておきたいと思っております。

時間の関係もありますので、次に市立病院の関係でありますけれども、18年、今までの段階としては前年に比べて、また当初計画に比べて上回っているということでありますけれども、具体的に18年度今までやってきたのはどういう方針、どういう取り組みをされてきたのかというのを御紹介いただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 非常に順調に推移をしているという状況にありまして、

このことは今各大学で進められている医師のセンター化、集約化というのですか、そのことによってうちの病院が伸びてきているという要因もあると思います。ただ、16年度、17年度で約4億円ということで赤字が出ました。そのことの縮減につきましては、つぶさな精査は今現在しておりませんけれども、18年度の予算の策定に当たっての考え方として、これは院長が示した内容でございます。ちょっとお話をさせていただきます。

収入につきましては、入院につきましては在院日数の縮減ということを図って単価のアップ、患者さん1人当たりの単価のアップを図ると。それから、外来患者さんにつきましても単価のアップを医師の努力によって図りたいということで、一応9,000万円ほどの増収を見込んでおります。それから、費用の縮小につきましては、これは残念なことではあるのですけれども、精神科病棟が本年の1月から1病棟になったということで、看護師さんを一般病棟に異動したということで、その分の補充は必要なくなったということで、人件費の縮減ということで1億6,000万円ほど、それから時間外手当の縮減ということで、努力目標ではあるのですけれども、20%ほど削減をしたいということで、これは職員の努力ということも含めて、労働環境の整備も含めてあると思っておりますけれども、2,400万円ほど、それからふえる部分もあるのですけれども、定期昇給だとか、研修医今11名ほどおります。その方への給与なんかもお支払いするというふうでふえていくのですけれども、この部分で約9,000万円ほどの縮減と。それから、これも努力目標でありますけれども、診療材料の10%のカットということで7,000万円ほど、それからその他経費、これもどんどん縮減をしておりますして、固定給経費が85%、残り15%の部分なのですけれども、何とか5,000万円ほど削減をしたい、縮減をしたいということで、合計差し引き4億円ほど縮減をしたいということで考えておりまして、特に7月までの収益

につきましては、きのうも説明をさせていただきましたけれども、一般科につきましては外来、それから入院含めてそれぞれ3,300人ほど伸びております。特に収益につきましても一般科については2億円ほど伸びておりまして、精神科の部分では前年比落ち込んでおりますけれども、これから水ものでありますけれども、何とか努力をしていきたいということで、赤字が出ないように努力をしていきたいと、そんなふうに思っています。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それと、精神科の医師の確保の関係ですけれども、タイムリミットが近づいてきて、確保のめどが立っていないということでもありますけれども、この前やった旭川での会議や何かを含めると、ある意味では可能性が出てきたという認識でいいのか、まだまだそういう状況にはないということなのかお答えをいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 6月の定例会でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、今の段階でも非常に厳しいという状況にあります。それで、3医科大学へ院長の方で毎月のように教授にお会いしに行っている状況があります。ただ、総論では旭川以北稚内まで精神科がないということで、必要性の認識はしていただいているのですけれども、各論に入りますと、さてだれをそこに派遣するのだということになりますと行き詰まってしまっているというような現状です。6月の段階で私の方から9月か10月がリミットというお話をさせていただいたのですけれども、8月21日の道を含めた協議の中では9月、10月はちょっと無理ということで、少し先送りをしたということではないのですけれども、年内には何とかめどをつけたいという方向で確認をしております。この後それぞれつてを頼って、連携はもちろんとりますけれども、それぞれ道内、それから旭川市の保健所なり、あるいは上川の保

健所なりで独自に探ってみようということと考えております。もちろん当院としても大学含めてもう少しグローバルに、民間病院も含めて医師確保に当たっていききたいと、そんなふうに思っています。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） ぜひこの問題は御家族の皆さん、あるいは職員の皆さんも含めてであります。非常に心配している課題であります。タイムリミット、年内にめどをつけたいということではありますが、ぜひこれからも積極的な努力をお願いをしておきたいと思います。

今佐藤事務部長から答弁があったように、市立病院については院長が率先して、職員の皆さんも協力して一定程度今年度においてはいい状況になっている。私も市立病院についてはこれからは、来年4月、士別の市立病院の小児科の問題もありますし、新たな市立病院の局面を迎えていると思うのですけれども、そういう意味からすれば2年間の約4億円、4億円、8億円の赤字も一定程度解消できるめども立ってくるでしょうし、そういう意味では企業会計ではありますけれども、市の財政支援をさらに検討すべきというふうに考えます。それはなぜかということ、東洋経済新報社が毎年実施している住みよさランキング、名寄は2006年度は全国176位、全道で4位にランクされておりますけれども、この位置に高めているのは一つは、大きな意味でありますけれども、安心度が高いと。その安心度を高めているのは病院の病床数、ある意味では病院がしっかり頑張っていることがこの住みよさランキングを高めているということに通じるのではないかと思いますけれども、同病院への財政支援を含め、お考えがあればお聞きしたいのと、時間がありませんので、再質問だけ次していきますけれども、消費者を守る関係においてもある意味ではネットワーク化が、ごみ収集はそれでありまして、一つは関係機関による、行政、消費者団体なり、警察が加わっ

た悪徳商法の防止のネットワークというのをひとつつくる必要性があるのではないか。全道では既にもう20カ所ぐらいでこれがつくられております。当然ながら、いざこういうときにはネットワークの中で協議して対応するということがあります。もう一つは、これをさらに拡大して、消費者を守る条例というまで発展させるべきだと思いますけれども、その辺のお考えをお聞きしたいのと、もう一つは道北観光連盟でいろんなイベント、ホームページも起こしておりますけれども、これは会長が市長でありますけれども、もうちょっとリーダーシップを発揮して、いろいろなネックがあるでしょうけれども、交流人口の連携の意味も含めて道北観光連盟の中でイベントの調整というのを図るべきだと思いますけれども、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 消費者の関係で2点ほど御質問がございました。市民と、あるいは関係機関とのネットワーク化ということで、もっと関係を強めた方がいいということでもあります。全道にも20カ所あるということもございますので、私どももやっていないということではなくて、もっと連携を強めるという意味では全道のそういった事例も見守りながら、どういうふうなことが名寄市の中でできるか、それらについて検討していきたいというふうに思いますし、また消費者条例についてもそれらの点を含めてどう具現化をしていくのか、その辺も検討していきたいというふうに思います。

○副議長（堀江英一議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 市立病院の関係について、特に明年以降の見通しと位置づけでありますけれども、議員おっしゃるように住みよさランキングの中での安心度が高いというのは、やはり福祉施設の関係と市立病院が非常に大きいというふうに感じているところであります。以降の財政の見通しにつきましては、今私ども交付税収入プラス5、

000万円ということの基本にして病院に繰り出しをしております。その5,000万円の部分を各種要因によりましてどうするかというのが判断になるだろうというふうに思っております。以降の財政運営、一つには先ほど佐藤部長から話がありました企業内の努力と、これはやっぱり欠かせないというふうに思っています。したがって、その動向、そしてまたその結果を見ながら、今言いましたルール分をどう調整していくかということになってくるというふうに思っております。

もう一つ、時間がありませんから、私の方からですけれども、道北観光連盟の連携であります。これは、幌加内町も含めた昔は2市8町1村、数は二つ減りましたけれども、その連盟で市長が会長をしておりますけれども、その中におけるイベントの調整というのは実は非常に難しいものがあります。先ほど話出ましたけれども、各市町村で独自で決めて、イベントめぐりのスタンプラリーなんかをやらないかというような話をして、それはアイデアとか規模の大きさというところに集中してしまうのではないかという議論だとか、そういうようなことがありますし、総じてこの地区のイベントは主に地域の住民が中心になって楽しむということに重きを置いているイベントがゆえに、外来者が、観光客が主流でイベントをやるといのは非常に少ないという点からも日程調整といのは非常に難しさがあるなというふうに考えておりますけれども、なお合併前の名寄、風連の関係のように共同で実施をしていくと、共同でPRをしていくと、こういうようなところからも取り組んでいく必要があるのではないかと。道北観光連盟では既に共同でのPR活動なんかやっておりますけれども、もう少し詰めていきたいというふうに思っています。

○副議長（堀江英一議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大雨による旭ヶ丘地区の道路などの冠水対策について外2件を、斉藤晃議員。

○31番（斉藤 晃議員） それでは、通告してあります第1点目の大雨による旭ヶ丘地区の道路などの冠水対策についてから質問をいたします。

今年は、春の天候不順は一部あったものの大変暑い、雨の少ない夏でありました。ところが、7月18日、19日の短期日の大雨でこの旭ヶ丘地区では道路や車庫、さらにはJRから土地を借りて野菜栽培などを行っている土地などが冠水をしてしまいまして、急遽ポンプアップ対策をとったところでもあります。さらに、8月4日の50ミリを超える雨でしょうか、この一時的な雨でもまたもや道路の冠水、そしてポンプの稼働と、こういうことになったわけでもあります。もともとこの地区は、大雨が出るとこのような状況があったわけでもありますけれども、おおむね150ミリを超える、こういうふうなときに道路冠水などの被害が出たわけでもあります。こういう中で、地区住民ともども市要請の中、やはり豊栄川の上流のこの地区の改善は豊栄川の改修整備が必要と、こういうことになりまして、市から道河川への昇格、そして北海道による事業として進められてきたわけでもあります。その事業の一環として、皆様方も御承知のとおり、40号線にかかっていた陸橋、これが今なくなりまして、片方が通行で、報道を見ますと橋の名前も決まったと、こういうふうに進んでいるわけでもあります。しかし、それら工事と同時に全面改修ができるまで上流の旭ヶ丘地区に被害が起きないようにと、こういうことで北海道によります工事も進められたわけでありまして、少しくは安心と、こういうふうにしていただいていた地区住民にとりましては、これぐらいの雨で、以前よりも少ない雨で道路冠水等が起きるのはなぜなのか、

こういう不安や心配があるわけでありましてけれども、まずなぜ起きるのか、そしてその対策は、また事業を施行していただいた北海道の見解などについてもどのように考えているのかあわせてお答えいただきたいと思っております。

第2点目に、国民健康保険税の引き下げについてであります。市長の行政報告の中で、国民健康保険税の賦課状況における応能応益割の比率が応益割で55.12%になり、今年度中に55%以内になるよう税改正を提案したいと述べられたわけでもあります。確かに軽減対策として7割、5割、2割軽減のためには賦課割合を50・50に応能応益をしなければならない実情があるわけでもあります。さらに、報告のようにこの軽減世帯が実に43.3%も対象になっているだけに国の方針を行っていかねばならない、こういう実情を理解するわけでもあります。また一方、補正予算の中で国保会計の基金から大学への貸し付けを行ってありました2億円のうち1億円が戻されたわけでありまして、基金額は4億円を超えるというふうに理解するわけでもあります。しかし、市民には今年度の国の増税路線によりまして、負担が雪だるま式にふえている、こういう状況があるわけでもあります。特に今年6月に市民税の納付書をもらった人たち、昨年に比べて4倍から5倍、中には10倍になったと、こういう負担増への市民の率直な怒りの声もあるわけでもあります。特に老人ほど年金控除などがなくなりましたから、その分国保加入者などへの影響もあるわけでもあります。まず、市民のこのような市民税の負担増の額はどのように押さえているのか、納税義務者がふえておりますが、その数などをひとつお知らせをいただきたいと思っております。

このような中で、国保税の平準化が必要というふうに言われておりますけれども、どれぐらいの額が必要なのかお知らせいただきたいと思っております。

しかし、前段申し上げましたような市民の負担増のときだからこそ、この4億円に上る基金の活

用で国保税を逆に引き上げるのではなく引き下げを検討する、このことを求めたいと思うわけでありませけれども、見解を伺いたいと思います。

次に、まちづくりと福祉についてお尋ねをいたします。現在新名寄市総合計画づくりが進められております。この計画の策定に当たっては、合併協議会でつくられました新市建設計画、それに加えて市民の多様なニーズを反映した計画の策定をとしているわけでありまして、限られた時間とはいえ、多くの市民意見の反映をぜひ求めるものであります。私もまちづくりに欠かせない柱として、一つには基幹産業、農業の振興をどう進めるか、特に戦後農政の転換と言われる品目横断的経営対策では、その農業が安心して営農ができなくなる、そういう問題があるだけに、規模が小さくても営農意欲のある農業者支援対策、しっかりと盛り込むことなどが必要と考えるわけでありませ。

もう一つの柱であります福祉の位置づけであります。また、道北の中核都市としての役割を果たし、文字どおり新市建設計画の表題にも出ておりますけれども、住んでいてよかったと思えるまちづくりを市民とともに考えるわけでありませ。新市建設計画のアンケートの第1位が人に優しい保健、医療、福祉の充実した健康福祉のまちとなっております。人口が減少する中で、確かに交流人口の増加、さらには退職者移住なども考えられるわけでありませけれども、やはりこの福祉を生かした市民協働の中でこそ定住人口も確実にふえると思えるわけでありませ。一例ではありますけれども、清峰園をユニット型にして新しく改築し、デイサービスの拡充なども行う中で新たな雇用もふえまして、伺いますと約120人の人たちが働いているわけでありませ。今名寄市では大学が新たに4年制大学として出発し、地域とも積極的にかかわっていくとしているだけに、福祉のまちづくりに協力してもらい、また住民要望にこたえた各種の福祉施設などの設置や誘致を進めることによって雇用の拡大など定住人口がふ

えると思えるわけでありませ。

また、この道北各市町には福祉関連施設、特に知的障害者の人たちのかかわる施設が多くあるわけでありませ。まず、それらの施設数、定員、働く人たちの数などをお知らせいただきたいと思ひませ。その多くの施設と名寄市が連携、協議を行い、道北全体が食のまち、農業のまち、環境を大事にするまちと同時に福祉に取り組んでいる地域と位置づけるような、そういう将来展望をこの総合計画の中に反映することが必要ではなかろうかと考えるわけでありませけれども、見解を伺いたいと思ひませ。

次に、精神科医問題についてお尋ねをいたしましませ。今議会に名寄市立病院の精神科並びに同科の病棟の継続願ひについての嘆願書を私どもは受け取ったところでありませ。まさに関係者のこの願ひは、文面を読むまでもなく当然でありまして、精神科の医師確保と病棟の継続は絶対に必要であります。特に今申し上げましたように上川北部地域には知的障害者にかかわる施設が美深から剣淵まで多くあるだけに、精神科の存続、医師確保にはこの道北地域に北海道としても責任を持って対応するように強く求める大義があると思ひませ。そのような視点からも精神科医の確保、病棟の継続、求めていく必要があろうと思ひませけれども、見解を伺いたいと思ひませ。

今市立病院では、医師確保に当たって従来とは違って病院長の話では病院で医師を育てる時代になってきたと、こういう苦しい状況も話されているわけでありませ。それは、御案内のように研修医制度によって変わったわけでありませ。やはり安定した医師確保のためには、問題があるとはいえこの研修制度を受け入れていく体制、特に研修医に対して育てていく上で一定の時間のかかる精神科などの研修医を受け入れていく、そしてそのためには場合によっては必要な支援制度も設けていく、こういうふうなことも考えながら、長期的

な医師確保、これを考えていく必要があるのではなからうかと思うわけでありませけれども、見解を伺いたいと思います。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） ただいま大きく3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は生活福祉部長から、3点目のうち1点目、2点目につきましては福祉事務所長から、そして3点目につきましては病院事務部長からのそれぞれの御答弁になりますので、よろしく願いいたします。

初めの大雨によります旭ヶ丘地区の道路等の冠水の対策につきましてお答えを申し上げます。毎年の融雪時期や9月、10月の雨の多い時期には、旭ヶ丘の皆さんに大変御迷惑をおかけをしているところでございます。以前より少ない雨でも冠水するとの御指摘もありますけれども、基本的には豊栄川の本流の水位が上がるのが原因と考えておりますので、以前に比べてそれほどの大きな変化はないものと考えているところでございます。しかし、流入する側で名寄公園のパークゴルフ場の造成によりまして芝生の面積が多くなったことや、また名寄農業高等学校の南側の畑も排水区域に入るようになったため、JR沿いの排水溝の水量が増加していることは確かでございます。

豊栄川は、平成15年度から平成23年度までの計画で河川改修が行われておりますが、北海道の財政状況などから1年から2年ぐらいのおくれが出るとも聞いているところでございますので、旭ヶ丘地区から下流の早期の完成を北海道へさらに強く要望していくとともに、当面降雨時のパトロールや樋門の操作、ポンプによる排水作業を迅速に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、国民

健康保険税の引き下げについてお答えをいたしません。

国の税制改正によりまして、老年者控除の廃止、公的年金の控除引き下げ、65歳以上の方に対する非課税措置の廃止など、平成17年の税制改正による平成18年度分の個人市民税の影響額について課税状況調べの数値でお知らせいたします。全体での課税人員数は、17年度で1万3,201人、18年度では1万4,070人となり、869人の増となっております。税額では、17年度、9億1,996万円、18年度では9億6,344万円となり、4,348万円の増となっております。老年者控除の適用を受けていた方は、平成17年度、784人となっております。課税人員の869人の増の大部分は、65歳以上の方に対する非課税措置の廃止に伴うものと判断しているところであります。課税対象となる公的年金等の雑所得は、平成17年度は7億6,400万円、平成18年度では18億4,600万円となり、10億8,200万円の伸びとなりました。課税状況調べでは正確な税額の算定はされておられませんので、御理解をお願いいたします。

さて、国民健康保険税についてであります。平成18年度の当初賦課で、基礎賦課分及び介護賦課分を合わせて約7億円を超える金額が調定されました。しかしながら、所得に係る所得割及び資産税に係る資産割と世帯に係る平等割及び被保険者ごとの均等割の総額バランスが崩れ、応能応益割合が法定割合の55%を若干超える結果となりました。御質問の応益割の引き下げということでありますが、平等割と均等割の合わせた額を指しておりますので、応益割5%引き下げを試算いたしますと基礎算定額で約7,300万円、調定額で5,000万円の減少となります。この引き下げの財源に国民健康保険支払準備基金を充当する場合、平成18年度既に予算化しております収支の調整財源の充当額8,200万円にこの減少額5,000万円を加えた1億3,200万円が今後も毎年充当

すべき額と予想され、平成18年3月末の基金現在高4億2,460万円を約3年で費消することとなり、その後は不足分を税率改正によって補っていく必要がございます。もともと基金は、通常予定している医療費の支出がさまざまな要因で予定額を超えた場合に充当すべき財源として保持しているものであります。今回の合併により世帯数、被保険者数が増加した現在、2億円から3億円程度の保持は国保財政の破綻を避けるためにも必要な財源でございます。

国保税について低所得者に対する軽減は、今年度の当初賦課で3,279世帯に適用され、軽減の総額は1億3,300万円程度であります。しかしながら、現在の税率は応能応益割合のバランスを崩しておりまして、この状況が2年間継続された場合、現行の低所得者に対する2割、5割、7割軽減の適用が不可能となり、2割軽減はなく、5割軽減が4割軽減へ、7割軽減が6割軽減と割合が減少するために、低所得者の負担がさらにふえることとなります。このことは、収納率の悪化などへつながることが懸念されますので、この軽減適用を維持していくためにも応能応益バランスを保てる税率の変更に御理解を賜りたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目3番目、まちづくりと福祉について御質問をいただきましたけれども、私の方からはそのうちの（1）と（2）について御答弁をさせていただきます。

最初に、総合計画策定では福祉を柱の一つにとの御質問でございます。申すまでもなく新市の総合計画は、新市建設計画を下敷きにして施策の項目や主要事業をより具体的に定めていくこととなります。さきに議決をいただいた過疎地域自立促進市町村計画や新市建設計画の中で関連する項目として挙がっておりますのは、社会福祉法人がケアハウスを建設する場合の建設費補助事業であり

ますとか、障害者福祉の充実を図るための障害者福祉関連施設の整備確保といったものとなります。今後協議を進めていくこととなりますが、議員も触れられておりましたが、道北の中核都市としての使命、保健福祉学部を有する名寄市立大学という大きな資源、地方センター病院としての名寄市立総合病院を有する本市の優位性を生かし、また大学を実践的に利活用する意味からも機会をとらえ、資源を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと思います。

また、市の事業として行うものにつきましては、関係する委員会や団体、市の中長期的な財政運営と調整を図りながら、総合的かつ的確に対処してまいりたいと考えております。ただし、最近の厚生労働省につきましては、施設入所から在宅へと誘導する施策を展開しておりますし、北海道につきましても厳しい財政状況がございます。見通しは必ずしもよいとは言えない状況でございます。現在名寄市といたしましてこれとお答えできる具体的な事業名や計画を持ち合わせておりませんが、市民の声に耳を傾け、開かれております総合計画策定審議会や保健福祉医療推進協議会での審議経過を注目してまいりたいと思います。

なお、市立大学の協力につきましては、去る9月6日に第1回目となります総合計画策定審議会を開催したところでございますが、特別委員として5人の教員の方々にそれぞれ専門的立場から御参加をいただいているところでございます。

次に、道北市町村の福祉施設の現状と名寄市の役割について御質問がございました。福祉施設は、各福祉法に基づくため直営、民営を問わず经营主体、施設構造、定員、基準配置職員数等について国と協議をしなければ開設できないことになっております。上川北部管内の福祉施設の状況でございますが、平成18年度当初の状況で御説明を申し上げます。なお、職員数につきましては、臨時職員等の資料がなく正職員のみ数字とさせていただきます。

最初に、知的障害者の更生施設でございますが、剣淵町から美深町まで5市町に五つの施設がございまして、合計270人の定員となっております。ここに働く職員数につきましては134人。二つ目に、知的障害者授産施設でございますが、剣淵町と美深町に二つの施設がございまして、定員100人に46人の職員の方々が就労されております。ほかに美深養護高等学校がございまして、こちらにつきましては現在112人が在籍し、103人の正職員の方が就労されております。次に、老人ホームでございますけれども、和寒から中川まで7市町に10の施設がございまして、総定員は668人となっております。職員数の合計は258人となっております。ケアハウスにつきましては、風連区域と美深町にそれぞれ1施設ずつございまして、100人の定員で13人の職員の方が現在就労されております。総計では、この地域では20の施設に1,250名の定員を持っておりまして、554人の方が就労されているところでございます。

続きまして、施設における協議会などの組織についてお答えをさせていただきます。それぞれの協議会につきましては、研修等を通じまして一定の役割を果たしているところでございます。そのうち知的障害者関係につきましては、全道組織として北海道知的障害者福祉協会が設置されており、その下部組織としてブロックごとに支部がございまして、上川北部管内では7施設が加入しており、支部としての活動状況をお聞きいたしますと、支援費制度以降福祉情勢が大きく変化していることから、情報交換等は大変重要になってきておりますが、各施設の独自性が強く、活発なる連携までは余り図られていないということでございます。本年10月からは障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行を進めていく必要から課題も多く、これからは施設同士のネットワーク化を図り、密接な情報交換が重要であると考えております。

さらに、福祉地域への考え方でございますけれども、先ほど御説明申し上げましたが、上川北部管内には福祉施設が20カ所設置され、それぞれ運営方針に沿って地域での重要な役割を果たしております。今後ますます少子高齢化が進行していくことから、要援護者も増大するものと見込まれ、各自治体の福祉施策の展開と効率的なサービス提供体制が大きな課題になってくるものと思われまます。名寄市においては、本年4月に保健福祉大学の大学が開学して、教育方針の一つに地域社会の発展に寄与するとしていることから、それぞれの分野において大学と自治体との連携を進め、協働の保健福祉行政を進めていく必要があると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな3の（3）、精神科の役割と医師確保についてと研修医制度への対応についてお答えを申し上げます。

平成15年1月末には市立土別総合病院が精神科病棟を閉鎖したことにより、上川北部地域はもとより南宗谷までもの広い範囲にわたって地域の精神科医療を当院が担ってきたところであります。しかしながら、既に御承知のとおり昨年7月からの固定医師の減員によりまして、患者さんの転院や病棟の統合を行うなど、診療を受けられる患者さんや支える家族の方々に大きな不安と負担をおかけしているところです。医師の確保につきましては、1年以上経過しておりますが、まだめどは立っていない状況であります。今後につきましては、旭川一稚内間の道北における精神科医療の確保は重要課題と考えておりますので、今後も関係機関と連携を図りながら、医師確保に努めてまいります。

また、平成16年度から始まりました医師の臨床研修制度により大学の医局自体に医師がいない状況でありまして、これまでのように大学に医師

の確保を依存することができなくなっております。6月の市政執行方針の中でも述べましたが、当院は臨床研修指定病院となっており、研修生を受け入れておりますので、今後も一層臨床研修プログラムを充実させ、当院独自の医師確保につながるように努めてまいります。

なお、御指摘のありました研修生に対する優遇措置に関しましては、今後院内で研究させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） それぞれ答弁いただきました。まず、旭ヶ丘地区の大雨の関係からお尋ねしますが、一つは豊栄川の改修ということで、一番上流でありますこの地区に土現としては一つの樋門を一定の費用をかけて対応しまして、そのときに地域住民への説明では相当これで解消されるはずと、こういう説明もあったわけでありまして、しかし、住民の皆さん方もどうもこの設計のあり方いかがかと。すなわち、上流から水が流れてくる方向に向かって、先ほど答弁がありましたパークゴルフ場の方から流れてくる雨水などが上流へ向かって放出されると、こういうような設計になっているわけです。そういうふうなこともあって、道の方としてこのような経過をどういうふうに考えているのかという疑問が率直にあるわけでありまして、この点、道にそういう費用かけてもらったのだけれども、こういう結果だという問題提起をしながら、道の見解も伺い、必要な対応を求めることが大事でないかと思っておりますけれども、その点はどうだったのか。

また、もう一つは、その樋門からパークゴルフ場に向かった上流のこの宗谷線沿い側には非常に浅くなったといえますか、草あるいは木など生えておまして、非常に景観上もよろしくない状況になっております。そういう面ではここの河川の草木の削除など、一部やっていただくことあるのですけれども、もう少しきれいにして、水の流れ

をよくしていく、こういうふうなことも必要でないかと思っておりますけれども、これらについてはどうなのかお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） しらかば団地の道路等の冠水を少しでも少なくするという目的で、御指摘の樋門の設置を北海道の方でしていただきました。構造的に市とも協議をさせていただきましたけれども、きっと議員がおっしゃるようなこととなりますよということで、市の方も随分意見を言わせていただいたのですけれども、結果的には北海道の意向でそのまま現場へ設置されたという経過でございます。まことに不本意ではございますけれども、結果といたしまして降雨時期には大きな効果は生まれていないというのが実情でございます。

北海道との協議につきましてはそういう経過でございますけれども、樋門の管理につきましては降雨の初期の対応、対策が非常に重要であるというふうに考えております。開閉用のかぎを土現から名寄市に預かっておりました。そこで、いろいろ御指摘もあったわけでございますけれども、去る7月、8月の、特に7月19日の降雨でございますけれども、道路が冠水をしたということで、市がかぎを保管をしているということで、直ちに現場への対応ができなかった部分がございます。樋門の洪水時の対応につきましては市内の業者をお願いをしているわけでございます。業者の方は、非常に現場等を確認しながら、早く対応していただけたということでございまして、かぎはこれから市が保管をするということではなく、業者の方にも持っていただくと、そういうことにさせていただきました。これによりまして樋門の開閉を含めた一体的な洪水対応が少し早く可能になるのではないかと、そのようにも考えているところでございます。

それから、豊栄川、JR沿いにもあるわけでございますけれども、沿っているわけでございます

けれども、今までは年2回ほど草刈りのお願いをしてまいりました。ことしはまだ2回しっかりとされていない状況ですけれども、非常に草木の茂る状況によって流れを阻害しているという状況もありますので、もう一度現場をよく見まして、旭川土木現業所美深出張所に要請をしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ひとつ対応する建設部の皆さん方も施行する道と見解が違っていたなと、こういうふうに理解もし、地域住民の人たちにしてみればせっかくやった事業がいかがかと、こういうふうな声があるわけでありまして、私やっぱり率直にそういう結果、住民の声を土現にも伝えて、そういう願いが生かされる対応、再度検討が必要でないのかということ強く求めていただきたいと、こういうふうに思うわけでありましてけれども、その点はどうか。

それから、もう一つは、この樋門から上流の間なのですけれども、これを豊栄川ではないから、豊栄川の支流なるのですか、パークゴルフ場へ行く間は。ここの間の宗谷線沿いの草木の問題なのですけれども、これなどはやはり市が独自でやらなければならないのでしょうか、それとも土現でやってくれるのか。これを少し、こういう雨が降っている、あるいはそういうふうなときだけに関心を持っているものですから、それはどういうふうになっているのかお答えいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 平成14年4月1日に道管理の河川に昇格をいただきました。延長は2.7キロメートルであったと思っておりますけれども、名寄高等学校の前の18線の横断溝まで管理河川になっております、指定区間がそのようになっております。したがって、昨年まではJR沿いの豊栄川につきましても道の予算で草刈りを

していただいております。本年はまだ十分ではないということですが、そのようにやっていただいた経過があります。現場をよく見ながら、もう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、樋門の状況でございます。先ほど申し上げましたような状況でございますけれども、地域の皆さんの意見も含めて、土現の方に市の意見とあわせて申し述べていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ぜひそれをお願いしたいと思います。

ただ、もう一つ、部長の答弁では、この豊栄川南側なのですけれども、18線までは豊栄川なのですが、その鉄道のところの樋門がある今度北側なのです。ちょうどパークゴルフ場おりて、北側通じて豊栄川に流れ込むその間が市の小河川になっていると思うので、この点の草刈りもあわせてお願いしたいということを要望しておきたいと思いません。

次に、国保税の問題でありますけれども、一つは名寄市の賦課状況ではこういう応益応能、50・50できておったわけでありましてけれども、今年こういうふうに賦課が変化した要因はなぜなのか、その点からまずお答えいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 先ほど申しましたように、国の税制改正によって老年者の控除の廃止だとか公的年金の控除引き下げ、非課税措置の廃止ということで、そうした影響が出ているということでもあります。国保税につきましては、そうした影響も含めて今軽減状況が2割、5割、7割という状況でございますけれども、2割軽減の世帯に影響があったのではないかなというふうに思っております。2割軽減の世帯では、平成17年

度では723世帯、平成18年度で337世帯ということで、386の世帯が減となっておりますので、その部分が影響を受けているというふうに思っております。均等割、世帯割が5万1,000円ということでございますので、それらの2割軽減がなくなると1万200円程度が増税感になるのかなというふうに思っております。そういった意味で、国保税に関する影響についてはそういうふうなことだというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 本当に答弁がありましたように、この6月に切符をもらった多くの人たちがどうなっているのだと、こういうふうな話、他の議員の皆さん方も聞いたと思うのですが、やっぱりそういうふうなときだからこそ、軽減を確保していく上での応能応益、フィフティ・フィフティにしていく努力はこれ当然であります。ただ、市長の行政報告では5.5.1.2でしたか、こういうふうな答弁でありまして、その1.2%分、部長答弁では5%行くと7,300万円ほどというふうな内容なのですけれども、これをぎりぎり1.2%、そういうような範囲で行っていくなれば7,300万円も要らないのではないのかと、こういうふうに思うわけでありまして、そういう点では基金4億何がしを活用することによって、こういう負担増のときだからこそ負担を上げないで住民の健康を守っていく国保税を維持していくのだと、こういうスタンスがとれないか、再度お尋ねいたします。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 5%の引き下げということで先ほど試算をいたしましたことについてお答えをさせていただきました。現在5.5.1.2%ということで、0.12ポイント上回っているということでございます。応能応益割合が45から55という範囲になっているわけですし、これが55を超えると先ほど申しました2割、5割、

7割の軽減がなくなるということでありまして。本年度5.5.1.2%ということで、これから2年連続55%を超えるとこの軽減がなくなってくるということでございまして、今おっしゃられたように55%ぎりぎりかどうかというふうに提案を受けましたけれども、この55%以内ぎりぎりで行きますと、そのときの算定で予想をしてもそれを超えた場合2年連続この55%を超えるということになりまして、この軽減がなくなってしまうということがありまして、ちょっと綱渡り状況が出てくるということでございます。そうした意味では国保会計の安定的な運営を図るという意味の中では5%というふうに試算を出しましたけれども、今後あらゆる試算データを出しまして、国保の運営審議会の中でそれらのデータを提出しながら、この税の改正について審議させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） こういうふうなときだからこそ、住民の願い、思いを受けとめて、ぜひ大きな5%の引き下げというのではなくて、そういうふうな場合によっては1年単位でということもあり得る、そういうふうなことも視野に入れた引き下げの可能性について努力されることを強く要請しておきたいと思っております。

次に、福祉のまちづくりの問題にかかわってありますけれども、新市建設計画の中での基本方向、あるいは施策の体系などなどが出ているわけでありまして、この言葉どおり優しさと助け合いで幸せを実感できるまちづくり、あるいは住んでいてよかったと思えるまちと、こういうふうなことであるわけでありまして、本当にこういう思いを生かしていくのには福祉に対しての力強い手だてが大事だと、こういうふうに思うわけでありまして。既にこれらの各種の計画につきましては、高齢者保健福祉医療計画ですとか、あるいは障害者福祉計画、さらには子育て支援計画とさまざまな

分野でこれらの問題についての対応が出ているわけでありまして。そういう点で、私は安心、安全なまち、やはりその土台にこの福祉というのがしっかり生きていくと、そういうふうなことから過去に福祉のまちづくり条例というのを立ち上げてはどうかと、こういうような問題提起もしたわけでありまして。確かに北海道にあります道の福祉の条例などを見ますと、バリアフリーなど、あるいは公共施設のそういう問題だとか、建築へのバリアフリーなどへの対応が触れてはいるのですけれども、そうではなくて文字どおり安心、安全なまち、それを生かしていくのだと、こういうことをしっかり据えた福祉のまち、そしてそれを保障するまちづくり条例をつくってはどうかと、こういうふう考えるわけでありまして。

特に今回大学が保健福祉学部と、こういうふうなことで打ち出しております。また、学長自身も地域と一体となった大学と、こういうようなことも明確にしているわけでありまして、私どもこの大学が本当にこの地域で根づいて、安定した学生を確保していく、そのことがこの道北地域でのまちづくりでの大きな役割が果たせるようになっていく必要があると思うわけでありまして、そのためには学生を安定的に確保する上での特徴をしっかりと打ち出していく必要があるのではないのかと、こういうふうにも考えておりまして、保健福祉学部の具体的な内容が福祉の条例のあるまちですとか、あるいは一緒になってつくり上げていく福祉ですとか、そういうふうなのを訴えられるような、こういうことになっていくことは市民にとっても、そしてまたこの大学が安定した学生を確保する上でも非常に一体となった内容になるのではないかと、こういうふう考えるわけでありましてけれども、いかがお考えでしょうか。見解をひとつ伺いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 福祉の行政に携わる者といたしまして、今議員から御意見いただ

きましたとおりでというふうに思っております。今現在総合計画の中でこの福祉の問題をどのように織り込んでいけるのか、また平成20年度からは向こう10年間の障害者福祉計画を策定することになっておりまして、その中で明年度はその計画づくりのためのいろんな作業をすることになってまいります。そういった中で、障害者の皆さんの御意見を伺いながら、また高橋議員でしたでしょうか、新バリアフリー法のことについての障害者が住みよいまちづくり等々についても御質問いただいたところでございますけれども、大学という大きな資源を活用しながら、協調をとって、今後の福祉行政を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 担当としては、それぞれの分野での保健医療福祉計画ですとか、今また新たに障害者福祉計画と、こういうふうないろんな分野があるわけでありまして。そういうふうなのをやはりトータル的に見たまちづくり、福祉を生かすまちづくりというのをぜひ総合計画の中に打ち立てていく必要があるのではないかというふうに私考えるわけでありまして。そういうふうなことがこの大学とも一体となった福祉を大きく立ち上げていく、こういうふうになろうかと思っております。

特に後段質問いたしましたこの道北地域のいろんな施設、今答弁ありましたように20施設で1,250名の人たちを収容しており、554人、正職員だけといますから、おおむね臨職の方も入れますと倍近い人が働いていると、こういうふうなことになるわけでありまして。そういうふうな中での特に障害者として本当に本人も、あるいはまた親も大変な知的障害者の方たちを育てていく、あるいは支援をしていく、そういう面での高等養護学校ですとか、また名寄でいますと丘の学園ですとかあるわけでありましてけれども、そういうふうなところも一緒に、この地域がそういう障害者たちと一緒に住んでいくまちなのだと。

そこに出てくるのがやはり安心、安全、思いやり、こういうふうなことが一体となっていくようなまちに、これを大学などのいろいろな先生方の意見なども、あるいは各団体の人たちの意見なども取り入れながら、総合計画に名寄市、そしてこの道北一帯の福祉のそういうふうなイメージを盛り込むことが大事でないかと。特に人口減の問題で定住者をどうふやすかと、こういうふうないろいろな意見ありますけれども、しかしやはりこのまちに住んでいる人たちが主体的に住んでいてよかったですと思えるようにする上での大事な内容だというふうに考えますので、この総合計画に当たってトップの市長の見解伺いたしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 住民の皆さんが安全、安心で、しかも生き生きと暮らす、このことが総合計画の持つ大きな柱と、斉藤議員の御意見、同感でございます。大学が幸いにして保健福祉の専門分野、人材を育てる学科が立ち上がったわけでございます。これらの先生方にも私どもが持ついろいろな計画の助言者として、あるいは総合計画にも特別委員として入っていただいております、その機能を十分に生かした総合計画、まちづくりにしていきたいものだと、こんなふうに思っているところでございます。とりわけ道北地方におけるこれからの地域の状況を展望いたしますと、やはり少子高齢化の進行というものが一つには現実の問題としてありますが、一方日本の食料基地、この自給率を高めるということを考えますと、日本列島の中でどこがその余力を持っているのかと、こういうことを考えますと、これからの気象状況の変化もあるかもしれませんが、まさに北海道がその日本の自給率を担う大きな基地になるわけでございます。それだけに住みよい地域をつくるということを大きな柱に立てながら、大学の持つ能力というものを遺憾なく発揮して、この地域に人材を出していくと、そのことがこの地域の発展に

つながるものと、こんなふうに思っております。今回の10年間の名寄市の総合計画の中にもそうした趣旨を十分に生かしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 斉藤議員。

○31番（斉藤 晃議員） 10年という一つのスパンではありますけれども、そういうふうな中に10年後を展望した表題にあるような本当に住んでいてよかったですと言えるまち、安心、安全なまち、こういうふうなのがぜひ総合計画の中で盛り込まれるよう求めておきたいと思えます。

最後に、精神科医の対応でありますけれども、先ほどの答弁では先の見通しがないと、非常に厳しい内容でありましたけれども、やはりこの地域が道北地域として非常に大きな施設を抱えている。そういう人たちにも安心を与える上でも精神科医の獲得、あるいは病棟の継続というのはやはり大義があると、そういう視点から強く北海道なり、関係大学に要請をしていくと、こういうふうなことは本当に大事だと思うのです。ただ一般にぜひ来てくれというのではなくて、一緒にこの地域の知的障害者のそういうふうな大きな施設生かしていく、こういうような大義も思い切って打ち出していくと、こういうようなことが大事でないかと思うのですけれども、その点はどうか。

それから、もう一つは、小児科の問題が話題になっておりまして、士別のが全部名寄に集中されると。そのときに心配なのは、スペースがあるのかと。小児科、医師もふえるなどなどでいろんなスペースの問題も含めた名寄市としての、市立病院としての対応があらうかと思えますが、それらについてはどうなったか、どういうふうに考えているのかもあわせてお答えいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 精神科の関係でございますけれども、現在も入院患者さん55名、それから外来も70人、80人、90

人、多いときは100人超えるぐらい参ります。院長自身もこの名寄市立病院から精神科はなくさないという視点でおりますし、頻回に大学にも出向いております。この後も道なりと連携をとりながら、先ほども答弁させていただきましたけれども、それぞれつてを頼って探すということで考えておまして、年内をめどに確保をしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、小児科は、新聞等でも報道されましたけれども、現在小児科医当院には4名おります。士別の病院には3名おまして、19年4月から7名体制になると。士別市立病院にはいなくなるということなのですけれども、対応としては、新聞にも書かれておりましたけれども、24時間365日ということでございまして、当然医師が2名当直体制になりますから当直室も必要と。それから、現在研修医含めて医師55名おります。開院当時は33名ということで、今現在の人数を想定していないスペースになっておまして、ですから医局の増築も必要と。それから、24時間365日ということになれば、コメディカルの部分も当直体制になるのではないかとということで、この方々の当直室も必要ということになっております。それで、行政報告でも申し上げましたけれども、院長自身は重症患者につきましては各病棟でそれぞれの科目のところで診察をしているということでありまして、一極集中で集中的に重症患者を治療するという観点からICU10床程度増築をしたいということで考えておまして、この今申し上げましたことが大きな改築の箇所というふうに考えておまして、今後どのような方法が考えられるのか、設計会社含めて建築の方とも協議をしてみたいと、そんなふうに思っています。ですから、小児科の24時間365日の救急対応につきましては、診察室もない、当直室もないというような状況で19年4月には無理な状況がありますけれども、3月までにはいつからやるのか、どんな方法でやるとか検討してみたいと、そ

んなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 以上で齊藤晃議員の質問を終わります。

児童公園の善良管理について外1件を、山口祐司議員。

○6番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目に、児童公園の善良管理につきまして質問をさせていただきます。現在名寄市内には数多くの児童公園が設置されておりますが、すべてとは申しませんが、かなり荒れた状態になっている公園も見受けられます。名寄地区、風連地区において何カ所の児童公園が設置されているのか、また維持管理はどのような形で行われているのかをお聞かせください。

近年少子化に伴い、公園で遊ぶ子供たちの姿がめっきり少なくなったように思いますが、公園は子供たちだけのものではなく、地域住民全体の憩いの場でなければならないと私は考えております。そこで、市として使用地及び物件の風致の保持にどう対処しているのかをお伺いいたします。

次に、遊具の保守点検についてですが、一定期間での保守点検は当然行われていることとは思いますが、どのように実施されているのかをお聞かせください。

また、公園の維持管理について周辺住民及び利用者の声を把握するなどの職員による巡回を行っているのかも聞かせたいと思います。

2点目に、農村の生活習慣病について質問をさせていただきます。本年度より厚生労働省が3カ年で農村の生活習慣病調査を全国規模で実施、分析するとしていますが、今年度名寄市はその対象になっているのかお尋ねをいたします。その対象外であっても今までの生活習慣病の実態について名寄地区、風連地区のデータがあればお示しをいただきたいと思います。

また、そのデータに基づき、医療費の抑制も踏

まえた中での生活習慣病の予防活動に対する考え方もお示し願いたいと思います。

次に、農村地区でも食材の偏りが見られるとの厚生労働省の見解があるようでございますが、実際夏場の農繁期と冬場の農閑期とでは活動量が違い、食生活の問題や体重の変動など、健康の度合いも違ってくるのではないかと考えますが、そのような課題に対し健康づくり対策をどのように考え、対応していくのかお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） ただいま大きく2点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は福祉事務所長からそれぞれ御答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

1点目の児童公園の善良管理についてでございますが、初めに児童公園の現状と管理の状況についてお答えを申し上げます。名寄市の児童公園を含む都市計画公園につきましては、名寄地区で25カ所、風連地区で5カ所が設置されておりますが、いずれも造成から長い年月を経過していることから、構築物や遊具につきましても損傷が目立ち始め、一部の公園では景観上も好ましくない状況になっております。これらの公園の維持管理につきましては、清掃や草刈りなどの業務委託を行っているほか、児童公園につきましては市から町内会に若干の補修資材を提供させていただきながら、管理をお願いしているところでございます。

次に、2点目の使用地及び物件の風致の保持についてお答えを申し上げます。児童公園は、名寄地区に25カ所、風連地区には5カ所それぞれあります。児童公園は、少し前まではブランコ、滑り台、砂場が公園の三種の神器と言われてまして、必ず整備の中に組み入れなければならないものでございました。そのうち高齢化が進みましてゲートボールが盛んになりますと、老朽化した遊具が外されまして、その後パークゴルフが人気となり

まして、そのゲートボール場としての利用も少なくなり、非常に風致上もよくない状態の児童公園が多くなってきております。新総合計画の中では、再整備が必要な公園について再点検と住民の皆さんの意見を組み入れるような計画づくりをしていきたいと考えているところでございます。

3点目の遊具の保守点検と補修についてお答えを申し上げます。遊具の保守点検につきましては、例年春の融雪後に点検マニュアルに基づきながら一斉に実施をしておりますが、経年により劣化による損傷が多く見られる状況にあります。これらの軽易なものにつきましては、随時補修を行っておりますけれども、補修不可能なものにつきましては使用の禁止をさせていただく等の措置も施すとともに、予算状況を見ながら撤去をしていく方向で考えているものでございます。

4点目の利用者の声を把握するための職員による巡回についてのお尋ねでございますが、公園の維持管理に当たりましては、利用者の声を反映していくことも大切なことと考えておまして、維持管理業務を委託をしております業者や管理をお願いしている町内会を通じて把握を行っているところでございますが、さらに今後は保守点検等を含めて年に数回程度利用状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目の2番目、農村の生活習慣病についてお答えを申し上げます。

3点にわたりまして御質問をいただきましたが、まず第1点目の全国規模で実施されている農村の生活習慣病調査についてお答えを申し上げます。高齢化や食生活の欧米化により、都市部と同様農村部においても生活習慣病の増加が懸念されてきております。このことを踏まえ、厚生労働省は本年度から3カ年計画で農村部を対象とした生活習慣病の実態調査を全国規模で行っております。今

回の調査においては、北海道は対象地域として該当になっていないため、名寄市での実態調査は行われておりません。

名寄市の生活習慣病の実態は、平成16年度の死亡統計を見ますと、がん、心臓病、脳血管疾患、糖尿病など生活習慣病の占める割合は名寄地区57.8%、風連地区59.7%と全国、全道同様全体の約6割を占めております。また、生活習慣病の1次予防及び早期発見、早期治療を目的といたしまして実施しております基本健康診査の結果、平成17年度においては名寄地区のデータでは総コレステロール値異常47%、血圧値異常23%、肥満22.8%、血糖値異常17.2%、風連地区のデータでは総コレステロール値異常47.1%、血圧値異常49.5%、肥満28.2%、血糖値異常11.1%と高脂血症、高血圧、糖尿病を中心とした生活習慣病及びその予備軍が多く発見されております。体に自覚症状のない段階からの適切な生活習慣が生活習慣病予防の観点から大変重要であり、今年度から健診結果を経年的に管理し、受診者が日ごろからの生活習慣をデータとして振り返りができるよう、健康管理システムの導入を図っております。さらに、新たな取り組みとして国保レセプトをもとに医療費分析を行い、名寄市における健康課題を明確にするとともに予防可能な生活習慣病対策を重点的に推進し、医療費抑制に向けた効果的な対策を図ってまいります。

次に、国の調査を踏まえ、市内の予防活動のベースにする考えについてお尋ねがございました。生活習慣病の予防対策は、健康を維持し、高齢になっても介護状態に陥らないように、自分のことは自分でできるなど生活の質を維持していく上で重要な課題となってきます。また、平成17年12月、医療制度改革大綱が示され、医療費抑制に向けた生活習慣病予防対策が柱として掲げられ、さらに予防重視の健康づくりが求められてきております。現在名寄市における生活習慣病予防対策としましては、生活習慣病予備軍を中心とした1

次予防を重点に事業の展開を進めてきております。具体的には35歳以上を対象に基本健康診査を実施し、その健診結果をもとに結果説明会、健診事後健康教室などを開催してきております。その中では、健診結果データをもとにその数値が何をあらわしているかを客観的にとらえ、自覚症状がなくても検査値から体の中でどのようなことが起きているのかを単に生活習慣病の一般的な知識ではなく、血管の変化を通して自分の体の状態を知ることの大切さをポイントに、自分に合った生活の改善点を見つけ、工夫した生活ができるよう支援対策に力を入れて取り組んできております。

さらに、日本内科学会の調査結果から、働き盛りの年代層の男性2人に1人が内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームであることが明らかになり、生活習慣病予備軍に対する動機づけの支援の重要性が提唱されました。そのことを踏まえ、名寄、風連地区の中では健康相談、健康教室を開催し、早期から生活改善指導に取り組んでおります。今後も健康の保持増進、さらには増大する医療費を抑制する意味からも提唱されております内臓脂肪症候群の予防と改善を基本に、生活習慣病予防活動を推進してまいります。

3点目でございますが、食材の偏りについて市の保健推進の立場からどのようにとらえているのかということでございますが、生活習慣病は国民病とも言われ、生活様式の変化に伴い運動不足や食生活の偏り、喫煙、ストレスなど長年の生活習慣が影響を及ぼし、発症すると言われております。健康診査後の結果説明会においてアンケートによる生活習慣実態調査を8月に実施してきております。風連地区における生活習慣の実態として、農業の方48名、農業以外の方50名を職業別に特徴的な部分を比較いたしましたところ、1日の活動量において農業の方は1日の大半を軽作業も含め仕事をしており、室内程度の動きと答えた方につきましてはわずか4%でございました。これに対し農業以外の方は、室内程度の動きと答えた人

が29%と全体の3割を占め、農繁期の調査ということもあり、1日の活動量に大きな差が見られました。このほか間食のとり方として、農業の方は農作業の間に甘い菓子パンなどを毎日食べると答えた方は36%、週3日程度食べると答えた方は48%と全体の8割以上の方が農作業の合間に手軽にとれ、保存のきく甘いものをとる習慣がうかがえたところでございます。さらに、ジュース類など甘い飲み物のとり方についても同じような傾向が見られました。また、保健活動の中では、農業の方の生活背景として冬場においては活動量が減っても甘いもの間食や食事量が変わりづらい、夏、冬の体重が5から7キロ増減するなど多くの声が聞かれております。このような実態から、風連地区においては農閑期を中心に地区の健康づくりリーダーである食生活改善推進員や保健推進員の協力を得て、活動量に見合った食事の量や間食のとり方など、食生活改善に向けた教室を開催してきているところでございます。

また、農村地域に共通する課題を踏まえ、農村地域における食生活の実態を把握することを目的とし、現在名寄保健所管内の栄養士と名寄大学の共同で研究が進められているところでもございます。運動習慣や食生活の偏り等は、長い年月の中で身につき、また生活習慣病は初期の段階では特徴だった自覚症状もなく、生活改善に向けた動機づけが難しいのが現状でございます。これらを踏まえ、平成19年度より農業の方の加入率の高い国保加入者を中心に国保ヘルスアップ事業を展開し、特に冬季間課題とされている運動不足を解消し、食生活改善に向けて効果的な事業を計画しております。今後も地域資源を活用しながら、住民の方々々と力を合わせ、自分の健康は自分で守ることを目標に、支援できる環境づくりも含め市民の健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただいたわけでございますけれども、最初に児童公園のことについて再質問をさせていただきたいと思っております。

御答弁の中に遊具の補修不可能なものにつきましては、予算状況を見ながら撤去していく考えというふうに御答弁されていたわけでございますけれども、その撤去された後の対応というのはどのようにされるおつもりなのか。それから、非常に公園が荒れてきているということで、鉄でできた遊具も多いと思うわけでございますけれども、撤去された後その公園をそのまま維持されていくのか、それとも減らしていくのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 公園の設置後の状況でございますけれども、公園の利用が比較的進んでいる公園と状況変化によりまして利用の少ない状況の公園がございます。そして、遊具等の経年の劣化によりまして危険な状況につきましては撤去させていただくと、あるいは使用の禁止をさせていただくということなのですけれども、撤去後にその公園をどういうふうに維持するかというのは、町内会を含めまして地域の皆さんと御相談をさせていただきたいと思っております。なくすということは、都市計画上の手续がございまして、基本的には非常に難しいというふうに思っております。したがって、公園は維持し続けなければいけないということでもありますので、どのような形態で維持するかということの課題になってくるというふうに思っておりますので、いろいろと御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 都市計画上なくすということはないということでございまして、一安心というような部分もあるわけでございますけれども

も、最近遊具から落下してけがをした子供がいるということをお聞きしているわけですが、子供ですから、けがは当然遊んでいてあることとは思うわけですが、そのように不幸にして事故に遭ったという場合にどのようにして対応されているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 名寄地区の公園でございますけれども、本年の6月にお話のような遊具による転落事故がございました。1カ月ほど通院をしていただくというような状況でございました。まだ名寄市とそのけがをされた御両親も含めて整理がされておりませんので、終わりました段階では議会にも御報告をするということになりますけれども、市の方で一定の必要額についてはお支払いをするということ、治療費等をお支払いをするということになると思います。

また、その遊具のその後の取り扱いですが、やはり一斉に春に、マニュアルがあるのですが、マニュアルに沿って点検をしておりますけれども、点検ができ切れない部分があるということでもございました。つまり鉄が、例えばブランコであれば鉄が長年すり合うことによって摩耗するというような状況による今回は事故でございましたけれども、そのような場合につきましても完全に一つ一つ見るができなかったことによる結果的には事故ということになったわけでございます。市の方は、今後はしっかりした管理体制をとっていきたいと思っておりますし、事故を起こしたその遊具につきましてはすぐ取り外して、一部補修が可能な部分につきましては補修をしたと、そういう状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 保守点検と申しますが、どうしても大人の目線といいますか、今回埼玉県のふじみ野市でしたか、プールの排水の事故も痛ましい事故があったわけでございますけれども、やはり大人の目線で見ているとそのことが見えて

こない。やはり本当に2歳、3歳ぐらいの目線とまた違うのです。大きさも違いますし、大人にすると思いがけない事故が起きてしまうということでございますので、本当にそういう部分ではなお一層の注意というか、そういう部分が必要かなというふうに思います。

それから、先ほど遊具を外した後、そのあたりは殺風景になって、景観的にも多分寂しい部分になるのではないかなというふうに思うわけなのですが、そこに新しい遊具をつけると確かに予算もかかりますし、大変だとは思いますが、そういう部分に樹木を植えるとか、そういうことというのは、樹木植えるにしてもお金はかかりますけれども、やはり先ほども言いましたように子供だけの公園ではありませんので、大人も子供もそこへ行って憩えるといえますか、和める環境づくりというものがこれから必要になってくるのではないかなというふうに思います。何カ所か公園を名寄も見ましたし、風連も見せていただいたわけなのですが、やはり木陰がない。ことしのように暑い年ですと、子供、孫が遊んでいても大人はもうそこについていけないと、暑くて。子供は遊ぶことに一生懸命ですから、いいですが、ただ、そういうときに目を離さないで見るために木陰が少しでもあれば、ベンチがあれば、やっぱりそういうところで目を離さないで見ていただけるのではないかと。それから、大人同士でも木陰があればそこでお話をする時間もとれるでしょうし、穏やかな時間を過ごせるのではないかなというふうに思います。そういう部分で、もし樹木などを植えられて、そういうものが可能であればやっていただきたいなというふうに思うわけですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 名寄地区でございますけれども、山口議員御指摘と全く同じ事例がございまして、公園の利用が今まで進んでいな

かった公園だったのですけれども、地域の皆さんの御意見等をいただきながら木を植えまして、そしてベンチを更新をいたしまして、そのような形での憩いの場としての再生をするというような事例が1件ございました。これからの利用形態の中では、御指摘のような利用の進め方が数多くあるというふうに思っております。現在までも公園の愛護の取り組みもいただいているのです、たくさん。それは、地域の皆さん、町内会の皆さんにいただいております。ほんのわずかなのですけれども、名寄地区、風連地区合わせまして本年度の予算で82万円ほど計上させていただいております。そういう関係もございまして、地域の皆さんと十分御相談をさせていただきながら、御提言を受けとめさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 大変前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。合併協議の場におきましても、とりわけ新市の建設計画の中で子育て支援推進項目でも子供たちの安全な遊び場の確保及び子育て環境の整備についてもうたっております。なお一層のこの30カ所の児童公園を有効に活用して、これらの精神といえますか、そういうものをさらに生かしていくべきではないかなというふうに思います。公園のことにつきましては、この辺にさせていただきたいと思えます。

続きまして、生活習慣病のことについて何点かお聞きをしたいと思えます。大変詳しく御答弁をいただきまして、再質問の部分がちょっとないぐらいに答弁をいただきました。本当に勉強させていただきました。ありがとうございます。今回このように答弁いただいたのですけれども、基本健康診査の受診率について教えていただければと思えますので、よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 基本健康診査の

受診状況でございますけれども、御承知のとおり平成17年度までにつきましては、名寄地区につきましては40歳以上、風連地区につきましては35歳以上の方々について御利用をいただいております。平成18年度合併に伴いまして35歳という年齢を統一した中で行っております。

受診状況でございますけれども、風連地区におきましてはおよそ対象者につきましては1,800名ほど、平成16年度の受診者につきましては898人で、50.9%の方が受診をいただいたところでございます。なお、さらに平成17年度につきましては861人、48.7%の受診でございました。名寄地域におきましては、4,165人ほどの対象数でございまして、平成16年度の受診数につきましては1,204名で28.9%、さらに17年度におきましては1,222名の受診者で29.4%と、こういう受診状況でございました。この数字の中で、実は個人の方々が人間ドックを別に受診をされている方がいらっしゃるという方も、16年度風連地区につきましては84件の方、さらに17年度につきましては79件の方がそれぞれ個人で人間・脳ドック等を受診されていると、こういうふうに押さえております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 受診率についてお聞きしたわけですが、かなり前の新聞になるわけなのですけれども、人口3万人から20万人の市ですけれども、その中で基本受診率が50%を超える市町村というのは、医療費にしましても入院の日数にしましても統計的にかなりその差が50%を境に出てくるというような記事を1度読んだことがあるわけなのですけれども、やはり名寄市におきましてもこの基本健診の受診率十分に上げていただいて、医療費の抑制という部分も考えられるのではないかなというふうに思っております。

す。

それから、いろいろと答弁の中で御苦労されている部分が本当にちらちらと見えてくるわけなのですけれども、限られたスタッフ体制の中でやはり一生懸命に取り組んでおられると思います。今回は、名寄商工会議所との連携という部分もありましたし、名寄大学、それから名寄保健所管内の栄養士さんとも共同研究をされているということをお聞きします。生活習慣病といいますのは、個人個人の問題ではありますけれども、やはりこのようにいろいろな関係団体と手を組むことによって、生活習慣病が少しでも抑えられるのではないかなというふうに思っております。なお一層の協力体制を進めていただければなというふうに思うわけですけれども、その辺のところを今後どのように対応されるかお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 風連地域におかれましては、従前からこの健康診査につきまして受診率を上げる大きな努力をなさっていたというふうに認識をしております。名寄市につきましても受診率につきましては全体的に対象年齢がこういう状況でございます。先ほど申し上げましたとおり30%を切っている状況でございます。今後も保健福祉活動の中で、予防につきましては重要な使命と考えておまして、お話にもありましたとおり各種職域団体等にも働きかけて、大学等も協力をいただきながら、予防活動に努めてまいりたいというふうに思っております。お話がありましたとおり、この予防を行うことが医療費を抑制するものというふうに私どもも認識しておりますので、またいろんな面で御協力いただければというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 今回名寄市と風連町が3月に合併したわけですけれども、その合併前に市町村合併に関するアンケート調査というのがとられているわけでございますけれども、風連町、

名寄市が合併をしたら、どのようなまちななればよいですかというアンケートでありました。その中において、結果としまして人に優しい保健、医療、福祉の充実した健康福祉のまちということで、これが52%という高いパーセントを示しているわけですけれども、これはほかを大きく引き離すほどの結果なのですけれども、最後に全体的にこういう結果で、今後名寄市としてこのアンケートに対しましてでもそうですし、市長の全体を通しての福祉のまちという部分で所見をいただければと思いますけれども、これを最後にしたいと思っておりますけれども。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 先ほどの佐藤議員も発言にありましたように、東洋経済新報社が毎年同じようなデータを公表しているのですが、住みよさランキングというのがございます。その中で、名寄の特徴として高いポイントを稼いでいるのは何かといいますと、福祉医療の充実が大きなポイントを稼いでおります。これは、歴史的にも医療機関が集中しているということがあって、このことがまた場合によっては健診率を、名寄市民はいつでも病院にかかれるというような気持ちも含めて健診のときに都合がつかないだとかということも低下が続いているのかなと、こんなふうにも思っております。しかし、医師会等の協力をいただいて、健康教室ということを市立病院も含めて継続的にやっただいておまして、それらの会場には市民の皆さんが大変多く参加をしているということでもありますから、気持ちの上での健診というのも相当意識は高まってきているなど、こんなふうにも思っております。

地方自治体の果たす役割というのは、住民の福祉の向上と、こういうことでありまして、現在では健康年齢と申しましょうか、このことをいかに高めるかと、このことが大きなテーマとなっております。そうした意味では先ほど来の一部の総合病院としての機能が十分に果たせれないというよ

うな今は状況下にありますがけれども、私も名寄保健所管内の保健医療福祉協議会の会長職もさせていただいておまして、これらのことにつきましてはただ単に名寄市だけということではなく、この圏域挙げてネットワークを充実させていくことでこの地域が住みよい地域になると、こういうことを目指してこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

障害者福祉について外1件を、熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 休憩をいただけるかと思いましたが引き続きということで、通告順に従って順次質問を申し上げたいと思います。

ここにおられる各議員も恐らく日ごろから市民の声を拾うために市民相談活動なんかをやっておられると思いますが、私もいろいろ工夫を凝らしながら取り組んでいる一人でもございます。特にこの間国の諸制度の改悪が続きまして、想定はしていたものの大変厳しい批判や生活上悲痛なまでの訴えが多く聞こえてきます。特徴的な例を挙げれば、先ほどのやりとりではございませんけれども、税制改正に伴う所得税や住民税、国保税が上がったとか、あるいは介護保険の利用料が上がったとか、税改正に伴い収入はふえていないけれども、所得が上がったように見えるために、わずか3万円超えたために従前もらえていた児童扶養手当が40万円ぐらいもえなくなったとか、大変厳しい声が聞こえております。この中でも特にきょう私これから取り上げます拙速過ぎて評判の大変悪い障害者自立支援法の施行に伴う障害者や家族、当事者への影響はより深刻さが増すものというふうに聞いております。なぜこれまでに数年の中で格差拡大や痛みだけが残ってきたのか。それは、もう聞かずとも十分皆さんもおわかりかと思えます。退陣間際の方が置き土産として格差拡大と痛み、そして外遊三昧でそれぞれ退陣をされるわけなのですけれども、それを支えてきた皆さん

も大変大きな責任もあるのではないかと思います。しかし、地方交付税削減に苦しむ自治体も私たち地方議員も現実的に当面この現実を直視をしながら、市民とともに改善に取り組んでいかなければならない立場にありますので、以下具体的に質問を申し上げたいと思います。

障害者福祉についてであります。名寄市障害者福祉計画改訂版、平成で言いますと17年から19年の計画がございまして、これが今新しく策定をしなければならぬ状況にあります。この改訂版の進捗について、特に未実施の課題について答弁を求めたいと思います。

障害者自立支援法の影響と今後の課題についてであります。障害者自立支援法施行に伴う名寄市の障害者、家族、事業者等への影響とその対応、対策について答弁を求めたいと思います。

名寄市障害福祉計画、現在策定中のもので、仮称ということと呼んでおられるようではありますが、この取り組みについて、策定に向けた現状と今後の取り組み及び障害者、家族、事業者等の意見反映をどのように取り込んでいかれようとしているのかお答えをいただきたいと思っております。

二つ目に、今後のまちづくりについてありますが、財政力の弱い市町村同士が幾ら合併しても、段階的には行政改革などの効率的な効果は上がってはいくのですが、財政力は上がる状況にはないことは皆さんも十分御案内のとおりだと思います。また、合併特例債、交付金等については一時的なカンフル剤であるということも言うまでもないと思っております。私たち議員も、すべてがそうではないでしょうけれども、地域の代表、団体の代表という利害を超えた政策や公益性を優先する役割に純化する時代に入っているのではないかと考えます。もはやすべての問題を行政がすべて抱え込むことはできないというふうにはよく言われておりますが、それだけにまた合併とともによりきめ細かな単位でみずからのことはみずから決め、実行していくという住民自治の本旨に近づけてい

くことも必要だというふうに考えております。以下4点ほど質問を申し上げます。

一つは、コミュニティーと自治の結合についてであります。合併により広域化すればするほど逆に狭域、狭くという地域です。狭域、例えば今理事者が言われているのは小学校単位というようなことも想定をされているようではありますが、コミュニティーの確立と自治の決定単位の保障が必要になってくるというふうに考えておりますが、この提言についてどう考えているかお知らせをいただきたいと思っております。

自治区の機能と位置づけについてであります。自治体の中に自治区という決定単位を設けるということは、本来私も議会との関係が問題になってきますけれども、議会の附属機関としての性格を持ちながら、行政と対等な関係と監視機能を持つ必要もあるのではないかと思います。最終的には本来議会が決定をしていくことになると思っておりますが、基本的な考え方についてお知らせをいただきたいと思っております。

地域内分権の具体化に向けてであります。既に合併後の新組織に地域振興課地域自治係を組織しているわけではありますが、住民に地域自治権をゆだねていくための試みについて具体的な検討もあろうかと思いますので、答弁を求めたいと思っております。

最後になりますが、心の合併の醸成についてであります。具体的な取り組みについて、日ごろから幹部の皆さんは心の合併についてまぐら言葉のように使っておりますけれども、基本的な考え方についてお聞かせをいただきたいというふうに考えます。

以上でこの場における質問を終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きく2点にわたって御質問をいただきました。1点目の障害者福祉につきましては私から、2点目の今後の

まちづくりにつきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

最初に、名寄市障害者福祉計画改訂版についてお答えをさせていただきます。名寄市におきます障害福祉の推進につきましては、平成10年10月に策定をいたしました名寄市障害者福祉計画に基づき実施してまいりましたが、一つには精神保健福祉業務の一部が北海道から市町村に移管された、二つには身体障害者福祉サービス、知的障害者福祉サービスが措置から支援費制度に移行したなどの福祉情勢の変化に伴い平成16年度に見直しを行い、改訂版としたものでございます。見直しのポイントといたしましては、一つには前年度までの実績を踏まえて19年度までの事業計画目標指数を定めた、二つには計画に基づく各種事業の実施状況が把握できないとの意見から事業計画の進捗一覧表を作成した、三つには計画書の中で見直しを必要とした項目を修正したなどでございます。

事業計画の進捗状況について申し上げますと、第1の啓発広報から第7のスポーツ、レクリエーション、文化までの項に登載しております事業数は98で、そのうち平成18年4月現在で実施している事業数は92となっており、進捗率は93.9%となっております。全体的には継続事業が多くを占めておりますが、障害者自立支援法の施行により、障害に対して市民の理解を深める市民啓発や身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する福祉サービスはますます充実を図らなければならないと考えております。

一方、計画に登載しながら実施できていない主な事業としては、一つに就労の支援、就労の場の確保でございます。多くの障害者が働く場を求めている中で、障害に応じた職場を確保することが自立への道につながるものと考え、名寄公共職業安定所と近隣市町村、施設関係者等と連絡会議を持ち、就労の場の開発に努めておりますが、依然として厳しい雇用状況でございます。二つ目には、

福祉のまちづくり要綱、仮称でございますけれども、この制定がございます。障害のある人が地域で自立した生活を送り、社会参加をしていくためには、建築物、道路、公園等の整備と移動交通手段の確保が大変重要であると認識をしております。障害者のみならず名寄市民全体に対しての住みよいまちづくりを考えますと早急に取り組むべきでございますが、国、道の公共施設、民間企業、交通機関等対象範囲が広く、このことから課題も多く、制定にまで至っていないのが現状でございます。平成19年度は、名寄市の障害福祉施策の基本であります現計画改訂版を第2期として作成する年度でありますので、新市としてどのような福祉のまちづくりが望ましいのか協議をまいります。

次に、障害者自立支援法の影響と今後の課題についてお答えをさせていただきます。障害者自立支援法は、障害の種別にかかわらず福祉サービスを利用する仕組みを一元化するため、本年4月1日から段階的に施行となり、10月1日から本格実施となります。新法では制度の安定化を図る方策として、サービスの費用をみんなで支え合うという観点で利用料の1割負担を導入し、国、自治体、利用者の費用負担を明確にいたしました。従来の支援費制度での利用者負担は、国が定めた費用徴収基準表により利用者の年金等の収入に応じて支援費用の一部を負担するという応能負担方式でありましたが、自立支援法ではサービスの利用量と所得に応じて1割を負担する方式となりました。具体的な例で申し上げますと、市民税非課税者がホームヘルプサービスを月10時間利用して、事業費4万円とした場合、支援費制度では負担額はゼロでかかりませんでしたけれども、自立支援法では負担額4,000円、1割負担となったところでございます。また、施設利用者では支援費用の一部を負担しておりましたけれども、自立支援法では食費と光熱費も負担することになりますので、国の減免措置はあるものの平均すると4,00

0円前後の増額となります。自立支援法の施行による影響につきましては、ただいま申し上げましたとおり生活保護世帯以外は新たな利用料の負担と増額が発生することになります。障害者施設は、すべて自立支援法による新サービス体系に移行しなければなりません、介護給付サービス事業の選択や職員体制の見直し等が必要になるため、法的には5年間の猶予期間がございます。その間は、施設運営に影響は少ないものと判断をしております。

続きまして、その対策について申し上げます。ただいま述べましたように在宅サービス、施設サービスの利用者は1割の利用料を負担することとなりましたけれども、国では利用者の多くが障害年金収入のみか、あるいは低額な稼働収入であるとの考えから、このような低収入世帯に対しては負担増とならないよう軽減策を講じております。軽減策の一つには、定率負担の上限設定があり、一つには生活保護世帯につきましてはゼロ、それから市民税非課税世帯で本人収入80万円以下の低所得者1の区分につきましては上限額1万5,000円、市民税非課税世帯の低所得2のものにつきましては2万4,600円、一般につきましては3万7,200円の上限設定をしております。軽減策の二つ目には、食費、光熱費の実費負担に対して低所得者には軽減する方法も講じられております。ほかにも期間が限定されてはおりますが、社会福祉法人が負担の軽減を実施した場合は公費による補助制度もあり、低所得者世帯にはさまざまな軽減策が講じられております。さらに、国では3年後において制度の見直しを実施することから、利用料についても再度検討するものと考えているところであります。

次に、仮称ではございますけれども、名寄市障害福祉計画についてお答えをさせていただきます。障害者自立支援法の実施に当たりましては、本法に基づいた障害福祉計画を市町村が新たに定めることとしており、計画に盛り込む事項として国が

示しているのは、一つには各年度における障害福祉サービス、または相談支援種類ごとの必要量の見込み、二つといたしましてサービスの種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策、三つ目で地域生活支援事業の実施に関する事項、四つ目ですが、その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供に関し必要な事項となっております。また、本計画は、ただいま述べました内容を3年ごとに見直しすることとし、第1期計画は本年度中に策定を終了しなければなりません。名寄市においては、本年7月24日に名寄市保健医療福祉推進協議会を開催し、本計画の策定について協議をしたところ、障害者部会を設置して審議すべきとの決定がございました。本計画は、3障害に関することから、部会委員につきましては身体障害者、知的障害者、精神障害者及び福祉団体からの代表による7名構成として、去る8月29日に第1回目の会議を開催しているところでございます。今後は、部会の中で原案を作成してまいります。最終的には明年3月に開催する名寄市保健医療福祉推進協議会での審議で計画が決定となります。

続きまして、障害者等の意見反映について申し上げます。本計画は、現計画改訂版の項目に沿って福祉サービスをどう具体的に進めるかを記載するもので、現計画改訂版の実施計画としての位置づけとなり、今後は二つの計画に基づいて障害福祉施策を推進することとなります。本計画の策定に当たり、障害者や関係者等からの意見を広く取り入れ、計画に反映させることが基本であると考えているところでございますけれども、今回の策定につきましては構成する部会委員からの意見を最大限取り入れる形で原案を作成してまいりたいと考えております。

なお、平成19年度におきましては、名寄市の障害福祉施策の基本でございます現計画改訂版を第2期として策定する年度となりますので、この中で障害を持つ方々や関係団体等の御意見をいた

だきながら、状況を把握し、計画の基本にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方から大きな項目の2点目、今後のまちづくりについて1点目のコミュニティと自治の結合についてお答えをさせていただきます。

市町村合併による行政区域の拡大、広域化は、少子高齢化が進む中住民の声が行政に届きづらくなるのではないかとといったことが懸念されます。名寄市は、このような懸念への対応と自立したまちづくりを進めるために、旧名寄市区域において小学校区単位を基本とした地域自治区を設置することといたしております。地域自治区は、地域の住民の意向を十分に把握、集約し、市政に反映させる機能のほかに、市民が地域の活動を通してまちづくりに参加していることを実感できる仕組みを持つ機能であります。つまり地域みずから自主性を発揮していただき、地域の課題を認識したり、掘り起こすなどの作業をしてもらい、住んでよかったと思えるまちを目指して、一つには地域で解決できるもの、二つ目に地域と行政が協力、連携していくもの、三つに行政で行うなどを決定し、実行していただくことが地域自治区の大きな役割と考えております。それには公共性がありまして、地域のコミュニティをはぐくむための事業については、そのルールや財源の裏づけなどを決めて行わなければなりません。今後は、構想を具体的にしながらそのような制度についても十分検討してまいりたいと考えております。

二つ目の自治区の機能と位置づけについてであります。旧名寄市区域の地域自治組織は、住民自治の強化や市民と行政との協働の推進などを目的とする組織と考えております。具体的には旧名寄市区域の小学校区を基本に地域自治区として分けて、地域自治区内に住む市民で構成される附属機関である地域協議会の意見を聞きながら、地域内

のまちづくりを進めるものであります。地域協議会は、議会の議決のように地方自治体の意思を拘束する決定権を有するものではございません。つまり地域で自主的に決定したことを自主的に実施したり、意見を述べたりするものであり、議会の議決とは性質が異なるものと考えております。したがって、議会が有する地方自治体の意思を決定していく議事機関としての性質を超えるものではありませんので、議会との関係が問題になることは考えておりませんので、御理解をお願いいたします。市としては、地域からの意見に対し活動の自主性を尊重しつつ適切処置し、協力、支援する立場で地域のまちづくりにかかわり、住民が主役の参画と協働のまちづくりを目指したいと考えております。

なお、議会においては、市としての処置や地域の自主的活動を支援する施策について審議、議決していただくことにより、議会自身が適正な地域活動の実現に積極的にかかわるものと考えております。

三つ目の地域内分権の具体化に向けてでございます。新名寄市は、住民自治を進めるために新しいまちづくりのための自治体運営の基本となる自治基本条例の策定や住民自治の主体の一つとなる地域自治組織を導入するため、新組織として地域振興課地域自治係を設けたところであります。新市のまちづくりの一つである市民が主役のまちづくりを進めるに当たり、住民自治の担い手である町内会の活動に対し、その活動の保障や活性化を促す支援を継続するとともに、単位町内会を超えた区域において市民がまちづくりに主体的に参加できる仕組みを地域自治区構想として示しております。その構想を具体化するためには、地域の活動団体、市民皆さんと十分協議した中で地域自治区を設置をし、事業計画を策定してからの実行となると考えております。地域自治区設置に向けた一つのモデル案として、住みよい地域づくりを目指した地域計画を地域住民が主役となつてつくる

取り組みについて検討しております。具体的には地域の特性の認識、地域の目指す姿、地域課題の整理とその対応手法を柱とし、その実行に際し必要な分権、さらには財源保障のあり方について地域と協議検討を進めていきたいと考えております。

4点目の心の合併の醸成についてであります。本年3月27日の合併から5カ月余が経過をいたしました。ことしは合併の初年度であることから、とにかく早いうちに旧風連町と旧名寄市の一体感の醸成ができるようにと、市長は週2回風連庁舎での業務執行などに努めてきております。この間合併記念式典、各種行事やイベントを通じ親近感が深められ、着実に市民の一体感が盛り上がりつつあると感じているところであります。一方、合併は難しい点もありまして、全部が全部一気にうまくいくわけではありません。中には各種団体の統合についてこれまでの組織体制や運営方法等に相違があったためうまく統合できない例もありますけれども、全体として見たとき順調に進んでいると思っております。今後におきましても合併協議会の調整方針に基づき、関係する皆さんの御協力をいただき、丁寧の一つずつ解きほぐしながら、整理統合に努めてまいりたいと考えております。

また、市民との協働のまちづくりを実現するための指針となります総合計画の策定に当たりましては、計画づくりの段階から市民の皆さんに参画をいただくため、市民アンケートの実施や地域懇談会を開催してきており、市民の率直な声が伺えるものと思っております。また、去る9月6日には総合計画の諮問機関として公募者16名を含む100名の委員で構成する総合計画策定審議会を設置いたしました。12月上旬をめどに審議会としての答申をいただく予定となっております。当然のことでございますけれども、議員の皆様方にも素案や原案がまとまった段階でそれぞれ御審議をいただくことになっておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。今後とも市民の皆さんが合併してよかったと実感できるまちづくり

に努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 障害者福祉についてお答えをいただきましたけれども、少し一般的な答弁にとどまっていますので、具体的に名寄市内の事業所、施設、あるいは障害者、家族などの声を拾って、具体的に御質問をさせていただきたいと思うのですが、例えば改正に伴いまして小規模作業所等への影響とその対策についてなのですが、小規模作業所などについては地域生活支援事業、これは市町村事業になるわけですが、この中の地域活動支援センターを選ぶか、個別給付事業、どちらかを選択するのですけれども、今の小規模の関係でいくと3タイプほど想定をされていまして、特に10名未満の事業所等の関係については、暫定的な経過措置はあるものの実際には非常に大きな変化を余儀なくされるのかなという感じがしておりまして、具体的には名寄の状況を当てはめた上で、今まで運営補助などについて幾ら補助をされておりまして、新法の中ではどのようなことに変化をするのかまずお聞きをしたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 地域生活支援センター事業につきましては、知的障害者福祉費の中でそれぞれ扶助費として持っている部分等がございまして、障害者地域共同作業所の支援事業ですとか、知的障害者の支援ですとかいうことで予算化しております。その中で、名寄市としては659万円ほど予算措置をしている部分がございます。それから、地域支援センター事業につきましては、今御紹介がありましたように国を対象とする事業に10月1日から移行することになっておりまして、現実的にはここでは道北福祉会につきましては既にこちらの事業の方に移行したということで、前回協議が調っております。もう一点、陽だまりでございまして、陽だまりにつき

ましては今手続をしている最中というふう聞いております。現状基本としては600万円という国の事業に移行した場合と、そのほかに加算の事業を行った場合については150万円の事業があります。それから、このまま移行しない場合につきましては、事業所の人数等々によって非常に大きく減額されるというふうに予測をしております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今名寄の知的あるいは精神の関係の事業所の関係で、地域生活支援センターの方は法の要件にはまるということで、支援についてはそう現状と変わらないという認識でよろしいのか。あるいは、もう一つの方の陽だまりの関係については、資格要件、NPO資格の手続をされているようなのですが、それが得られるとすれば従前どおりの支援が受けられるという認識でよろしいのかどうか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現実的に申し上げますと、本年度予算で先ほどの地域生活支援事業につきましては659万円の予算措置が実はされておりますが、10月1日の自立支援法施行に伴いますので、このうち半額については既に事業所の方に予算措置、支出がなされているというふうに考えております。それで、これが10月1日からどのようになるかということですが、議員今御質問にもございましたとおり、この陽だまりの部分がNPO法人の事業指定を受けましたときには、最初に申しあげました国の施策が2分の1、それから北海道がその半分、市町村がまた半分と4分の3の補助がございまして、600万円というのが年額の補助基準になりますので、このうち300万円が措置されるのかなと。さらに、加算基準、150万円までの支援の部分がありますから、こちらの部分のうち事業をどの程度取り組むのかというふうになるかと思っておりますけれども、この部分についても同じ4分の3の支援が受けられるものと思っております。現在陽だまりに

つきましては、北海道と市の半分ずつの補助の基準の中で補助が行われておりますので、もしNPO法人の資格を取れませんか補助基準が271万円というふうに押さえております。10月1日から6カ月の補助額になりますので、135万5,000円という基準になります。都合今年度の予算措置から約200万円、194万5,000円ほどNPO法人にいけない場合については減額になる形になると押さえております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） いろいろ担当といわゆる事業所と連携をとりながら、それぞれ手続の関係も御指導いただいているようなのですが、一層そういう面では資格要件をしっかりとれるような形の行政支援も能動的にぜひ対応を求めているのですが、仮にNPO資格を取れないということになった場合に、現行8名ほど通所されているのですが、暫定的な対応も含めて執行側としての判断について聞いておきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私がお答えできる範囲と申しましょうか、陽だまりができましたときに市の単独補助で、この施設につきましては市の単独補助で始まったというふうに聞いておまして、その後あとの支援に基づきまして支援額が増額されていった経緯があるというふうに理解をしております。道の支援措置が広がったときには、それに伴って2分の1ずつの補助ということでございまして、市の額についても一緒に増額になった経緯がございます。したがって、今回の部分で制度が変わっていく部分になりますので、ここで国の基準に乗らないで北海道の今までの部分でいきますと先ほど言った額に下がってしまいますので、一時的にはこの額に下がるものというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 機械的な答弁をすればそのような答えになるのでしょうかけれど

も、今回の法の欠陥でもあります特にこの小規模事業所への対応についてできるだけ早く国の方で、施行と同時に改正という動きはもう既に全国の中で声が上がっているようなのですが、結果的に資格要件が得られないときの運営が非常に困難になる状況が目に見えておまして、現実も実際に働いている方、いわゆる職員の方の毎月の賃金が後払い、後払いというような状態になっていたり、あるいは個人的にそれぞれ努力の中で支出をしたりという現状ございまして、そのことについては改めてまた関係者等の状況を聞いていただきながら、暫定的にでも検討を求めていると思うのですが、当面はぜひ担当の方でも積極的に資格要件のクリアについて御指導なり助言を、来たら教えるということではなくて積極的な姿勢を求めていると思えますが、そのことについてはどうですか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私どもも今持っている情報といたしましては、このような小規模の事業所が道内にも70カ所以上あるというふうに聞いておまして、それぞれが非常に困っているというふうな情報でございます。この部分につきましては、まだ北海道も明確にどうするかという考え方を明らかに実はしておりません。しかしながら、NPO法人化ができれば従前の補助の部分を確保できるというふうに思っておりますので、ぜひNPO法人化に向けて私どももお手伝いができるものについてはさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） それにしても暫定的な経過措置の範疇にとどまるわけなのですが、いろいろ今言いましたように全道で70カ所ぐらいがそういうことで非常にこれから不安な状態にあるということで、いろいろ知恵を絞りながら、1カ所でだめなら広域的に20人を超えるとか、そういう方法もいろいろ考えながら、関係者も努力

をしたりなんかしていますけれども、実際に北海道、道北の段階で、札幌周辺と違いましたたくさんそういうネットを組んで法の網をくぐる、あるいは個別支援事業に移管をするということが最終的には一番結構なことだと思うのですが、ぜひ当面しっかり見守っていきながら、支援も含めて、非常に困難なときにはまた新たな対応を求めていきたいというふうに考えております。助役、市長には改めてまた後ほどその辺についてもお聞きをしたいと思えます。

それから次に、仮称でございます福祉計画の策定についてお答えがあったのは、改訂版の見直し、あるいは当面19、20、今年度じゅうにつくって、平成で言えば19、20、それから21、22、23と、そういうところで目標の数値の設定もされていくのですが、今回の関係については、関係者7名それぞれ熟知をされた有識者ではあると思うのですが、やっぱり制度、法は単なる改訂版をつくったときのように一時的な見直しではなくて、支援費制度の関係もそのときありましたけれども、大きな大転換になっているという不安感を受けとめる意味でいくと、時間も担当レベルではないのでしょうかけれども、何日も何時間も何十時間も費やしてヒアリングをしたりということではないのではないかと思いますので、利用者や事業者、家族、現場レベルの声も吸い上げる機会をちゃんと設けるべきではないかと思っていますので、改めて聞きたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在御質問がありました障害福祉計画につきましては、先ほども申し上げましたようにさきに17年3月に定めております障害者福祉計画の改訂版の実施計画として位置づけられております。実は、先ほどの繰り返しになりますけれども、19年度におきまして向こう10年間の障害者福祉計画を策定することになりまして、そちらの中では多くの意見を求めながら、向こう10年間のしっかりした計画をつ

くってまいりたいというふうに考えておきまして、このたびの障害福祉計画につきましてはあくまでも改訂版の上での内容に基づいてその実施内容、サービスの量ですとか質について定めていくものというふうに認識しております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今のお答えは、あえてそこまでしなくてもいいということなのか、実際に時間が足りないのかということでも端的にお尋ねいたしますが、どうでしょう。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 端的に答えろということでございますので、実質的には時間が非常に足りないものということでもございまして、現実的に17、18、19の3カ年の部分について合併に伴いまして18、19の分を定めていくというふうに理解をしております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 介護保険のときにもいろいろ課題はありながらもスタートをして、いろいろ手直しも含めて出てきているのですが、国の発想はいわゆる財源を、非常に財政が悪くて、支出を削減をしていくということを前提にして介護保険についてもこの自立支援法も出てきていますから、当然関係者、家族、利用者、事業所にとっては非常に厳しい内容になっていることはお答えの中でも一部あったと思うのです。そういう意味合いから、将来に非常に不安感を持っていると、10年間の話しすればまた10年間の計画の中で、そこで調査や意向を聞いていただかなければならないのですが、そういう法ができた背景、拙速状況などについて和らげるためにもやっぱりわずかな時間でもヒアリングや意向動向をしっかりとつかむことの努力は行政として、温かい福祉を目指すのであれば金のかかることでなくて、担当者はいろいろせっぱ詰まって大変な状況を私も聞いておきまして理解はいきますけれども、役所は自分のための仕事をやるわけではないです。市民のために

仕事をするわけでございまして、そこは少し超えてでもしっかり対応を求めたいと思うのですが、作成に関する基本的な事項で、あえて私所管の厚生労働省の課長会議の資料のことをこうなっているからこうせいというふうにはあくまでも市町村事業ですから言いませんけれども、その中でもしっかり障害者のニーズ、これことしの3月1日ですけれども、意見の反映のためにいろんな措置をとりなさいと。ヒアリングやらアンケートやらニーズの調査などということで、これは10年全般のこと、あるいは当面のことも含めて私は認識しているものですから、そういう厚労省の課長会議の中ですらしっかりその辺については、恐らく野党の皆さんから求められながら、こういうふうになってきたと思うのですけれども、十分この辺の意図も酌み取って、改めて答弁求めたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 1点だけ訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、今年度計画を立てて19、20の計画となりますので、訂正をさせていただきます。

今お話がありましたように、私どもも障害を持つ方々の意見をどのように聴取していくか、それからそれらの関係する団体の方々の部分につきましてもさまざまな障害、それから家庭環境等々、男女の別とかいろいろございましてけれども、最大限にどのような形で御意見をいただけるかぜひ研究しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 大変忙しい時期ではあるかと思っておりますけれども、ぜひいろいろ工夫をして、対応をお願いをしておきたいと思っております。

それと、法律の改正に伴って、市町村事業との関連もあって地域自立支援協議会というものを立ち上げることが義務づけられているのではないかとと思うのですが、それらについての役割や設置見

通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今の協議会の部分につきましては、広域化も含めて今後検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 動き始めて、若干他の市町村の動きからすると、同じ国や道の情報のもとに作業を始めてはいるのでしょうかけれども、既にいろいろ具体的に進んでいる話も聞くものですから、大変忙しいのでしょうかけれども、しっかり法に基づきながら役割、あるいは設置見通しも含めて早急に固めていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、同じ項目でいきますが、先般も初日の日にやりとりがあったようなのですが、数値目標、最終的には23年までに国の状況や国の基本指針3点を受けながら、北海道としてどうかという話がやりとりがありまして、施設入所している人で地域に出ていっていただく方、北海道では14%、1,700人、それから精神科に入っている方は1,718人全員が北海道では地域に出ていただくこと。あるいは、福祉施設から一般就労については6倍で366人。それぞれこれ名寄に直してこれからニーズも把握して、具体的な数値目標として持っていかなければならないのですが、これらについても当然ニーズの確認は北海道的に全道案分をしてこの数字におさめるという可能性もないわけではないのではないかというふうに思っております、かなり地域に応じて数字は変わっていくものというふうに考えておりまして、この数字の設定のあり方についても当然のごとくニーズの把握のために事業所や利用者、家族の意向調査なども必要になってくるのではないかとと思っております、その辺についての基本的な考え方をお知らせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 具体的な数字の

設定につきましては、今部会等も開かれておりますけれども、上川支庁との調整もまた必要になってくるわけでございます。議員御指摘のとおり、それぞれの該当する方の意見も聴取しながら、数値の把握については十分協議を重ねて、慎重に審議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 先ほど改訂版の未実施の施策事業の中で就労の関係についても大変困難だということについて私も現状認識もしていませんし、なかなかこういう御時世で、障害者を受け入れていただく状況については民間レベルでも非常に厳しいという現実がありまして、進捗がしっかりいっていないということの責めはいたしませんけれども、若干話横にそれですけれども、この間もやりとりがあったとおり、そうすると行政の周辺にかかわるお仕事などについては非常に可能性が高いという認識でありまして、既に名寄公園の関係だとかいろいろやられている実績もございまして、指定管理者制度の導入に当たってかなりの公共施設がこれから一定の時間の中で民間へ委託、協定によって出していくという可能性がございまして、そういうことが進むにつれて、そういうところに吸収をすることが非常に困難になっていく状況が逆にまた出てくるのかなという感じがしてありまして、その辺についての認識について改めて聞いておきたいのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 前段の方の障害者の方々の雇用について現状名寄市につきましてはクリアしているというふうな認識をしておりますけれども、それらの職が指定管理者等に移ることによって減っていくのではないかというような今御意見でございまして、私どもといたしましては、ぜひ指定管理者の方々につきましては障害者の方を積極的に雇用していただけるように働きかけをしてまいりたいというふうにご考慮を

いたします。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 働きかけはもちろんしていただかなければならないのですが、これから指定管理者制度の事業者を選定をする段階においては、協定の中にそういうことも具体的に盛り込んでいくことについてもあわせて検討されていかなければならないと思うのですが、どなたでも結構ですけれども、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 指定管理者のときに、今お話がありましたとおり、その職種あるいは施設その他によって、場合によっては仕様の中にそれを織り込むということが考えられますので、どの職種、どの施設とは言い切れませんが、考え方としては一応持っておきたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 具体的によくお願いをしたいと思います。

自立支援法の影響と問題点の方に移行したいと思うのですが、今回は特に施設、丘の上さんや道北センターさんやいろいろございまして、事業所、施設の側は今までは月単位での利用料というか、負担料をもらっていましたが、これからは日割りになるということで、その影響について名寄の施設を想定した場合に、先ほど経過措置5年があるので、そう大きな影響は出ないのではないかという言い方もありましたけれども、5年単位ということばかりでなくて、5年間の間でも影響は出るでしょうし、それ以降ももちろん法の新たな改正でもない限り、利用者にとってみればいわゆる月22日だとすれば行かない日もあったりなんかして、それでも今までは1カ月分払わなければならぬということで矛盾はあったのですけれども、それは功罪いろいろあるのですけれども、日割りにすることによって今度施設運営

の影響もまた大きく出てくるのかなという感じがしていますけれども、どのように押さえていますか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現実に申しあげまして、食費等が日割りになってきたり、利用料等が今回日割りになって1割負担という部分で事業所がどのような影響を受けるかについては、今現在情報を持っておりませんので、今後事業所等の御意見を伺いながら、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今回の法律改正、現実に今の時点では受けとめて、自治体も利用者もそれぞれ苦悩しながら法の中での動きしかできないわけでありまして、もう既に施行当時から国会の中では与党、野党問わずに改正の動きが出ておりまして、非常に評価できることについてももちろんあるのですけれども、トータルとして大変よくないということございまして、そういう見地からして、現実に法施行まだ6カ月、そして実質的には10月1日ですから、これから2週間後からスタートするということですが、認定の方について既に審査会を設けられてありますけれども、これも介護保険の導入と似ておりまして、身体の方を重きをした認定の評価になっているようございまして、実際には本当に自分がどのような状態にあるのかという問題だとか、認識ができない場合の想定というのは、全国でもまれですが、市町村独自で認定区分の中に加えながら、正しい評価ができるように動いていることもあるのですけれども、スタートしたばかりでしょうけれども、どのような現状なのか教えていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 障害程度区分の認定審査会につきましては、委員の方々に就任をいただきましたときから議員御指摘のような御意

見がそれぞれの中でありまして、現状では非常に個々の審査について時間を長くかけて、実態把握に努めているところでございます。私どももできるだけ情報を提供しながら、認定区分の審査につきましては慎重をお願いしているというような状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 審査に当たる方の責任は全くございませんので、市町村独自でもしっかりした、介護保険の場合でも後になっていわゆる痴呆の関係についてしっかり認定の段階で見ていただくようなことで少し動きが出てきましたけれども、当然このことについても、やっぱり比較的軽く審査結果が出るという話が随分全国の中で情報がございまして、支援のあり方としても非常に不安が残るということもございまして。ぜひその辺については、状況把握はこれからでございましょうけれども、しっかり市町村独自の可能性についても検討を求めておきたいと思います。ここは答弁を求めるところですけれども、時間がございませんので、ぜひ市町村独自の特徴もあらわしていただきたいと思います。

自立支援法の関係で、今やりとりの中だけでも何点かなかなかよくないなという感じがして、早急に影響調査というか、名寄市は名寄市として当然障害者や家族や事業所の立場で自治体の声を改善するために上げていただくことは当然かと思うのですが、市長のお立場で市長会等、評価するものは評価を私もしますけれども、かなりのところでやっぱり厳しい現場での声を聞くものですから、影響調査をもとにしながら、象徴的に言われるのは応益応能の問題の負担増だとか区分認定の問題だとか、先ほどの通所の地域生活支援事業の関係なんかいろいろございまして、市長の立場からぜひ現場の声を反映をしていただくような動きについて答弁をいただければと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 福祉行政の中で特にこの障害者福祉、あるいは介護保険制度も含めて制度がまだまだ未熟と申しましょうか、制度としての安定性がないというふうに思っております。しかし、法律が動いているわけでございまして、この障害者の認定審査も名寄市が中心になっての共同設置ということになりました。そういう意味では、この圏域にお住まいの障害者の皆さん方にそうした公平性、あるいはしっかりとしたネットワークのもとで施策が均一に図られていくように、こういうことに心がけていきたいと思っておりますし、また全道的あるいは全国的に制度改革、今御指摘のような話がございまして。そういう中ではこれからもできた制度が3年に1度見直すといえますか、そういう仕組みはできておりますけれども、しっかりと現地の声を把握をしながら、制度改革等について働きかけをしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） ぜひお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、総務部長も次の答弁待っているのではないかと思いますので、あれですが、時間がございません。先ほど中野議員とのやりとりの中でも経過がございましてけれども、予定では平成でいくと20年に条例化をしてということで、相当時間があるのですが、正式なものができるまで、要するに条例をつくるためにやるわけがございませんので、やっぱりいかに経験を積むのかと、住民自治の本旨に基づいて。ですから、来年度でも早々にやっぱり一定のモデル地区引き受けてくれるようなところがあれば、経験をjして、失敗をして、反省をして、また新たなものをつくるという経験がないと、恐らく条例を成文化する上でも形式的なものになってくるのかなという感じがしてございまして、岩見沢市もいろいろ苦勞しながら2年前に地域参画事業、市民参画事業でしたか、300万円予算をつけて、モデル地区指定

して、道路の穴あいたところの補修だとか公園だとかごみのステーションの管理だとか、さまざまな取り組みをしながら、また歩んでもいる経過もございまして、全国の先進例は幾つもございまして。条例をつくるまでではなくて、つくる過程の中でやっぱりモデル事業を経験をしてみることも一つの大事な要素かなというふうに考えてございまして……もう終わったのですね、ピーと鳴っていないのですね、まだ。ぜひ答弁をする時間は、答弁したいようですので、お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、答弁というよりも、考え方は熊谷議員もおっしゃっているとおり、私も言っているとおり、私は説明が下手なものですから、十分伝わっていない部分があるかと思っておりますけれども、この考えについては一致するところあるのだろうと、このように思っております。それで、下手な答弁よりも一つ参考になる、私として非常に参考になる例がありますので、短い文でありますから、読み上げさせていただきます。

いつも手帳に挟んでいるものでありますけれども、神奈川県海老名市の市長でありますけれども、内野優さんという市長であります。読ませていただきますけれども、高度経済成長期以降推進されてきた何でもやる行政は地域の力も奪ってきたのではないかと考えております。それが低成長時代の現在、自治体財政を圧迫し、自治体全体の成長も阻害したのではないかと考えています。そこで、行政としてやるべきことはしっかりやりながら、地域でできることは積極的にやっていただき、協働してよりよいまちを築いていくとともに、地域ごとのきめ細かな行政展開のためにもある程度の行政事業を初め将来的には一定の予算も含めて地域に任せるといいうゆる地域分権を進めていかなければならないと考えています。例えば以前は市全体で実施をしていた防災訓練だとか、敬老会なども各自治会単位で行うなど、各地域が主

体の形態とすることで地域のコミュニケーションや連携を高めつつ、地域の強化を図っていけると。今後もこれは国の地方分権と基本的に同じ意味を持つ地域分権を進めていって、真に活力ある海老名市をつくっていくことが今望まれていると、このように書いてある。まさしくそのとおりだと思います。それを具現化するためにいろいろとまた言われておりましたようなことを模索検討させていただきますので、また御指導いただければと、このように思います。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

15時55分まで休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時55分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新市の花、木、鳥の選定に伴う保護などについて外3件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきに通告した順に4点について質問をさせていただきます。

1点目は、新名寄市の象徴でもあります鳥、花、木が市民の公募により選定委員会で決定がされました。行政報告にもありましたが、市の鳥はアカゲラであり、市の花はオオバナノエンレイソウ、市の木はシラカバということが決定をいたしましたけれども、新市にふさわしいものとして選定されたわけでありますから、今後どのようにして市民に、あるいはそれぞれの町村も含めてアピールをしていくのか。また、オオバナノエンレイソウの保護やアカゲラの保護等々についてどのように考えているかについて。

市の木であるシラカバでいいますと、名寄市には植林地はありませんが、しかし風連には多くその木が存在をしております。市内の路線でいいますと、豊栄通に植樹はされておりましたが、現在

は数本しか残っていないのが現状であります。行政としての今後の考え方、計画があればお聞かせを願いたいというふうに思います。

2点目は、専門職についてであります。名寄市過疎地域自立促進市町村計画の中で、地域文化の振興の対策の中で文化財専門職の増員配置がうたわれておりますが、文化財だけでなく、樹木、動植物等の専門職の配置も必要と考えています。特に近年外来種による在来種の減少の問題や希少種の問題が大きなこととなっているわけであります。文化財の保護保全は必要ですし、児童生徒の歴史等を学ぶ上で重要で、学校と連携して取り組む必要性は十分あります。文化財だけでなく、名寄地方における樹木、動植物等の今日までの分布変化と歴史と自然環境の大切さも教育の一環として進めることも必要と考えますが、行政としてこのような専門職配置についての考え方をお聞かせを願いたいというふうに思います。

3点目は、廃棄物にかかわる問題です。廃棄物は、現在減量化の推進をしておりますが、分別、資源化についてさらに一層進めなければならない、そういうふうに考えています。旧名寄市においては、風連におくれて紙マークの紙製包装が4月より追加され、資源化が進められ、最終処分場の減量となっていると思います。一般廃棄物最終処分場の扱いは、風連との合併により搬入方法が4月より風連は家庭ごみ、名寄は事業系と搬入箇所を指定をいたしました。しかし3カ月を経過した7月より家庭ごみの搬入箇所については名寄、風連のどちらでも搬入できるようになり、その扱いは個人にゆだねられました。行政報告では、混雑と交通事故の問題等々で変更との報告があり、私は内容は分別の問題が大きかったと聞いております。言葉は悪いのでありますが、旧名寄市民の分別の悪さにあったことは大きな要因ではなかったかと私は思っているところであります。近年厳しい生活環境にあって、少しでも支出がかからないことを心がける家庭が多くなっていること、料

金の安い風連への搬入が多くなったことも要因の一つではないかというふうに私は思っています。法ができて11年になります。大きくは2回の法改正があり、今日にきているわけでありましたが、承知のように容器包装リサイクル法が本年6月改正となり、15日に公布がされました。2度の改正を経、その内容は最終処分場とリサイクルの問題と私は思っています。政府は、再生使用、リサイクル、再利用、リユース、発生の抑制、リデュースの一層の推進を図ることを求めています。行政としての市民、業者への今後の指導についてどのように進めようとしているのか、また進めているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

4点目は、過疎地域自立促進計画の中で、公園の設備点検と再整備、トイレの設置がうたわれておりますし、除排雪についても体制の強化がうたわれております。この計画は、平成21年までですから、本年を入れても4年しかありません。そこで、公園の設備点検と再整備、トイレの設置、除排雪体制の強化についての具体的な計画をお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま竹中議員の方から大きい項目で4点にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目については教育部長から、3点目につきましては生活福祉部長から、4点目につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

1点目の新市の花、木、鳥の選定に伴う保護並びにアピール等についてでございます。一括して答弁をさせていただきます。新市の花にはオオバナノエンレイソウ、木はシラカバ、鳥はアカゲラを制定させていただきました。オオバナノエンレイソウについては、数多く自生しておりますが、

特に名寄地区では砺波が丘公園、風連地区では望湖台忠烈布湖畔に群生しております。今後市民へのアピールは、開花時期にホームページや広報等で紹介するなどして広めさせていただきたいと考えております。また、その際には花そのものや群生地環境保護についても広報してまいりたいと思っております。また、花、木、鳥を市民の皆さんに広く知っていただくために、市で発行する印刷物等には積極的に取り入れ、PRに努めてまいりたいと考えております。

シラカバについて植林地や街路樹の御質問もございました。現在市では10月に予定をしております合併記念の森の植樹の際に市の木としてシラカバを植林する予定であります。ただ、街路樹については、シラカバは成長が早く、景観を整える期間が短くて済む長所もありますが、木そのものの寿命が短く、結実した種子が一斉に飛沫して美観を損ねる、また近年シラカバ花粉のアレルギー症の方もふえているなどの理由により、基本的には街路樹としての植樹には適していないと判断しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、専門職の配置についての（1）、文化財専門職の配置の時期は、（2）、その他の専門職の配置の考え方はについてあわせて答弁させていただきます。

地域文化の振興におきまして、地域の自然と歴史を知るための文化財の活用は大切なことと認識しております。合併に伴い、名寄市は2件の国指定文化財と4件の市指定文化財がありますが、これらの活用にとどまらず、広く歴史と自然にわたり調査を広げていかなければなりません。また、議員も指摘のとおり、自然界における在来の希少種と外来種に代表される環境教育もさまざまな場面で充実させなければならない課題でございます。環境教育につきましては、学校教育との連携を視

野に入れたものとして、博物館の開設以来小中学生を対象としたウイークエンド事業の自然観察クラブを実施しております。この事業には市内の自然観察指導員会の協力を得まして、主に夏期間に6回、延べ保護者を含め約200名前後の参加を得ております。現在文化財につきましても、北国博物館の業務の中で学芸員が担当しておりますが、専門分野が限られていることもあり、自然分野については十分な対応ができていないのが現状でございます。対応の不十分な自然分野につきましても、市内の自然団体のほか北海道大学の研究員、厚生労働省の薬用植物研究センターなどの専門家の方々の協力、指導を受けながら、対応しております。多方面の分野にわたる文化財の専門職を配置、増員することは、現在の市の職員採用計画からは難しい状況でございます。今後は、市内の広範な世代と人材の中で協力をいただける方の発掘を進めつつ、自然分野にも対応できる体制を目指していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、廃棄物の分別強化についてお答えいたします。

初めに、6月公布となった法律と当市の減量計画についてお答えをいたします。容器包装リサイクル法についてでございますが、一般廃棄物のうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行い、ごみの減量化と資源の有効利用を図ることを目的としまして、平成7年6月に制定されたものでございます。また、5年ごとに見直しを行うとされておりまして、一昨年より見直しの作業が行われ、さきの国会において改正となり、平成19年4月1日より施行となったものでございます。

今回の改正の主な点は、消費者、市町村、事業者の役割分担の明確化と市町村が行う収集、こん包、保管の負担軽減及びリサイクル、リユース、

リデュースの3R運動の推進、とりわけ排出抑制、発生抑制の強化でございます。具体的には消費者は、容器包装廃棄物の分別、洗浄、汚れの除去の一層の徹底、自治体は住民に対し周知、また異物が入ったものの収集はせず、分別排出の必要性の説明、事業者は容器包装の軽量化等、発生抑制の自主的な取り組み、とりわけレジ袋については一定量以上利用するスーパーやコンビニなど、小売業者に対し削減策の取り組み状況の報告を義務づけし、削減努力が不十分な事業者は名前を公表することとなっております。市町村の負担軽減については、制度がまだできておりませんが、特定事業者が抛出した再商品化費用の余剰金の一部が市町村に支払われるということになってございます。平成13年に策定した名寄市だけのごみ処理基本計画であります。市の減量計画では平成17年度の埋め立てごみ予定量6,840トンに対し実績では6,049トン、率にして11.6%の減、リサイクル率は予定19%に対し18.2%となっております。埋め立てごみの減量に比へまして、リサイクル率が低いのは分別がまだ不十分と思われるので、今後とも分別徹底の周知を図り、減量化に取り組んでまいります。

搬入埋め立てごみについては、一般家庭ごみは風連処分場、事業系ごみは内淵処分場と指定し、ことし4月より受け入れてきましたが、3カ月を経過した時点で風連処分場に想定以上の搬入量、搬入件数がございました。行政報告で申し上げたとおり、交通事故の回避、待ち時間の解消、ごみの量の分散等を考え、料金の違いはございますが、利用者の選択により両処分場での受け入れにさせていただきまして、実施後2カ月が経過しまして、引っ越しなど移動の落ちつきもあり、かなり解消されたというふうに思っております。

また、分別が悪いとの御指摘がありますが、確かに搬出されたごみの中には資源となるものが混在しているのも事実でございました。一部の市民とは思いますが、分別が面倒だから埋め立てにす

るという考えの方もいらっしゃいます。今後とも資源の有効活用、埋立処分場の延命のため分別の徹底をお願いしてまいります。

次に、市民、事業者への指導についてお答えをいたします。リサイクルについては、国の各種リサイクル法に合わせ取り組んでおりますので、全市的に浸透してきていると思っておりますが、今回改正された容器包装リサイクル法に見られるとおり、汚れがひどく、再商品化に適さないものや分別の不徹底で異物の混入が見られる等、改善指導すべきところもあると思っております。これらに対しては、広報、チラシ等を利用した市民周知をなお図ってまいりたいと思っております。リデュース、発生の抑制は、3R運動の中でも一番大切な運動と認識をしております。市としましても生ごみの堆肥化容器助成、段ボールコンポストの普及、また名寄消費者協会と連携したノーレジ袋マイバッグ持参運動等、ごみの発生抑制に努めているところでございます。事業者の方に対しましても同様の趣旨から分別の徹底、容器包装の抑制、食品残渣物の減量など協力依頼をしております。

いずれにいたしましても、3R運動はごみの減量化、資源の有効活用など循環型社会を構築していく上では重要な運動であることと認識をしておりますので、今後とも啓発活動に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 過疎計画の具体化につきましてお答えを申し上げます。

初めに、除排雪の体制の強化についてでございます。名寄市の除排雪事業につきましては、合併によりまして当面はそれぞれの地区におきまして別方式で行うことになったところでありますが、名寄地区におきましては緊急時、災害時にそれぞれ対応できること、また児童生徒の通学路が確保されていることなどを基本方針としておりまして、生活道路の排雪につきましても1回の実施として

いるところであります。しかし、積雪や民家からの雪出しなどによりまして、交差点の見通しが悪化している状況となっておりますので、交通安全の対策として危険な状況となっている箇所につきましては、交差点内の角切り排雪を行っていく計画としていただいております。

さらに、除排雪機械の整備計画につきましては、近年名寄市除排雪指定業者におきましても除排雪事業に主眼を置いて、機械の整備充実が図られておりますので、今後はこれらを活用していく方向で考えているところでございます。

次に、2点目でございます。公園設備の再点検、再整備とトイレの設置についての御質問でございます。名寄地区には街区公園が25カ所あります。そのうち供用が24カ所でございますが、風連地区には5カ所あります。いずれも整備してから年数が経過しておりますので、危険な遊具を取り外したり、使用停止をしたり等の点検管理を行っているところでございます。トイレにつきましては、名寄地区は供用している24の公園のうち簡易、管理棟併用も合わせまして17カ所の公園に設置をしております。また、風連地区におきましては、児童公園にトイレ設置はなされていない状況でございます。新総合計画の策定の中では、再整備が必要な公園の再点検とトイレにつきましても地域要望や必要性などを考慮した上で計画づくりをしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） ただいま答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思います。質問が前後するかもしれませんが、お許しを願いたいというふうに思います。

市の花等々の問題についてはおおむねわかりましたけれども、実はオオバナノエンレイソウ、昔は名寄の市内にも若干自生をしております、砺波が丘あるいは風連行かなくてもそれぞれ見られ

たわけですが、年々なくなっていくという、そういう状況が、オオバナノエンレイソウだけではありませんが、そういう状況にここ数年あるのだらうと思うのです。そういう意味でいくと、群生している箇所保護というのは今後どのようにしていくのかまずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先ほどもお答えをさせていただいたところでございますけれども、市民への市の花、木、鳥などのPRも含めて、その時点での保護の部分での周知もしていきたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、オオバナノエンレイソウは非常に種子から花になるまでに時間がかかるということで、各家庭に植える方もおられるみたいでありますけれども、かなりの年月がかかるということでありまして、今回市の木、花の選定に当たりましても、基本的にはこの地域に自生をしているということが一つの視点の中に入っておりまして、シラカバもそうでありますけれども、オオバナノエンレイソウも自然の中に自生しているその姿が一番美しいということでのPRとあわせて保護についてもPRしていきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） エンレイソウの関係は、種からとるには長年かかるということで、それは私も承知をしておりますが、中身的にエンレイソウ群生地が踏み荒らされるということのないように市もその辺の徹底もお願いをしたいというふうに思っています。

シラカバであります。先ほど若干質問の中で豊栄通、実は数年前にあれやったのがもうほとんどありません。答弁の中にありましたように確かに大きくなるのが早くて、倒れるのも早い。おまけにシラカバは適期時期というか、剪定時期を誤ると枯れるのも早いし、実は大きく剪定をするとこれも枯れるという、そういう木でもありまして、

私は植樹桧に植樹する木ではないなど、それはそれとおりでと思いますので、ただ名寄を若干くると回りますと学校だとかということで結構、どういう理由で植樹をしたかわかりませんが、植樹をされています。先ほど答弁の中でシラカバアレルギー、花粉症ということで話がありましたけれども、今現状学校だとか、あるいは公共施設の中でシラカバありますけれども、その対応を今後どういうふうに考えているかまずちょっとお聞きをしたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） シラカバにつきましても名寄地方に広く自生をしております。選定委員会の中で聞いた話でありますけれども、森の貴公子と言われるぐらい美しい木であるというようなことが選定の理由の中にも入っていたところではありますが、御質問にありました植樹桧等の街路樹には適さないと、そのことはそれとおりでというふうに御答弁させていただきました。

それで、シラカバの花粉のアレルギー症ということでの御質問でありますけれども、このことにつきまして教育委員会関係、学校関係について確認したところでは、現在そのようなシラカバ花粉症にある児童生徒はいないということでもありますけれども、一つ風連と合併に伴って旧名寄市庁舎の方に勤務していた職員が風連庁舎に今回異動で勤務する状況の中で、四、五名シラカバ花粉症のアレルギーではないかと、鼻水鼻詰まりといたしまししょうか、そんなようなことが実は報告があったところでもありますけれども、因果関係、しっかりとした関係ではありませんけれども、そんな報告が1点ありました。

それと、もう一点、8月の下旬でありましたけれども、市民の方から市長あてに文書で投書がございまして、新市の木の選定に当たってシラカバを選定したということを広報で知りましたと。しかし、シラカバというのはシラカバ花粉とアレルギーと果物との因果関係があって、非常に危険な

部分があるというようなことで、学術的に聖路加病院の耳鼻咽喉科の先生の文献、論文をもとにしてそのような投書といたしましょうか、御意見があったことを報告させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） シラカバの植樹については、自然木の中でということですから、特に私は植樹を進めるということではなくて、後半の花粉症の問題が大きかったものですから、それについてお聞きをしたかったわけで、それは理解をいたしました。

次に、文化財専門職の扱いとその他の専門職の扱い、先ほど答弁いただいた中で職員の配置はできないということでありました。私もそれは承知をしておりますけれども、承知をしているという意味はつくるなという意味ではないのですが、中身的に既にそれぞれ第一線を退いた方でそれに詳しいような方等々含めてかなりいることは事実だというふうに私思っています。それで、答弁の中でもありましたけれども、そういうところは学校と連携をとりながら今もやっているということですが、名寄の動植物の歴史というか、そういうのも2年前に、3年前でしたっけ、できた名寄市史の中にも一部歴史が載っているのですが、非常に見づらいことも事実でありまして、そういうのをもう少し写真等々でというふうに私はした方がいいのかなと。

実は、皆さんも知ってのとおりタンポポが、セイヨウタンポポに実は在来種侵されているという状況であります。今。あのタンポポをいうと、実は外来種の方が単で発芽してふえていけるけれども、在来種は多く受精をしないと生きていけないという、そういう種類だそうでありまして、そういうところから見ると、私は余りタンポポ好きではないのですが、そういう在来種と外来種の扱いも含めてありますから、そういうところの勉強も私は子供たちと一緒にする必要のあるのだろうと思うのです。たしか先月だったと思いますが、道

新に湧別のある学校の池の話が載っていました。それは、実はもう池がどぶ臭くて、壊そうかということであったのだそうではありますが、ある研究員の方に頼んだら、実は希少種でトゲウオ科の魚がそこに住んでいたということで、町ぐるみでその池を直したという話がありましたけれども、そういうことも専門家がいることによってできるだろうというふうに思いますから、そんなところについては職員でなくてもいいですから、専門家をより一層求めて、学校との連携、新名寄の歴史を生徒に教えるということが重要だろうと思いますので、その辺については早急に専門職を求めておきたいと思います。

次に、容器包装法の関係、ごみの問題であります。ちょっと聞きたいのは料金の体系が風連と名寄が違ふと。これによってどう規制をしても風連に搬入をすることが量的にどうしても多くなるのだらうと、私はそういうふうに思っているのですが、この料金の統一化というのはどのぐらいに考えているのかちょっとお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） これは、町内会長、それから行政区長との懇談会の中でもその問題について出されました。それで、名寄処分場と風連の処分場の料金体系がかなり違うということで、今後どうなるのだということでお話がされました。これについては、早急に解決をしなければならぬ問題だというふうに思っておりますし、現在廃棄物等の協議会がございますので、その中でどのような料金体系がいいのか、それらについて今の現状、風連処分場に入っている現状、そして名寄処分場に入っている現状、そういったものをかんがみながら、どういった料金体系がいいのか、その辺で協議していただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） このままでいきますと、風連の最終処分場は計画より早く満杯に恐らくな

るのだらうと思うのです。第2期工事やって、土地があるそうでありますから、第2期工事やったにしても、埋め立てする場所だけでなく、水を扱うモーターポンプ、ポンプですか、ポンプの問題も含めて考えると相当な額になるのかなというふうに思うわけです。そこで、一定の料金を統一化をすることによって、わざわざ遠い風連まで行くよりも、統一化をしたことによって名寄に、内淵にごみを廃棄ができるという形にした方が私はよりいいのかなというふうに思っていますが、その時期も今部長のお話ですとすぐにはならないような状況でありますから、早急にその辺の扱いについて進めてもらいたいというふうに思います。

そこで、もう一つ、発生抑制の問題が一番私も重要だろうというふうに思っています。3Rの目標の中で政府は5%削減というふうに言っているようですが、今後業者あるいは団体の啓蒙を含めてどのようにもう少し強めていくのかということが一番やっぱり重要だろうと思うのです。きょうも実は昼弁当をとって食べたのですが、弁当箱でなくて廃棄物の容器だったということもあるのでありますが、そういうところも含めてどのような指導を進めていくのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 今言われましたとおり、まだそうした容器のリサイクル、あるいは発生抑制というのが十分にされていないというのが現状でないかなというふうに思います。しかしながら、ノーレジ袋マイバッグ等の運動を通して消費者にも徐々に広がっておりますし、また市内の大型店においてもレジ袋を渡さない、あるいは利用されない方については出さないという、そんなことで対応されております。こうしたことで、それぞれの大型店、あるいは業者の中で努力をしていただいておりますけれども、行政としてもやっぱりそうした連携といいますか、そうした業者との協議といいますか、お願いをする場、そうい

ったものもやっぱり設けていかなければならないのかなというふうに思っております。それについても現場の方でそうした対応について今指示をしておりますし、そうしたことをすぐ実行できないかもしれませんが、なるべく早くそうしたことで連携がとれればなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 精いっぱい啓蒙をお願いをせざるを得ないというふうに思います。

実は、初めのときに名寄の市民、分別の方法が悪いというふうに話しました。この8月にその他プラスチックのところには実は行ったのでありますが、これが半端でありませんでした。暑いということもあったのですが、ハエがすごく飛んでいるのです。においがすごいのです。なぜかと聞くと、事業系のプラが多いのだというふうに聞きましたけれども、洗っていない。汚い。袋の中にウジがわいている、そういう状況だそうであります、聞くところによりますと。私は、8月に2回行きまされたけれども、それは全然直らないという状況を聞いて、唖然としたのでありますが、最終処分場よりまだにおいがひどいと、きついというような状況でした。そこに働いている方はなれっこになったのかもしれませんが、私が行ったときには非常ににおったという、そういう状況であります。ですから、もう少しこれは一般市民、先ほど事業所とも言いましたけれども、一般の市民も含めてもう少し分別のあり方や洗浄のあり方も含めてきちっとやっぱり啓蒙、啓発をしていかなければいけないのではないのかというふうに思っていますが、その辺どうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 御指摘のとおりでございます、それは本当に早急に進めていかなければならないことだというふうに思っています。8月のその廃プラスチックの汚れについてという部分で報告受けていませんでしたので、ちょっと状況についてつかんでおりませんが、

そうしたような状況、現場での状況もすぐこちらの方に上げてもらいまして対応できるような、そして市民に啓蒙ができるような、そんなような対応を図ってまいりたいと思います。よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） そのことで精いっぱい努力をしていただきたいというふうに思います。

最後の質問に移らせていただきたいと思いますが、先ほど松尾部長の方から除排雪の問題について、あるいは公園の点検、整備、トイレの設置の問題で答弁をいただきました。除排雪の問題について今冬風連と名寄地区それぞれ今までどおりの取り扱いをするということですが、風連と名寄の違いというのはどういうところにあるのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 名寄市につきましては、作業はすべて民間にお願いすると、民間委託方式ということでございます。風連地区につきましては、JR宗谷線より西側、市街地でございますけれども、その部分で直営で行っていると、そういう違いでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 名寄は民間で、風連はJRより西地区は直営ということですが、これはただ単にそれだけの違いなのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 一部御意見をいただく中では除排雪の、言葉語弊ありますけれども、レベルの違いもあると、そういうことでお話を伺っていますけれども……

（何事か呼ぶ者あり）

○建設水道部長（松尾 薫君） いや、結果として、回数も違いますし、結果として除排雪のレベルが違っていると、そういう御指摘をいただいているのもあります。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） レベルも回数も違うと、非常に問題が大きいのではないのかと私は思うわけでありまして。名寄に住む住民も風連に住む住民も名寄市民であります。同じように私はサービスを受けることが当たり前だというふうに思っています。除雪にしても、先ほどのようなごみの問題でもそうですが、サービスを同じようなレベルで受けるのが市民だと、私はそういうふうに思っていますから、これは非常に大きな問題だというふうに思っています。その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議の経過を話した方がわかりやすいというふうに思っておりますので、先ほどのごみの体制の問題もそうなのでありますけれども、やはりどうしても一致をしない部分は一定程度様子を見ようということに相なりました。ごみのことでいいますと、ごみは収集の方法がまず違います。名寄の場合は、事業系と一般家庭系とはっきり分けて収集していますから、それぞれやりやすい。風連の場合は、ほぼ家庭系のごみとして扱っていると、そういうことで、処分場の料金の統一をしようと思ったら、そこからまず入らなければならないということがありまして、当時料金統一に至りませんでした。実態を突き合わせしたのでありますけれども、やはり事業系のごみは事業者の努力で、事業者が自分で集めて処分をするということに風連の場合になっておりませんでしたので、しかし分別だけは非常に進んで、名寄よりもはるかに進んでいるということでありました。その辺が非常に難しさがあって、一定程度料金統一にまで、収集の方法も含めて料金統一まで時間をかけようと、こういう経過でありますので、その内容についてひとつ御理解をいただきたい。

さらに、今お話がありました除雪の問題でありますけれども、除雪の体制も実施する体制も違い

ありますけれども、内容も除雪の回数であるとか排雪の回数であるとかそれぞれ違っておりました。したがって、それを統一するという事は非常に一遍にはいかないということでもありますので、除雪のレベルの問題は当面今までやってきた除雪のレベルの問題でいきたいと思います。ただ、体制、直営でやるのか民間でやるのかというのは、これは執行権の範囲内にありますから、執行の中でいろんな努力をして、効率的にやっていきたいと思います。こういうふう結論づけたところでもあります。そのときに盛んに言われておりましたサービスは高い方に合わせて、負担は低い方に合わせ、これは非常にやりやすいわけにありますけれども、しかしそれだけではできないと。それだけでは持ちこたえない。特に除雪の場合は顕著であります。排雪回数を多くすれば多いほど、風連の排雪回数を多くすると名寄の排雪回数を多くするのは非常に財政的には困難ということになりますので、この辺については少し時間をかけながら着手をしていこうと。おっしゃるように同じ市民でありながら、二つのサービスがあるのはいかがかと。一国二制度ということを一時的に中国はやりましたけれども、ややそれに近い形で一国二制度でしばらくやっていかなかったらならないのではないかと、この辺が折り合いでありました。したがって、これからはその一国二制度を一国一制度にしていくためにどうお互いに理解をし合っていくかということに相なってくるというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 合併協議の中身は承知をして話をしているのでありまして、サービスのレベルが違えば、それがやっぱり今後市民がどのような形で行政に言ってくるのか、あるいはそれぞれ議員に話をしてくるのかということも大きな問題に私はなってくるのかなというふうに思っています。冬期の問題でいきますと、交通対策だけでなく、安全問題だけでなく快適な生活を送る上で重要な問題だというふうに思っていますし、

冬の防災対策というか、そういうところも実は重要な問題だろうというふうには思っていますし、もう一つは夏場のバリアフリーはよく言われるのでありますが、では冬場のバリアフリーって何なのだろうかと、そんなところも私は若干頭の中によぎりまして、では風連と名寄の差はどんな差があるのだろうか、私そういうふうに思ったものですから、今回の質問をさせていただきました。中身的にいつになるのかというよりも、今冬はだめなら来冬がいいのかどうか、その辺の扱いについても一度答弁をもらいます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 少し時間はかかるということですから、来年すぐレベルを同じにするということは非常に難しいというふうに思っております。これは、本当に住民の生活に直接かわることですので、お互いこの折り合いがつくといいますか、合意を得るまで時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 何ぼやっても押し問答で全然進まないようでありますから、この問題はまた次回のときに再度やりたいというふうに思います。

先ほど渡辺議員が公園の問題で話をしましたが、私は余り触れないでおきたいと思うのですが、公園の設備点検、再整備というところでいくと、一定程度先ほど渡辺議員の中で答弁がされておりましたけれども……

（何事か呼ぶ者あり）

○3番（竹中憲之議員） 失礼しました、山口議員。

それで、一つは、聞きたかったのは25公園のうち17カ所のトイレがあるということですが、昨年第3定で佐藤議員の質問で浅江島の東側にトイレ欲しいという話の中身でありました。浅江島の東側のトイレの扱い、これも実はこの中にトイレの設置というところでひっかかるもので

すから、来年度できるかどうか含めてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 浅江島公園の東側へのトイレの設置につきましては、かねてから要望をいただいているところでございます。平成19年度、来年度に、管理棟横にポンプ室があるのですけれども、そのポンプ室を活用して新たに、非常にシンプルではございますけれども、男女共用のトイレの設置をできるように今検討させていただいております。19年度実現できますように進めていければと、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） トイレの関係はわかりました。わかりましたが、公園の設備点検、再整備の問題で、実はそれぞれの児童公園等々含めてトイレを設置をしていく、あるいはいろんな設備をすることによって冬期の管理の問題等々含めて出てくるのであります。特に遊具あたりは冬期の管理が非常に大変だという、浅江島あたりの遊具も非常に大変な秋になって、春になってということで、出したり入れたりということでもありますけれども、その辺の管理の扱いについてそれぞれの町内会に任せっきりのかどうなのかちょっとそこら辺お聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 町内会にお願いをしている部分は非常に多いわけですが、町内会と御相談をさせていただいて、市の方で越冬用に撤去する方がいいと、そういう場合につきましてはそのようにさせていただいておりますが、基本的には地域の皆さんに見ていただいているという状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 地域の皆さんにお願いをするということですが、先ほど答弁の中で事故があってという、遊具で事故があってという話がありました。これは、春、秋に直轄でやる

かどうかは別にして行政の方でそれぞれ取り外し、取り付けをやるとしたら、そのとき点検もできるはずなのです。そういうことをやっぱりきちっとやっていった方が私はいいというふうに思っていますが、その辺の見解についてお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 御指摘の内容、そのとおりだと思いますので、検討させていただきたいと思いますが、毎春一斉に一定の点検マニュアルというのがございまして、そのマニュアルに従って公営住宅の中にある公園施設も含めまして点検をしているということでございます。点検をして、要修理の箇所につきましては修理をしていると、そういう状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） あと何点かありますが、余り時間を使うと後の人にまたいろんな中身が出るのかなというふうに思います。

ただ、何点か求めた扱いについてそれぞれ行政の中で議論をさせていただいて、来春から、新年度からやれるものについてはやっていただくということで求めて、私の発言を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（田中之繁議員） 総合計画における地域振興、地方分権の施策を外2件を、佐藤勝議員。

○17番（佐藤 勝議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問をいたします。21人登壇中の21人目ということで、職員の方、それから理事者の皆さん、傍聴席の皆さん、それから報道関係の皆さん並びに同僚議員の皆さんも大変お疲れのところとは思いますが、いましばらくの辛抱をお願い申し上げます。

初めに、新名寄市総合計画は、風連町・名寄市

合併協議会が策定した新市建設計画をもとに今後10年間、平成19年度から28年度のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために策定するもので、市民と行政が共通の課題認識と目標を持ち、地域が一体となって取り組んでいくための行動指針となるものであります。コンセプトは、協働のまちづくりであり、少子高齢化の進行、地方分権の進展、そして厳しい財政運営などの状況下において、市民と行政とがよきパートナーとして目指すべきまちの形を模索し、ともに構築していく作業を実践するものであります。住んでいてよかったと思えるまちをつくるため、住民が主役の参画と協働、そして住民自治、地域自治の確立を求めて、今まさにその歩みを始めんとしているところであります。8月21日から総合計画を考える地域懇談会が始まって、12会場中7会場が終了し、9月6日には市民100人で構成される総合計画策定審議会も12月の答申に向けて始動したところであります。庁内策定委員会もそれに先立ち動いており、全市全庁総合計画一色の感ではあります。しかし、改めて総合計画策定スケジュールを眺めてみると、例えば策定審議会の諮問から答申までの期間が3カ月足らずと余りにも短い、早過ぎるのであります。新しい名寄市の今後10年間にもわたる夢を語る時間がわずか90日、2,160時間しか許されていないのであります。拙速とは決して言いませんが、このことを的確に言いあらわす言葉を私は探しあぐねているところあります。

さらに、疑問と矛盾と抱かざるを得ないところがあります。市民と行政のパートナーシップでそれぞれの地域の特徴を生かしたまちづくりをうたいながら、コミュニティーの育成や支援を強めると書き込みながら、ネットワークの形成と表現しながら、市民と行政が心を合わせた協働のまちづくりとまでも言うておいて、今現在まで存在し、着実に実を結びつつあった取り組みが既に欠落しているのであります。地域のことはまず地域で集

まって、固まって話し合う、地域の夢と課題をとことん語り合う、そしてその地域を知って、汗と知恵とを絞る職員がいる。そこには市民と行政以前の人と人との熱い関係がしっかり根づいているのであります。そんなことの集大成がまずは新しいまちの勇気に満ちた力強い総合計画になる、私はそう確信をするものであります。過去の知恵に習う知恵、現在の情熱を持ち続ける情熱、そして未来に夢を膨らます勇氣、この三位一体の取り組みをまずは地域から始める。手間暇かけてなのであります。当局の見解を求めるものであります。

次に、風連一般廃棄物最終処分場の管理状況についてお伺いをいたします。同処分場は、平成11年に工事費約7億5,000万円で建設、翌平成12年度から26年度までの15年間の使用期間で供用を開始し、現在に至っているものであります。合併を境に処分量が急増し、一時は目標年度まで使用が危ぶまれたほどでありましたが、その後7月から再びほぼもとの穏やかなラインをたどっているようであります。しかし、現在も一歩現場に足を踏み込みますと、ストーブ、車のバンパー、洗濯機など指定物以外の混入が目に見え込んでくるのであります。市民として当然の義務が甚だ残念ながら果たされていないことに暗うつとなる思いを抱くのは私一人ではありません。ルール違反を許さない現場での毅然とした管理指導者の配置を強く求めるものであります。

さらに、処分地周辺は三方が農地であり、春先の強風時にはビニール類の飛散が甚だしく、このことを事前に防止する意味においても現場への人員配置を定めるべきであります。

三つ目として、風連中学校改築に係る今後のスケジュールについてお伺いをいたします。風連中学校は、昭和39年4月11日深夜、突然燃え上がった炎に包まれ、防火壁と集合円筒のみを残して無残にも焼け落ちたのであります。当時3年生になったばかりの私たちは、風連小学校体育館にベニヤ板で仕切った教室で、落ちてくるハトの

ふんに悩まされながら、隣の教室から伝わってくる騒音にいら立ちながら、授業を受けた記憶が今でもまざまざとよみがえってくるのであります。その間町関係者の不眠不休、東奔西走の努力と町民の皆様の献身的な協力、そして町内外の多くの善意に支えられて、突貫工事で校舎の再建は進められ、6カ月後の11月、初雪の降る中自分たちのいすを持って、鼻につんとくるペンキの香りにも心をときめかせながら、真新しい校舎に入ったときの感動感激は、喜びは42年が経過をした今でも忘れることができません。

設計から完成まで6カ月という超短期間の校舎建設でありながら、現在に至るまで都度の補修を重ね、あるいは歴代の先生方、生徒の皆さんの努力に助けられながら、今でも驚くほど清潔に管理されており、このことは驚嘆に値すると言っても過言ではありません。しかしながら、42年間にわたる厳しい北国の風雪は着実に校舎をむしばみ、耐震性も含め劣化の度を増していることは紛れもない事実であります。そのような経過も含めて、風連町・名寄市合併協議会の協議事項においても最優先課題として位置づけし、18年着工、21年完成のスケジュールが上程されてきたところでもあります。その後、6月の予算委員会において学校施設整備に対する国の負担金補助金制度の改正、耐震化事業を含む施設整備計画の義務化などによりおくれが出るとの説明を受けているところでもあります。改めて風連中学校校舎改築事業着手のおくれにかかわるその後の経過、耐震化事業を含めた施設整備計画の内容、同計画策定作業の進捗状況、そして改築に向けた今後のスケジュールの提示を求めるものであります。

風連中学校の改築と合わせて、風連町学校校舎建設等検討委員会専門部会から風夢プロジェクトとして小中連携教育の推進が答申されていますが、この答申をどのように受けとめているのか。また、その後の取り組みはどうなっているのかお伺いをいたします。さらには、この答申では小中連携教

育の推進のため、小中学校の校舎を隣接して建設するよう提言をしているところでもありますが、これについてはどのように検討されているのかについてもお答えをください。

以上でこの場からの質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま佐藤議員の方から大きな項目で3点にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては生活福祉部長より、3点目は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

1点目の総合計画における地域振興、地域分権の施策の中で、小項目の1点目、ポスト地域協議会について、2点目の地域担当スタッフ制についてあわせてお答えをさせていただきます。旧風連町では、第3次総合計画を策定するに当たって、地域が活発になることによってまちが活性化されるとの考えから、全町を12ブロックに区分して、それぞれの地域に地域協議会を組織し、総合計画の基礎となる地域づくり計画書を策定してきました。今名寄市では、平成19年度からスタートする総合計画の策定作業を進めておりますが、旧風連町で行ったような地域協議会を設置しての計画書づくりではなく、市民と行政が共通の課題意識と目標を持ち、地域が一体となった取り組みをするために地域懇談会、職域団体等懇談会、さらには市民からの意見、提言を募集しながら、市民と行政の協働を基本とした手法で計画づくりを進める考えで、既に地域懇談会の開催を実施しているところでもあります。

御質問の風連地区で行ってございました地域協議会、地域担当スタッフ制につきましては、合併を機に新たな総合計画がつくられることから、本年1月に協議会の代表の方にお集まりを願って協議した結果、解散することで協議が調っておりますが、地域担当スタッフ制については今まで地域とかわってきたこともありまして、急に廃止する

ことになりまして地域活動に支障を来すことになりまして、ことは職員の協力を得ながら、地域の要望にこたえてきたところであります。新市における将来に向けての地域づくりのための新しい組織をどのようにするかは今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、風連地区最終処分場の管理のあり方についてお答えをいたします。

指定物以外の混入に対する対応と人員を含めた管理強化をとということで御質問がございました。風連最終処分場は、平成12年に供用開始、平成26年までの15年間埋め立てをする計画でございます。処分場の管理運営については、受け付け、現金の取り扱いを市の嘱託職員1名が行っており、処分場内の整地等の他業務につきましては民間事業者へ委託となっております。また、前年度の処分場の埋め立て量は、計画では年1,700トン程度見込んでおりましたが、実績では年400トン程度とかなり下回った搬入量となっております。本年4月以降、名寄地区の一般家庭系埋め立てごみの受け入れにより、4月から8月ころまでの搬入量は360トンとなりました。これは、昨年同期と比較しまして1.8倍、4月、6月では2.3倍となっております。また、7月から搬入を風連、内淵両処分場で受け入れたため、現在はかなり少なくなってきましたが、今後の推移を見守っていきたいと思っております。

御提言の人員を配置しての管理指導についてということでございます。現委託業務の中では難しいとは思いますが、当面毎月1回開場する第4日曜日には職員を含め人員を配置していきたくと考えております。

飛散防止対策につきましては、毎日覆土が原則と考えますが、状況に応じまして重機による転圧、

整地で対応したいと考えております。また、万が一飛散した場合は、速やかな回収に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 今 教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目3の風連中学校改築に係る今後のスケジュールについてお答えいたします。

初めに、耐震化率等施設整備計画についてお答えいたします。御案内のとおり、国の三位一体改革に基づく義務教育費国庫負担制度の改正に伴い、学校施設整備に対する国の負担金補助金制度が改正されました。学校施設の耐震化事業の推進を重点とする安心・安全な学校づくり交付金制度が新設され、本年度からは学校改築改修事業を含め耐震化事業を柱とする市町村施設整備計画を作成しなければ国の財政支援措置を受けられないことになりました。また、この計画策定の前提といたしまして、昭和56年以前に建築されたすべての学校施設の耐震診断の実施が求められております。名寄市には耐震診断の対象である校舎、体育館などが12校38棟ございまして、その実施費用が多額となることから、道教委の助言を受け、まず本年度耐震化優先度調査を実施し、これを受けてさらに現在名寄市小中学校適正配置等検討委員会で検討いただいている小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方及び今後の方向性などについての提言を踏まえながら、平成19年度に名寄市小中学校施設整備計画を策定したいと考えております。

施設整備計画は、まず耐震化優先度調査の結果を踏まえ、耐震診断をせず耐力度調査を実施し、改築を計画する学校施設と耐震診断を行い改修補強を計画する学校施設に振り分け、これをもとに小中学校適正配置計画及び他の公共施設の耐震化計画や市の財政計画などとの調整を図りながら、学校施設ごとに耐震診断や耐力度調査の実施予定年次、改修、補強、改築などの事業手法及び実施

予定年次、さらに市の学校施設全体の耐震化整備目標及び事後評価に関する事項などを盛り込むこととなります。

風連中学校につきましては、平成10年に耐力度調査を実施しておりますので、その結果を本年度実施します耐震化優先度調査に反映させ、来年度策定する施設整備計画の中で位置づけを明確にした上で改築事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育についてお答えいたします。ただいまお話のございました風夢プロジェクトは、教育現場のすぐれた実践的な取り組みから生まれたもので、名寄市との合併を好機として新名寄市民としての自覚と現在ある風連校のよさをさらに伸ばし、夢あふれる学校を実現する学校教育総合計画でございます。例えば風連地区5校の小中連携した教育目標の設定、風連中央小での6年生への主要4教科の教科担任制、交通安全と声かけ運動、小中連携の地域清掃活動、農業体験学習、小中高校の生徒指導担当者による風連地区生徒指導委員会の開催、日進小中学校での中学校教員による小学校授業への乗り入れなどは今年度から実施されております。また、2学期以降の取り組みとして、風連中への体験入学、風連中教員による小学校での出前授業、風連4小学校の交流学习などが計画されております。小中連携教育の推進のための校舎の隣接地建設の提言につきましては、一定期間の実践を経て、その成果や課題を見きわめることが大切であると考えております。また、将来的な学校統合の可能性なども視野に、全市的な小中学校配置計画の中で検討していただくことも必要であると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今それぞれ御答弁をいただきました。何点かについて改めて質問させていただきます。

初めに、総合計画の関係なのですが、合併前の

風連町には今答弁の中にもありましたとおり地域協議会、それから行政側としては地域担当スタッフがそれぞれ張りついておりまして、総合計画策定の段階から相互がお互いに地域の問題、課題を掘り出して、まとめて、そしてその集大成を総合計画にのせたというようにいきさつがあるものですから、当時はまだ地域分権だとか、それから協働だとかいう今はやりの言葉はなかった時代ではなかったかと思いますが、そういう取り組みが既になされておったわけです。

それで、私たちがそこで学んだことは、やはり先ほど私が申し上げましたとおり地域のことは地域の市民が一番よく知っているということで、そして通り一遍の接触ではなくて、事あるごとにやはり担当の職員の方がいろいろ相談に乗ってくれたり、アドバイスをいただいたりという形が結果いい地域づくりに貢献してきたというふうにも思うものですから、新しい総合計画の中でもぜひ必ずその仕組みを取り入れるべきという考え方からあえて提言をさせていただいているわけですが、先日100人の市民の皆さんで構成されています総合計画の策定審議会を傍聴させていただきましたが、そのときの磯田元副知事の講演でもありましたが、やはり地域の思いを拾い集めることがまちづくりにつながるのだよというような講演の内容があったかと思いますが、まさにそのよき実践例が名前はともかくとして地域協議会であり、担当スタッフ制度であったなど、我が意を得たりという思いで講演を聞いていたわけですが、これは先ほど来議論があったとおり、これから地域自治区の設置も検討されていく状況の中で、名寄地区、風連地区同時に用意ドンということには当然いけないわけでありまして、それはまだら模様で結構だというふうに思うわけですが、ただその基本的な考え方だけはしっかりと組み込んでおくべきだと。そして、いつでも体制ができた時点でそのシステムに乗っかっていくというふうな段取りが必要だというふうに思います。

質問の中では、あえて地域スタッフとか地域協議会という書き方はしなかったのですが、それは従前の名前等にはとらわれるべきではなくて、全くまた新しい発想でいくべきだということで、あえて質問の中では使わなかったわけですが、具体的にはそういった旧風連町で行っていた仕組みがあります。その仕組みを何としても入れたいと。これから先ほど申し上げましたとおり100人で構成される審議会の中でもる検討されていくので、ちょっと僭越かなというふうには思いましたが、あえて質問として取り上げさせていただいたわけですが、その辺の過去風連町が取り組んできたこの手の仕組みの実績も含めて、行政側から見た評価と申しましようか、そういったものもあるでしょうし、それからそれをもとに今後はこうあるべきだというふうな思いも多分あるかと思えますので、そのあたりの事情に一番詳しい小室助役の方から御答弁をいただければ、ぜひ私は基本的な考えを入れるべきだというふうに思うものですから、その点について今のお話も含めての改めでの御答弁を求めます。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 御指名を受けまして大変ありがとうございます。今御質問がありました風連で行われたまちづくりの総合計画のつくり方、これについては風連のお方は御存じかなと、このように思うわけですが、第3次総合計画作成段階で職員をブロック分けしまして、そしてそれぞれの地域に入って、地域の課題、問題、そして解決の方法、地域がやる仕事、行政がやる仕事、また共同でやる仕事と、こういったものを洗い出しながら、各行政班を中心にしながら、4日程度かかって1班回った経過がございます。その結果、地域ごとの冊子ができ上がってきたということの経過、これは前期でございます。そういう経過をもとにしてきたと。それが後期に引き継がれ、後期においてはスタッフの入れかえ等もありまして、若干薄れてきた傾向にあったわけござ

いますが、非常に職員にとっては地域においていろいろな課題が、自分の仕事以外の話がどんどん出てくる、そういったものをわかる範囲の中で答えながら、そしてわからない部分はさらに持ち帰り、担当者の方と打ち合わせしながら、地域におろしながら進んできた、こういう思い入れがあるわけでございます。そうした中から、地域が活性化するためには当面何をすべきかというようなことで、それぞれの地域が話題を出していただきながら、そして今残っているのが地域の祭典とあわせて地域の行事としてそれぞれビールパーティーやったり、演芸会やったり、それから郷土芸能の発表会やったりというようなことで、今現在15年ぐらいになるわけですが、続いてきていると、そういう経過がございます。非常にそういう面では風連町という一つの中でやってきたものですから、地域がある程度大きくなかったせいかな、そういう面ではやりやすかったのかなというふうな思いをしているわけでございます。

ただ、これから向かっていく自治区の体制でございますが、小学校区をベースにしながら考えていくと。風連も同じような形で小学校をもとにしてそういった割り振りをした経緯がございます。これが今も残っているそれぞれの下多寄地域とか日進地域とか、そういう形で残っているわけでございますけれども、いずれにしても名寄の大所帯の中の人口でございますから、本当にそういう形でできるのかということ、非常に困難性があるのではないかというふうに感じておりますし、また職員もその時点では本当に一生懸命やったなというふうに思いますし、またそのことが本当にどうだったのかなということ、地域ごとに格差が出てきたと。ある地域は一生懸命職員も一緒になってやったけれども、ある地域ではただ職員がイベントの手伝いだけに使われたというようなことから、非常に職員同士の格差がございまして、不満もあったというふうなこともございます。今それぞれ新しいまちづくりをつくるわけでございますから、

この辺の反省も踏まえ、そしてまたいいものは残していくという私なりの考えは持っておりますから、風連のスタッフ制はなくなっても、職員がそういうことで協力できる体制がこれからできるかどうかという問題についてもこれから職員と話し合いをしながら、組織的でなく、ボランティア的な活動の中でそういった組織を目指していきたいなど、このように考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 御指名はなかったのですがありますけれども、今風連さんの大変いい事例を聞かせていただきまして、実は反省材料としてお話しすることがこれからこの制度を考えていく上でいいだろうと思ひまして、名寄市でも実は総合計画策定のとき16のブロックに分けて、職員を配置して、地域担当制を取り入れました。総合計画の議論をその場でいただきまして、職員がそれぞれの地域でそれぞれの課題なり、あるいは全市的な課題なりを議論したというところで総合計画はまとめ上げたのでありますけれども、その後の地域と職員との関係がどうも機能的にうまく回らない。今風連さんでも多少温度差があったと言いましたけれども、名寄市の場合も温度差がありまして、どうしてもうまく機能しなかったということがあります。総合計画をつくるまでは機能したのでありますけれども、それ以降はどうしてもうまく仕組みが回らないということで少し歯ぎしりをしたことを覚えているのでありますけれども、そこでちょっとスタイルを変えまして、職員と地域との結び、あるいは職場の結びどうするかということで出前講座を実施いたしました。これは、ちょっとスタイルは違うのでありますけれども、職員と地域、職場がどういうふうに接点を持てるかということを考えて、出前講座をテーマごとに、建設テーマなら建設部の職員が行く、年金なら年金の担当職員が行くということで、10人以上のグループでやっていただいたという経緯がございまして、どちらかというと名寄市の場

合はひょっとしたら失敗例かもしれませんので、この辺は今小室助役からありましたとおりで成功した例、失敗した例をあわせまして、今後職員と地域との関係をどう仕組みづくっていくかといういいテーマになるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 小室助役らしからぬ弱気な答弁が戻ってきたので、ちょっと心細くなったわけですが、私はその地区、その地域によって格差が出るというのは当然のことだというふうに思うのです。ですから、何もかにも右も左もすべて均一にいくなんていうのは夢のまた夢でありますから、まず考え方として格差が出ることは当たり前なのだ。では、その弱い部分をまたどういうふうに手当していくかということがそこが行政の力ですから、ですから私が言うのは行政というのは協働という言葉でも表現されるとおり、決して私たちはおんぶにだっこを求めているものではなくて、やはりお互いがつかず離れずの関係でいくのが一番よろしいというふうに思っているものですから、そういうでここが出ることを決して恐れないというふうに進んでいただきたい。

ことし風連地区で言えば各田舎神社祭りが終わって、イベントにも今お話しのとおりこの制度がなくなったということでかつての担当職員の方が有休をとって来てくれました。そこになって私たちが初めて大変ありがたかったことなのだというふうに思ったわけですが、ただしイベントの手間として私たちが考えていたのでは決してなくて、そこでやはりいろんな交流が生まれてきて、信頼関係が生まれてくるのです。ですから、言ってみれば例えば小室さんがその地区の担当でしたら、小室さんが総合窓口なのです、東風連担当の。だから、福祉の問題であり、教育の問題であり、とりあえず小室さんにちょっと言ってみようや、相談してみようやというようなことになる

わけですから、この問題はあの窓口、この問題はこっこの窓口ということではなくて、やはりそこはさっきも言ったとおり人対人の信頼関係をしっかりと築くことが一番しっかりしたまちづくりにつながるわけですから、これは何をさておいても抜かすわけにはいかないということで、今助役の方でも力強いまたメッセージもいただきましたので、大いに今後の議論に期待をしたいところであります。

それから、そのときやはり審議会のときに配られた基本構想の、未定稿であります、事務局からというのがありまして、その中にもしっかりと、ちょっと読み上げますが、住民活動は地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりにとっては欠かせないものであり、住民力の結集や住民と行政との協働体制の確立が求められます。その具体的なツール、道具が今お話ししましたとおり私はやはりかつての、名前はどうでもいいのですけれども、地域協議会あるいは地域担当スタッフだというふうに思います。名寄地区でも幸いに経験をされているということでもありますので、経験はよき教科書、先生になりますので、それを生かして、さらに新たな飛躍を挑戦するべきだというふうに思います。

最後、この問題についての私の総括は、継続は力なりであります。やはり続けることが力になると。失敗を乗り越えて、あるいは成果をしっかりと抱き締めて次のステップに進むというのが私は本当に血の通ったまちのあり方、これは大きい小さい関係ないのです。よく言われるとおり、風連でできたけれども、名寄ではできないというふうな言われ方をよくするわけですが、今もそんなニュアンスはあったわけですが、私は逆だと思っております。名寄でできることが風連でできないということはあるかもしれませんが、風連でできて名寄ができないはずないというのが私の基本的な考え方でもありますので、先入観にとらわれない、先ほどお話あった除雪なんかもそうで

すけれども、先入観にとらわれないと。規模が大きいからといったってただか3万ですから。そうですよ。これが30万とか、旭川とか、札幌の190万都市になったら話はちょっと変わってくるかもしれませんが、言ってみればただか5,000人、3万人の世界ですから、ほとんど市内の皆さん顔見知りですから、その辺はまだまだ可能性があるというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、次の二つ目の問題にいきます。この最終処分場、風連に限ってですが、7億5,000万円、私算数が余り得意ではないのですが、15年間で割り返したら1年間の償却が5,000万円ですね。これは、非常にわかりやすい理屈なのです。この間も処分場行って見てきました。今多分、私が見た目ですから余り当てにはなりません、15年間の7年間経過しているのですけれども、まだ4分の1ぐらいなのです。ですから、あと8年残っているわけですが、多分今のペースでいけば、先ほど御答弁の中にも数字ありまして、1,700が400ということになっていますので、まだまだ長もちすると。例えばこれ30年間使ったとしたら、1年間の償却費は2,500万円まで落ちるわけです。これほどの行財政改革はないわけですから、ですからその辺も市民の皆さんによく理解していただくと。であれば、1年間に2,500万円節約できるとなると、1人の委託でも直営でも職員置いたって、これは極めて安いコストだというふうに思うのです。ですから、あえて最低1人の、今の状況では現場の管理監督はできませんから、ですからこれは安いものだ。100万円かけたって、200万円かけたって、2,500万円年間節約していけるのであれば安いものだというふうにあります。

それから、もう一つ、人員配置を置くべきだというのは、先ほども申し上げましたとおり周辺が農地でありますから、これは私も答弁を見て、山内部長も少し考え方が、もう少しびりっとしてほ

しいなというふうに先ほどの竹中さんの質問に対する答弁も聞いて思ったのですが、どうもまなじり決してというふうな思いが伝わってこないのです。ごみの問題というのは、釈迦に説法ですから余り言いませんが、やはり腹くくってやらなければできないのです。これは、担当部長ですから一番よく御存じだと思います。答弁にもありましたとおり、例えばごみのビニール類の飛散があったときは速やかに対処します。これあってはいけないのです。これは、ことしの春かなりあったということ踏まえて、あえて申し上げているわけですが、出たからそれにイタチごっこのように後追いでやると。これは事と場合によりますけれども、この飛散を防ぐということはそれほど技術的にもコスト的にも難しい問題ではないというふうに思うものですから、本当にそこにきちっと監督指導者がいれば、逐一ごみを投げる部分については指導できるわけです。ですから、毎日泥をかぶせるわけにいかないから、重機で押すと。これは、当然飛散となってあらわれるわけです。その後で手間暇かけてごみをとって歩くと。これ絶対全部はとり切れませんから。ですから、一番効果的なのは火元の栓を閉めるというのが火事でも、それからごみでも一番効果的で、コストがかからないということですから、ぜひ風連の処分場については監督指導者を置くべきだと。一部第4日曜日には職員を配置するということなのですが、今すぐといっても難しいのは理解していますから、ぜひ新年度等においてはそういった形がとられることを希望いたしますが、どうでしょうか、部長。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） いろいろ手厳しいお言葉いただきましたけれども、私もまなじりを決めていないわけではございません。名寄の処分場におきましても、先ほど風連の処分場の方にストーブや車のバンパー等があるということでありました。年度当初見に行ったときには、自転車あるいは鉄くず、そういったものが敷地の中にち

ゃんと処分地として置いてあったということで、そういったような分離はされていたというふうに思っております。ただ、名寄での処分場につきましては、そうしたものも一括処分の中に入っていくということで、私風連の処分場見たときに非常にいい分別をしているなというふうに思いました。それで、鉄くずや、あるいはそういった自転車類、そうしたものを埋めることによって減量にならないということでございますので、そうしたものについての減量対策は図らなければならないというふうに思っております。それで、これの対策につきましては、市内の古物商さん、そういったところとの連携といいますか、受け入れてくれるかどうか、そんなことも十分に考えていかなければならないと思いますし、風連でのそういった処分をどういうふうに行っているのかということも参考にしながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

また、今管理運営の部分での人員ということで、ゴールデンウィークのときには私も家庭系ごみを持っていきましたけれども、本当に車が道路にはみ出て、そして待ち時間、搬入する人、それから搬出する人という部分がぶつかって、非常に混雑をしていたということがございます。それで、その当時は非常にごみも風連の処分場の方に持っていかれたというふうに思っております。これは、名寄地区では月曜日から土曜日までということで、サラリーマンの多い地区でありましたから、土曜日に持ち込む量が名寄では多かったのではないかと、この風連と名寄に分かれた場合の第4日曜日だけということがありまして、そこにまた集中してきたということだというふうに思っております。そういった意味では、先ほど申しましたように毎月1回開場する第4日曜日が今のところ多いという判断の中で、そこに職員を配置して、管理監督していきたいなというふうに思っています。

今後の推移によってどういうふうな状況になる

かわかりませんが、これらのこともかんがみながら実施をしていきたいと思ひますし、先ほどのビニールの問題についてもやっぱり分別の問題、あるいはその整地の問題だとかありますので、それらもあわせて考えていきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） まずは、試行してみてということで理解をさせていただきました。

現場を見て思ふのは、例えばソファーですとか、これは捨てていいものなのですから、いわゆる粗大ごみですね。それから、木の剪定木の捨てられたものがあるわけですから、これが結構スペースとるわけですから、例えば粉砕機ですとか、ソファー、それからたんすの類であればそれこそ即重機で、これ重なってしまつたつづれませんので、即重機でつぶしていくというようにことをすれば、かなりまた違ふと思ひますので、分別を進める傍ら、処分場の中の処分もしっかりしていくということで、であればやはり当然そこには重機のオペレーターも含めてそういう監督指導者を置かざるを得ないという状況に私は来春からはなるといふふうに期待を持って見ております。

それから、3点目であります。私もなかなか法律も理解できませんし、今回の答弁もいただいて、いろいろ考えてみたのですが、なかなか理解できないのですが、例えば56年以前の建物についてはすべて調査が必要だよということはあるのですが、風連中学校は耐力度調査も終わっているということで、全部の全市的な調査がまず前提だというのはわかるのですけれども、やはり必ず全市的な調査を行わないと単独ではここは耐力度調査も終わっているし、当然もうすぐかかるわけですから、耐力度調査は必要なくてということではなくて、やはり必ず全市的な調査が必要なのでしょうか、どうでしょうか。その1点だけちょっと。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 耐力度調査は、結果的にはすべての学校で耐震とか耐力度調査は必要となります。ただ、先ほども言ったようにこれを一度にやると多額のお金がかかるということで、これは文科省の方もよくわかっておりまして、それはできない事情がわかりますよということで、優先度調査ということをやります。これは、該当校でコアをくりぬいて、コンクリートの劣化度などとか、それから外見上見てどの程度劣化しているかと、古くなっているとか、そういうような調査を行うのですけれども、これは簡易的なものでありまして、1校当たり20万円程度でできるというようなことで、それをやることによって学校の優先順位を決めるということになります。順位を決めても、例えばこれから3年計画で、最初に19年度はここをやりましょうと。そうしたら、耐震診断なり、耐力度調査をそのやっていないところについてはやらぬとだめです。3年間の計画で学校改修改築するときは、必ず耐震診断なり、耐力度調査を行うと。その3年後の計画期間を過ぎて、また次の期間に入ったときには、またそこでも耐力度調査なり、耐震診断をやって、施設整備を順次に進めていくというような中身です。ですから、こういうふうになったのは耐震診断がなかなか全国的に進まない、北海道、名寄もそうなのですから、これをどうやって進めるかということで、今までのやり方ではまずいということで、耐震診断をやらぬところについては設備の改築改修なりをそのものを認めませんですよということだと思ふのです。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） わかりました。そうすると、耐震診断は必ずしなければいけないという義務づけですね。わかりました。

それで、19年に全市的な学校のその施設整備計画を策定するというので、その流れの中で当然その中、これが19年に計画ができ上がると風

連中学校の改築年次も明記されてくるということで理解してよろしいのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほど耐震診断とおっしゃいましたけれども、正確には耐震診断か耐力度調査ということですか。

それから、19年度には当然どここの学校をするかというような形では出てくると思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 先ほどもお話ししましたとおり、突貫工事で当時の資料を見ますと約1億円の建設費が見込まれたのです。それが突然燃えてしまったものですから、保険金の2,000万円ほどしか原資がないということで、そんな中で沿線の、当然当時の名寄市の皆さんにもお世話になったと思うのですが、沿線の市町村の方からの寄附だとか町内外のそういった善意が100万円ほどにもなったと。ですから、これは今の貨幣価値からいうと何千万円にも値する金額かなというふうに思って、本当にありがたかったこと、当時の私たちはそんなことは知らなかったのですが、そんな中で1年、当初の予定だと2年かかるものが1年ででき上がったと。三輪町長の時代の出来事だったのですが、本当に当時の三輪町長以下、それから建設業者様も含めて、私はちょうど3年生で、昔話をしているわけではないのですが、土曜日だったのです。そうです、土曜日だったのです。土日を挟んで、15日から授業が再開されたのです。ですから、当時私たちの中学校は700人ほどおりましたから、700のいすを2日間で用意をして、東風連小学校、旭小学校、それから下多寄小学校に各学年ごとに分かれて、私たちは3年生ということで中央小学校の体育館に1カ所で勉強させてもらったわけですが、そんな本当に大変な御苦勞の中で今の校舎ができ上がったと。しかしながら、傷みもきているのも事実でありますから、そのところ風連の地区の皆さん

は大変心配もしているところで、うちの学校はいつできるのだというふうに、いろんな今お話をいただいた、説明をいただいた部分はあるのですが、けれども、いつごろというふうな年次は今の時点ではまだ言えないですか。どうですか。18年が21年に完成するというのは、どういうふうに私たち考えたらいいかわかりやすく説明していただければ。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほども申し上げましたけれども、優先度調査は今年度行います。ですから、そこで学校ごとのものはわかると思います。それとまた、ことし検討委員会を設置しております、学校のあり方を検討していただいています。それと抱き合わせでできた時点で計画をつくっていくということになりますので、単純に古い年数からいくかといったら、それはそうとは限らないかもわかりませんが、その結果によっては。ですから、これでいきますと19年度に施設計画の策定ですから、順調にいても恐らく20年度以降になるのかなというような感じはしております。ただ、財政計画がありますので、それとも絡んできますので、早くても20年度以降というぐらいにしか今の時点ではちょっと私の方からは申し上げられません。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 早くても20年以降となると、29年も20年ですから非常に心配になるわけですが、そういう受けとめ方ではなくて、今御説明のとおり、御答弁のとおり、それぞれ定められた、義務づけられた調査を経て、前向きに極めて計画にのっとった形でやるというふうに私は受けとめさせていただいておりますので、それが大きく、今お話しのとおり古い順からやるわけではないということに若干の不安要素は正直持ったのですが、それに余りこだわらない方がよろしいのですね。わかりました。今部長も大きくうなずいてくれておりますので、私は部長を

全面的に信頼をしておりますので、教育長も含めて、そここのところは本当にお互い情報をやりとりしながら、しっかりといい校舎建設に向けて、またいい環境の中で子供たちに学んでいただくということで前向きに進んでいければというふうに思います。

それから、時間も残り少なくなってきたわけですが、皆さんも早く終わればいいのになと思っっているかもしれませんが、この風夢プロジェクトという、こういった冊子が風連町の本当に終わる間際だったのですが、でき上がりました。ごらんになった方もいらっしゃると思うのですが、これ冊子的には非常に薄いわけですが、本当に風連の教育の情熱がこの1冊に凝縮されているというふうに言ってもよろしいかというふうに思います。私は持っていますし、風連の教育委員会の部分に行けば多分あるかなと思いますので、議員の皆さんもぜひ、これは無料ですから、読んでいただいて、これが私は決してベストだとは思いません。ただ、一つの実績として、よく学ぶ子供たちがいて、そして情熱のある先生方がいて、そして……

(何事か呼ぶ者あり)

○17番(佐藤 勝議員) いやいや、それはまた別なのですけれども。

連携のすばらしさと、連携というのは保育所も入っているのです、小中のみならず。これは、部長もよく御存じだと思うのですが、そのあたりについてのお答えがなかったわけですが、やはり小学校から中学校に行くときにはいろんな意味でカルチャーショックがあると。同じように保育所、幼稚園から小学校に行くときはやはりカルチャーショックがある。それをいかに和らげるかというのが一つのスムーズな教育の連続になっていくかというふうに思うのですが、そのあたりについては幼と小の部分についてはいかがでしょうか。答弁には出てこなかったものですから、お伺いをいたします。手短でよろしいです。

○議長(田中之繁議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) ただいま小中の連携教育ということについての御質問がございましたが、旧名寄市でも随分議論した経過の中ではやはり幼稚園から大学までの接続がしっかりとできるかどうかという、これは大きな問題でございます。そういう意味で、風夢プロジェクトの中には幼稚園から恐らく高校まで視野に入れたそういう連携教育も含まれているのではないかとということで、大変すぐれたプロジェクトだと、こんなふうに考えております。

ここではひとつ小中という形で取り上げますと二つのパターンがございまして、小中の連携教育、これが先ほど部長の申し上げたああいう内容でございます。もう一つは、校舎をともにして、ともに学ぶという、こういう一貫教育というのがございます。これは、まだ北海道では例がございません。それから、連携教育はそれぞれの形で取り組まれているということでありますので、この風夢プロジェクトの提言も私たちはしっかり踏まえながら今後考えてまいりたいと、こう思っております。

○議長(田中之繁議員) 佐藤議員。

○17番(佐藤 勝議員) 秒読みに入りましたけれども、今教育長の方からお話ありましたとおり、最後に聞こうと思っていたのですが、校舎の同一敷地内の建設という部分があるのですが、これについては一定の御答弁をいただいているわけですが、これ以上の踏み込んだ部分というのはないのでしょうか。教育長に最後にお聞きをして、私の質問を終わります。

○議長(田中之繁議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) それにつきましては、部長の答弁にもございましたが、今後の風連中央小学校と風連中学校の連携のあり方の成果とか、これは似たような地域では智恵文も小学校、中学校連携教育を進めております。そういう成果をまず一つは確かめるということも大切でございます。

そういう中で、今立ち上げました適正配置、こういう検討委員会の中にも御議論をいただこうと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時46分

再開 午後 5時50分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

日程第3 平成18年第2定付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、熊谷吉正委員長。

○総務文教常任委員長（熊谷吉正議員） 議長から指名をいただきましたけれども、正確さを期すために用意したものを読み上げて、報告にさせていただきます。

今第2回定例会におきまして当委員会に付託をされました付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会は、9月11日に開催し、総務部長を初め担当職員の出席を願い、慎重に審査を行ったところであります。

本条例の制定につきましては、8月21日に開催されました議員協議会の場で担当者より詳細に説明を受けておりましたので、早速審査に入りました。

各委員から出されました主な質疑では、旧名寄市の市技スキーは合併によりどう取り扱うのかに対しては、新たな条例整備を含めた中で市技スキーの取り扱いについて議論していく。第3条中には「積極的に」の文言が4回、第4条中には「提言等を行います」の文言が3回使われているが、

美しい文章表現上整理されてはに対しては、従前の条例では「積極的に」の表現は1カ所で、検討委員会内での議論から織り込まれた。ホワイトマスターの称号は、旧該当者から通算となるのか、また文化賞、文化奨励賞のように掲示してはどうかに対しては、基本的には通算していくと考えている。ホワイトマスターの称は今まで37個人、団体に贈っており、構想の段階であるが、北国博物館に名前等を書いたものをつくっていききたい。また、市民にわかりやすい場所で贈ることも考えていききたい。市の責務を明らかにしている第2条で、従前の「利雪・親雪計画」から「庁内組織を設置し」と変わったが、庁内組織のイメージはどう考えているのかに対しては、克雪を含めて設置要綱を作成し、さまざまな提言、意見に対してこたえていける組織をつくりたいなどなど質疑が交わされたところであります。

さらに、各委員から字句や文章表現の整合性について修正すべきとの意見も出され、検討の結果、次のような修正案が出され、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

修正箇所を申し上げます。第2条第1項3号中「着る」を「過ごす」に改め、同項第7号中「生かした」、この生かしたは生活の生です、を「活かした」に改める、この活かしたは活動の活です。

第3条中「事項に取り組みます」を「項目について積極的に取り組みます」に改め、同条第1号中「積極的に除・排雪に協力」を「除・排雪に協力」に改め、同条第4号中「利用した、北国」を「利用した北国」に改め、同条第6号中「積極的に参加」を「参加」に改め、同条7号中「創意工夫するとともに積極的に参加」を「創意工夫し、参加」に改め、同条第8号中「積極的に進めます」を「進めます」に改める。

第4条中「次に掲げる事項に取り組みます」を「次の項目の提言等に取り組みます」に改め、同条第1号及び第2号中「推進にかかわる提言等を

行います」を「推進に関すること」に改め、同条第3号中「事項に関わる提言等を行います」を「事項に関すること」に改める。

なお、委員会としての条例の修正案をお手元に配付しておりますので、参考をお願いをしたいと思います。

以上を申し上げまして、今第2回定例会で付託されました付託議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定についての委員会における審査の経過と結果の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（田中之繁議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） 委員会の修正案について1点だけお伺いをしますけれども、第3条の4号、「冬の環境を活かし、豊かな地場産物を利用した、北国の食文化づくりをすすめます」と。なぜ「利用した北国」に点を取ってつないでいったのか、そこら辺の経緯についてお伺いをしたいというように思います。私読んでいる段階では、点があった方が読みやすいのかなというような気がするものですから、お伺いしただけですので、そこら辺のいきさつについてお話しいただければありがたいと思いますが。

○議長（田中之繁議員） 熊谷委員長。

○総務文教常任委員長（熊谷吉正議員） 「利用した、北国」のところについて「利用した北国」に接続をしたのは、委員の方から文章上「利用した北国」という続いている文言になっているという指摘がありまして、妥当という判断をして、そういう結論になっております。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知議員） 別にこだわるわけではございませんけれども、修正案の方が点を取っているということは、「利用した北国」という言葉をつないだということになるわけですので、「地場産物を利用した、北国の食文化」というこ

とを考えたときには点があった方がいいのかなというふうに理解したのですが、委員会でそういう議論があって、こういう方向にしたというのでしたら、私は別に異論はございません。

○議長（田中之繁議員） 熊谷委員長。

○総務文教常任委員長（熊谷吉正議員） 私どもの委員にも造詣の深い委員がございまして、「豊かな地場産物を利用した北国の食文化づくりをすすめます」というのは一つの文章として妥当だろうということで、全委員がそのとおりということで結論づけております。

○議長（田中之繁議員） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、平成18年第2定付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時57分

再開 午後 5時58分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

日程第4 意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」現行維持に関する意見書、意見書案第2号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書、意見書案第3号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書、意見書案第4号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書、意見書案第5号 各国の食料主権を保障するWTO農業交渉を求める意見書、意見書案第6号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、

委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第5 報告第3号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長(田中之繁議員) 日程第6 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長(田中之繁議員) 日程第7 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

経済常任委員会、川村正彦委員長。

○経済常任委員長(川村正彦議員) 経済常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

委員会は、7月18日から20日までの3日間の日程で、深川市、夕張郡長沼町、樺戸郡浦臼町、赤平市を行政視察してまいりました。

深川市役所では、地場産品の米PRを中心とした道の駅の運営状況についてをテーマに視察を行

いました。道の駅ライスランドふかがわは、国道12号線と国道233号線が交差し、高速道路の深川インターの入り口にあり、同一の敷地内にはガソリンスタンドとコンビニが併設されていることで相乗効果があり、平成15年度にオープンし、3年目の本年7月に300万人の入館者を達成しております。

道の駅として必ず設置が必要なものとして、公衆トイレ、公衆電話、駐車場があり、24時間供用できなければなりません。駐車場は当初80台分を予定しておりましたが、現状では130台分に拡張してきております。敷地内には情報コーナー、特産品販売コーナーのほかにお米のコーナーがあり、そこでは精米体験ができる設備があり、1回200円でもみすり等を経て白米になるまでの過程が見学でき、でき上がった2.4合の米を持ち帰ることができます。

管理運営につきましては、指定管理者である株式会社深川振興公社に委託し、費用負担の高い部分は直営で行い、採算はとれているとのことでした。

また、道の駅をつくるに当たって考慮すべき点としては、施設の暑さ対策や駐車場面積、商品のアイテム数などを考えるべきであり、物産及び加工品販売はコンセプトを逸脱しない範囲で協議し、販売は個人農家でなくJAが行い、端境期にはほかの物産を販売してでも閉鎖しないようにしているとのことでした。また、雇用についてもパートを含め約30名を超えているとのこと、来年11月にオープン予定の当市風連地区道の駅の参考になりましたし、名寄道の駅の建設に当たっては独自の魅力づくりを目指して十分な協議が必要であると感じました。

次に、夕張郡長沼町にあります道立中央農業試験場においては、クリーン農業に対する取り組み状況についてをテーマに視察を行いました。本年5月に食品中に残留する農薬等の規格基準がポジティブリスト制度に移行したことにより、これま

でのクリーン農業に対する考え方や農薬の使用についてどのような影響などがあるかについて説明を受けました。

総合防除科では、農薬が多用されている病害虫に対し総合的な視点から薬剤防除だけに頼らず、物理的、耕種的、生物的防除などの手法を開発、改良する試験研究を行っており、試験展示圃にはメロン、アスパラの害虫に対して天敵による生物学的防除法を実践している状況を見学してまいりました。現時点では一部で実用化されておりますが、コスト面や防除方法の確立面から一般の普及までには問題が残っております。しかし、消費者ニーズ等を考えると、近い段階で一般でも作物により実用普及されていく可能性があると感じました。

さらに、樺戸郡浦臼町にある農業生産法人有限会社神内ファーム21は、名寄市農業振興センター等と連携をとりながら、アスパラパウダー等の試験研究を行っておりますが、そこでは生産、加工、販売、一貫体制の新しいビジネス形態の創出と新規就農者独立支援機構の確立について視察を行いました。

視察の冒頭、この施設の創設者であります神内会長からの講話を受けた後、この施設の概要等について説明を受けました。これまでに500億円の設備投資をし、農場面積は600ヘクタールであり、そのほかに長万部に200ヘクタールの農地を取得する予定であります。経営内容としては、冬でも温室野菜を作付して、収益性の高い南方系の果実等を栽培しております。牧場では黒毛和牛の大規模な繁殖を始め、1万頭の和牛を目指しております。また、新規就農者の独立支援活動として夢見塾という塾を開き、新規就農を目指す家族に対して3年間の実習で独立して生活できるように一貫したサポートを行っており、研修期間でも夫に対しては月に20万円から25万円、妻は15万円から18万円と、これは最低月額35万円を保障しているようでございますが、などの支援

をしており、現在は1期生の15家族だけではありませんが、将来的には4期60家族までを考えているとのことございまして、最終的には30戸を一つのコミュニティとしていく考えであるということで計画を進めているということございしました。

規模や条件の違いがあっても、名寄市におきましても新規就農者に対する方策等を検討する必要があると感じてまいりました。

さらに、赤平市にある株式会社赤平花卉園芸振興公社では、高収益性作物の栽培状況についてをテーマに視察を行いました。施設においてコチョウランの実生とメリクロン苗の栽培過程を見学してまいりました。

コチョウランは、種子を殺菌して、フラスコの寒天培地の中に育てる実生苗と頂点分裂組織、メリステムと栄養体、クローンとの合成でつくられたメリクロン苗による2通りの栽培方法があります。メリクロン苗は、ウイルスや植物病原菌が除去された健全な植物が得られ、遺伝的形質が均一であることから、高品質ですぐれた親の形質を持った同一の花をつくるのが可能であるとのことでございます。これまでも名寄市の農業振興センターにおいてタイセツサクラや食用ユリ等の茎頂点培養による組織培養で一定の実績を上げておりますが、今後においても花卉や食用ユリ等の茎頂点培養による組織培養を積極的に取り組む中で、安全、安心な苗の供給と農業所得の向上を目指すことが必要であります。

最後に、今回の視察経過を踏まえまして、風連地区に建設が予定されております道の駅について委員会として議論を進めてまいりました。委員会としての考えとしては、モチ米などの明確なコンセプトを持って既存の道の駅とは違う憩い集う場としての空間でありたいと考えております。既設の駐車場スペースの不足が懸念されることや大型車の出入りがスムーズにできる駐車位置の設定、27線市道からの交通アクセス等の検討が必要で

あります。また、緑地帯、木陰等の周辺景観への配慮から、パークゴルフ場を併設することの可能性や隣接する既存施設との連携も視野に入れながら、地場産品の物販施設は夏、冬の需要に対応できる施設設計を工夫していく等の課題がございます。さらには、トイレ施設につきましては、シャワートイレの導入や女性トイレの十分な数の確保などについても将来を見据えた配慮をしていく中で、新生名寄市のシンボルとしての個性的な道の駅を目指すべきであると考えております。

以上を申し上げまして、経済常任委員会の行政視察報告といたします。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 次に、建設常任委員会、野々村勝委員長。

○建設常任委員長（野々村 勝議員） 建設常任委員会の行政視察報告について御指名がございましたので、ただいまより報告いたします。

委員会は、松尾建設水道部長、関下上下水道室長の同行をいただき、6月28日から3日間の日程でニセコ町と砂川市を視察研修してまいりました。

初日、ニセコ町役場でニセコビュープラザ直売会の小原会長と直売会唯一の職員である岩崎様から直売会の運営状況について説明を受けたところです。平成9年度にニセコ町の観光案内を目的に道の駅ニセコビュープラザが建設されましたが、当時の逢坂町長からニセコ町の農産物に付加価値をつけて販売してはどうかという提案があり、その年に休憩用の木のいすの上で5軒の会員による無人直売場が始まり、翌年には20軒となり、会員の頑張りにより人気スポットとなり、43の直売ブースと2軒のショップが出店し、基本的なショップブース以外は無人販売でした。そのため商品と売上金の誤差が大きくなり、販売員の中には入金漏れが20%から50%も出てくるようになったそうです。平成10年度から組織化し、現在は役員12名と会員60戸のテイクアウトコーナー5戸となり、65軒のショップコーナーを運営

しており、入会者の決定、お客様の対応などについて決まりをつくり、運営して、お客様の対応として会員による当番制をしき、このことにより商品の説明ができることで多くのファンが定着しているとのことでした。年々人気が増す中、お客様と生産者の情報交換とニーズの掌握が年間800品種の需要となる大きな要因となったそうです。平成14年8月よりバーコードによるPOSのシステムを導入し、無人販売時に起きていた商品と代金の不一致が解消され、平成17年度9月より商品補充集荷システム、これだすシステムを導入し、平成17年度の売り上げは2億3,500万円を計上したとの説明を受けたところです。

次の日は、名寄市の市街地再開発担当熊谷参事と長内主幹とも合流をし、砂川市を視察してまいりました。テーマは、市街地再開発事業と行政のかかわりについてであります。

砂川市の市街地再開発事業は、平成7年に市街地総合再生基本計画が作成され、平成10年に準備会が設立し、平成13年6月に事業が完了しております。当時の担当者でありました現在商工観光課の田伏課長と飯沢係長から説明を受けることができました。当事業は、砂川駅の南側中心市街地に位置し、交差点を中心とした十字街の一角に面しており、大型店のAコープや専門店が立地していた古くから近隣市町から買い物ができる市街地商業地として発展し、にぎわいととも活気のある中心市街地を形成した重要な地区であり、その後近隣炭産地の閉山や関連企業の撤退、大型店の合理化等に伴い、人口の減少、車社会が到来し、高齢化社会の問題、産業活力の停滞等で商店街の空洞化が余儀なくされ、さらに農協マーケットが郊外へ移転の話が持ち上がったことから、市民から市街地再開発の声が上がったそうです。施行地区面積が約0.9ヘクタール、権利者が9名で、個人施行で行われ、主要な用途は商業施設としてスーパー、JAを含む他が7,049平方メートル、駐車場が80台分で2,088平方メートル、総事

業費は15億7,000万円で、そのうち補助金が国が2億8,000万円、道が1億4,000万円、市が1億4,000万円であったことなどの説明を受けました。

また、質問に対し地権者との交渉にはコンサルタント会社が行い、個人施行が主であることから、市は支援する立場をとったとのこと、市は補助金のほかに駐車場整備に2億円を負担したこと、補助金の申請は市が行い、市の歳入に入れること、冬期間の駐車場の除排雪に市から50万円を補助していることなど説明があり、その後再生した施設を視察し、魅力ある商業拠点として地元の豊富な食材、日用品がそろい、JAの金融店舗に美容院、菓子店、食堂、薬局等の専門店が配置され、物を買うだけでなく、お年寄りと小さなお子様がくつろげる場所等を考慮した店舗づくりと事故防止のため駐車場を広くとり、ゆったりとした建物店舗であると感じました。

今回の視察では多くのことを学んでまいりましたが、これらについては今後の議会活動に生かしてまいりたいと思っておりますし、中身の濃い研修だったことを御報告し、建設常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（田中之繁議員） 日程第8 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 以上で今期定例会に付

託されました案件は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 6時18分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

副 議 長 堀 江 英 一

署名議員 木 戸 口 真

署名議員 渡 辺 正 尚